改正個人情報保護法の個別条文に関する解説

［令和３年６月時点暫定版］

個人情報保護委員会事務局

令和３年６月29日

【本説明資料の趣旨】

デジタル社会を形成するための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）第50条及び第51条による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正（以下「令和3年の個人情報保護法の改正」という。）により、従来、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人についての規律（以下、単に「公的部門に対する規律」という。）で対象ごとに分かれていたものを、個人情報保護法に一覧的に規定することとし、かつ、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）が一元的に当該規律を解釈運用することとなった。

これによる改正個人情報保護法の施行期日は、国の行政機関及び独立行政法人等に関する規定については、法の公布の日（令和3年5月19日）から1年以内で政令で定める日から、地方公共団体及び地方独立行政法人については、法の公布の日（令和3年5月19日）から2年以内で政令で定める日とされている。

委員会は、以上の段階的な施行期日を踏まえ、公的部門に対する規律に関して、国の行政機関及び独立行政法人等に係る政令及び委員会規則については令和3年内、地方公共団体及び地方独立行政法人に係る政令及び委員会規則については令和4年春の公布を目指して検討を進めるとともに、その解釈等を示すガイドライン等についても、政令及び委員会規則の策定・公布の時期に応じて、段階的に、策定・改訂することを予定している。

これらを踏まえて、個人情報保護委員会事務局（以下「事務局」という。）は、今後、委員会が段階的にガイドライン等を策定していくことに先立ち、幅広い関係者の理解の増進と、対応準備を促すため、国の行政機関等と地方公共団体等に共通するものも多い公的部門に対する規律について、一元化が完了する段階における各条文に関する解説を示すこととする。

なお、本資料は、あくまでも事務局において現時点における考え方を整理したものであり、政令、委員会規則等については引き続き委員会において検討を進めるものであることから、本資料の記載内容は、最終的なガイドラインとの差異が生じる可能性がある。

【本説明資料の構成】

※網掛け項目は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15　　年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）からの規律の変更を含む箇所である。

[1　適用関係 9](#_Toc75291874)

[2　定義 12](#_Toc75291875)

[2－1　定義（法第1章関係） 12](#_Toc75291876)

[2－1－1　個人情報（法第2条第1項） 12](#_Toc75291877)

[2－1－2　個人識別符号（法第2条第2項） 14](#_Toc75291878)

[2－1－3　要配慮個人情報（法第2条第3項） 15](#_Toc75291879)

[2－1－4　仮名加工情報（法第2条第5項） 16](#_Toc75291880)

[2－1－5　匿名加工情報（法第2条第6項） 17](#_Toc75291881)

[2－1－6　個人関連情報（法第2条第7項） 18](#_Toc75291882)

[2－1－7　行政機関（法第2条第8項） 19](#_Toc75291883)

[2－1－8　独立行政法人等（法第2条9項、別表第1） 24](#_Toc75291884)

[2－1－9　地方独立行政法人（法第2条第10項） 26](#_Toc75291885)

[2－1－10　行政機関等（法第2条11項、別表第2） 27](#_Toc75291886)

[2－2　定義（法第5章関係） 29](#_Toc75291887)

[2－2－1　保有個人情報（法第60条第1項） 29](#_Toc75291888)

[2－2－2　個人情報ファイル（法第60条第2項） 32](#_Toc75291889)

[2－2－3　行政機関等匿名加工情報（法第60条第3項） 34](#_Toc75291890)

[2－2－4　行政機関等匿名加工情報ファイル（法第60条第4項） 38](#_Toc75291891)

[2－2－5　「行政機関の長等」（法第63条） 39](#_Toc75291892)

[3　行政機関等の義務等 40](#_Toc75291893)

[3－1　行政機関等における個人情報等の取扱い 40](#_Toc75291894)

[3－1－1　個人情報の保有の制限等（法第61条） 40](#_Toc75291895)

[3－1－1－1　利用目的の特定（第1項） 40](#_Toc75291896)

[3－1－1－2　保有の制限（第2項） 43](#_Toc75291897)

[3－1－1－3　利用目的の変更（第3項） 44](#_Toc75291898)

[3－1－2　利用目的の明示（法第62条） 45](#_Toc75291899)

[3－1－3　不適正な利用の禁止（法第63条） 48](#_Toc75291900)

[3－1－4　適正な取得（法第64条） 49](#_Toc75291901)

[3－1－5　正確性の確保（法第65条） 50](#_Toc75291902)

[3－1－6　安全管理措置（法第66条第1項及び第2項） 51](#_Toc75291903)

[3－1－7　従業者の義務（法第67条） 55](#_Toc75291904)

[3－1－8　漏えい等の報告等（法第68条） 57](#_Toc75291905)

[3－1－9　利用及び提供の制限（法第69条） 58](#_Toc75291906)

[3－1－9－1　目的外利用・提供の制限の原則（第1項） 58](#_Toc75291907)

[3－1－9－2　目的外利用・提供の制限の例外（第2項） 58](#_Toc75291908)

[3－1－9－3　他法令との適用関係（第3項） 61](#_Toc75291909)

[3－1－9－4　行政機関等の内部における利用の制限（第4項） 62](#_Toc75291910)

[3－1－10　保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条） 64](#_Toc75291911)

[3－1－11　外国にある第三者への提供の制限（法第71条） 65](#_Toc75291912)

[3－1－11－1　外国にある第三者への提供の制限（第1項） 65](#_Toc75291913)

[3－1－11－2　同意を得ようとする場合の情報提供（第2項） 66](#_Toc75291914)

[3－1－11－3　相当措置の継続的実施確保等（第3項） 66](#_Toc75291915)

[3－1－12　個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第72条） 67](#_Toc75291916)

[3－1－13　仮名加工情報の取扱いに係る義務（法第73条） 68](#_Toc75291917)

[3－1－13－1　第三者提供の禁止（第1項） 68](#_Toc75291918)

[3－1－13－2　安全管理措置（第2項） 68](#_Toc75291919)

[3－1－13－3　識別行為の禁止（第3項） 69](#_Toc75291920)

[3－1－13－4　連絡先等の利用の禁止（第4項） 69](#_Toc75291921)

[3－1－13－5　受託者への準用（第5項） 70](#_Toc75291922)

[3－2　個人情報ファイル 71](#_Toc75291923)

[3－2－1　個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（法第74条） 71](#_Toc75291924)

[3－2－1－1　個人情報ファイルの事前通知（第1項） 71](#_Toc75291925)

[3－2－1－2　事前通知の適用除外（第2項） 74](#_Toc75291926)

[3－2－1－3　個人情報ファイルの保有をやめたとき等の通知（第3項） 80](#_Toc75291927)

[3－2－2　個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条） 81](#_Toc75291928)

[3－2－2－1　個人情報ファイル簿の作成及び公表（第1項） 81](#_Toc75291929)

[3－2－2－2　個人情報ファイル簿への掲載の適用除外（第2項） 82](#_Toc75291930)

[3－2－2－3　個人情報ファイル簿の一部不記載（第3項） 84](#_Toc75291931)

[3－2－2－4　地方公共団体等への適用（第4項及び第5項） 84](#_Toc75291932)

[3－3　開示、訂正及び利用停止 85](#_Toc75291933)

[3－3－1　開示 85](#_Toc75291934)

[3－3－1－1　開示請求権（法第76条） 85](#_Toc75291935)

[3－3－1－2　開示請求の手続（法第77条） 87](#_Toc75291936)

[3－3－1－2－1　開示請求書（第1項） 87](#_Toc75291937)

[3－3－1－2－2　本人確認（第2項） 89](#_Toc75291938)

[3－3－1－2－3　開示請求書の補正（第3項） 89](#_Toc75291939)

[3－3－1－3　開示義務（法第78条） 92](#_Toc75291940)

[3－3－1－3－1　基本的な考え方（第1項本文） 92](#_Toc75291941)

[3－3－1－3－2　不開示情報の類型と構成（第1項各号） 93](#_Toc75291942)

[3－3－1－3－3　審査基準の策定 95](#_Toc75291943)

[3－3－1－4　部分開示（法第79条） 97](#_Toc75291944)

[3－3－1－4－1　不開示部分が含まれている場合の部分開示（第1項） 97](#_Toc75291945)

[3－3－1－4－2　個人識別性の除去による部分開示（第2項） 98](#_Toc75291946)

[3－3－1－5　裁量的開示（法第80条） 101](#_Toc75291947)

[3－3－1－6　存否応答拒否（法第81条） 102](#_Toc75291948)

[3－3－1－7　開示請求に対する措置（法第82条） 104](#_Toc75291949)

[3－3－1－8　開示決定等の期限（法第83条及び第84条） 107](#_Toc75291950)

[3－3－1－9　事案の移送（法第85条） 113](#_Toc75291951)

[3－3－1－10　第三者に対する意見書提出の機会の付与等（法第86条） 116](#_Toc75291952)

[3－3－1－11　開示の実施（法第87条） 122](#_Toc75291953)

[3－3－1－12　他の法令による開示の実施との調整（法第88条） 125](#_Toc75291954)

[3－3－1－13　手数料（法第89条） 127](#_Toc75291955)

[3－3－2　訂正 130](#_Toc75291956)

[3－3－2－1　訂正請求権（法第90条） 130](#_Toc75291957)

[3－3－2－2　訂正請求の手続（法第91条） 133](#_Toc75291958)

[3－3－2－3　訂正義務（法第92条） 136](#_Toc75291959)

[3－3－2－4　訂正請求に対する措置（法第93条） 138](#_Toc75291960)

[3－3－2－5　訂正決定等の期限（法第94条及び第95条） 139](#_Toc75291961)

[3－3－2－6　事案の移送（法第96条） 140](#_Toc75291962)

[3－3－2－7　保有個人情報の提供先への通知（法第97条） 143](#_Toc75291963)

[3－3－3　利用停止 144](#_Toc75291964)

[3－3－3－1　利用停止請求権（法第98条） 144](#_Toc75291965)

[3－3－3－2　利用停止請求の手続（法第99条） 147](#_Toc75291966)

[3－3－3－3　利用停止義務（法第100条） 148](#_Toc75291967)

[3－3－3－4　利用停止請求に対する措置（法第101条） 150](#_Toc75291968)

[3－3－3－5　利用停止決定等の期限（法第102条及び第103条） 152](#_Toc75291969)

[3－3－4　審査請求 154](#_Toc75291970)

[3－3－4－1　審理員による審理手続に関する規定の適用除外等（法第104条） 154](#_Toc75291971)

[3－3－4－1－1　審理員による審理手続に関する規定の適用除外等（第1項） 154](#_Toc75291972)

[3－3－4－1－2　行政不服審査法の規定の適用に関する特例（第2項） 155](#_Toc75291973)

[3－3－4－2　審査会への諮問（法第105条） 157](#_Toc75291974)

[3－3－4－2－1　審査会への諮問義務（第1項本文） 157](#_Toc75291975)

[3－3－4－2－2　審査会への諮問義務の例外（第1項各号） 158](#_Toc75291976)

[3－3－4－2－3　通知義務等（第2項及び第3項） 161](#_Toc75291977)

[3－3－4－2－4　地方公共団体の機関等への準用（第3項） 162](#_Toc75291978)

[3－3－4－3　第三者からの審査請求を棄却する場合等の手続等（法第107条） 164](#_Toc75291979)

[3－3－5　開示、訂正及び利用停止等に関する規定の適用除外等（法第124条） 167](#_Toc75291980)

[3－4　行政機関等匿名加工情報の提供等 170](#_Toc75291981)

[3－4－1　行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等（法第109条） 170](#_Toc75291982)

[3－4－2　提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載（法第110条） 172](#_Toc75291983)

[3－4－3　提案の募集（法第111条） 173](#_Toc75291984)

[3－4－4　行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案（法第112条及び第113条） 174](#_Toc75291985)

[3－4－5　提案の審査等（法第114条） 179](#_Toc75291986)

[3－4－6　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結（法第115条） 182](#_Toc75291987)

[3－4－7　行政機関等匿名加工情報の作成等（法第116条） 183](#_Toc75291988)

[3－4－8　行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載（法第117条） 184](#_Toc75291989)

[3－4－9　作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等（法第118条） 185](#_Toc75291990)

[3－4－10　手数料（法第119条） 187](#_Toc75291991)

[3－4－11　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除（法第120条） 190](#_Toc75291992)

[3－4－12　識別行為の禁止等（法第121条第1項） 191](#_Toc75291993)

[3－4－13　行政機関等匿名加工情報等の安全管理の措置（法第121条2項） 192](#_Toc75291994)

[3－4－14　従事者の義務（法第122条） 193](#_Toc75291995)

[3－4－15　匿名加工情報の取扱いに係る義務（法第123条） 194](#_Toc75291996)

[3－5　雑則 197](#_Toc75291997)

[3－5－1　権限又は事務の委任（法第126条） 197](#_Toc75291998)

[3－5－2　開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等（法第127条） 201](#_Toc75291999)

[3－5－3　苦情処理（法第128条） 203](#_Toc75292000)

[4　地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の義務等 204](#_Toc75292001)

[4－1　定義 204](#_Toc75292002)

[4－1－1　地方公共団体の機関（法第2条第11項第2号） 204](#_Toc75292003)

[4－1－2　地方独立行政法人（法第2条第11項第4号） 205](#_Toc75292004)

[4－1－3　条例要配慮個人情報（法第60条第5項） 207](#_Toc75292005)

[4－2　地方公共団体及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱い 209](#_Toc75292006)

[4－2－1　安全管理措置（法第66条） 209](#_Toc75292007)

[4－3　個人情報ファイル 212](#_Toc75292008)

[4－3－1　個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条第4項） 212](#_Toc75292009)

[4－3－2　個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表（法第75条第5項） 213](#_Toc75292010)

[4－4　開示、訂正及び利用停止 214](#_Toc75292011)

[4－4－1　開示 214](#_Toc75292012)

[4－4－2　訂正 217](#_Toc75292013)

[4－4－3　利用停止 219](#_Toc75292014)

[4－4－4　審査請求 220](#_Toc75292015)

[4－4－5　開示請求等の手続並びに審査請求の手続に関する条例の定め 223](#_Toc75292016)

[4－5　行政機関等匿名加工情報の提供等 224](#_Toc75292017)

[4－6　地方公共団体に置く審議会等への諮問（法第129条） 227](#_Toc75292018)

[5　個人情報保護委員会による監視等 228](#_Toc75292019)

[5－1　個人情報保護委員会による監視（法第156条、第157条、第158条、第159条及び第160条） 228](#_Toc75292020)

[5－2　施行の状況の報告（法第165条） 230](#_Toc75292021)

[5－3　地方公共団体による必要な情報の提供等の求め（法第166条） 231](#_Toc75292022)

[5－4　条例の届出（法第167条） 232](#_Toc75292023)

【凡例（再掲を含む。）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 「デジタル社会形成整備法」 |  | デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号） |
| 「令和3年改正法」 |  | デジタル社会形成整備法第51条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号） |
| 「行政機関個人情報保護法」 |  | 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号） |
| 「行政機関個人情報保護法施行令」 |  | 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第548号） |
| 「独立行政法人等個人情報保護法」 |  | 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号） |
| 「行政機関情報公開法」 |  | 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号） |
| 「独立行政法人等情報公開法」 |  | 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号） |

※単に「法」と用いる場合は、令和3年改正法を意味する。

※本文中、行政機関等個人情報保護法と記載のある個所については、特記無き限り、独立行政法人等個人情報保護法と読み替えることが可能である。

1　適用関係

○　個人情報等の取扱い等に関する規律について、国の行政機関については、法第5章の規定が適用される。

○　独立行政法人等の個人情報等の取扱い等に関する規律についても、原則として、法第5章の規定が適用される。

（1）　ただし、独立行政法人等のうち法別表第2に掲げる法人は、個人情報データベース等を事業の用に供している場合には個人情報取扱事業者に該当し（法第2条第11項第3号及び第16条第2項第3号）、民間の個人情報取扱事業者等に対する規定（法第4章）が適用される。

なお、個人情報ファイル、開示等及び行政機関等匿名加工情報に関する規律については、行政機関等と同様の規律が適用される（法第58条及び第125条関係）。

（2）　また、独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の業務については、個人情報等の取扱いに関して、民間の個人情報取扱事業者に対する規定（法第4章）が適用される（法第58条第2項第2号）。

　　　なお、個人情報ファイル、開示等及び行政機関等匿名加工情報に関する規律については、行政機関等と同様の規律が適用される（法第58条及び第125条関係）。

○　地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の個人情報等の取扱い等に関する規律については、原則として、法第5章の規定が適用される。

（3）　ただし、地方公共団体の機関が行う業務のうち病院及び診療所並びに大学の運営の業務については、個人情報等の取扱いに関して、民間の個人情報取扱事業者に対する規定（法第4章）が適用される（法第58条第2項第1号）。

　　　なお、個人情報ファイル、開示等及び行政機関等匿名加工情報に関する規律については、行政機関等と同様の規律が適用される（法第58条及び第125条関係）。

（4）　また、地方独立行政法人のうち、試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学等の設置及び管理等を目的とするもの並びに病院事業の経営を目的とするものについても、個人情報データベース等を事業の用に供している場合には個人情報取扱事業者に該当し、民間の個人情報取扱事業者に対する規定（法第4章）が適用される（法第2条第11項第4号及び第16条第2項第4号）。

　　　なお、個人情報ファイル、開示等及び行政機関等匿名加工情報に関する規律については、行政機関等と同様の規律が適用される（法第58条及び第125条関係）。

○　この資料においては、（1）法別表第2に掲げる法人、（2）独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の業務、（3）地方公共団体の機関が行う業務のうち病院及び診療所並びに大学の運営の業務及び（4）地方独立行政法人のうち、試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学等の設置及び管理等を目的とするもの並びに病院事業の経営を目的とするものを、「規律移行法人等」という

○　なお、規律移行法人等が行う業務のうち政令で定めるものについては、安全管理措置義務（法第66条）、従業者の義務（法第67条）及び一定の罰則（法第176条及び第180条）について、行政機関等に準じた扱いがなされることとなる（3－1－6及び3－1－7を参照のこと）。

表　公的部門の機関、法人等の種別と法第4章及び第5章の主な適用関係

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 個人情報等の取扱い等に関する規律 | 個人情報ファイル簿に関する規律 | 開示、訂正、利用停止等に関する規律 | 匿名加工情報に関する規律 |
| 国の行政機関 | **公的部門の規律**（第5章第2節）） | **公的部門の規律**（第5章第3節） | **公的部門の規律**（第5章第4節） | **公的部門の規律**（第5章第5節） |
| 独立行政法人等 | **公的部門の規律**（第5章第2節） | **公的部門の規律**（第5章第3節）※第75条のみ |
|  | 別表第二に掲げる法人及び（独）労働者健康安全機構※1 | ***民間部門の規律***（第4章）（※2、3） |
| 地方公共団体の機関 | **公的部門の規律**（第5章第2節） |
|  | 病院、診療所、及び大学の運営の業務 | ***民間部門の規律***（第4章）（※2、3） |
| 地方独立行政法人 | **公的部門の規律**（第5章第2節） |
|  | 試験研究等を主たる目的とするもの、大学等の設置・管理及び病院事業の経営を目的とするもの | ***民間部門の規律***（第4章）（※2、3） |

※1　独立行政法人労働者健康安全機構については、病院の運営の業務に限る。

※2　第2節中保有個人データに関する事項の公表等（第32条）並びに開示、訂正等及び利用停止等（第33条～第39条）に関する規定は適用が除外される。

※3　民間の事業者である匿名加工情報取扱事業者等の義務（第4節）に関する規定は適用が除外される。

2　定義

2－1　定義（法第1章関係）

2－1－1　個人情報（法第2条第1項）

|  |
| --- |
| （定義）第2条　この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。一　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）二　個人識別符号が含まれるもの |

（公的部門・民間部門を通じた個人情報の定義の統一について）

○　行政機関個人情報保護法では、個人情報は「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」（行政機関個人情報保護法第2条第2項）とされていたところ、令和3年改正法では「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」とし、個人情報の定義は、官民共通となった（法第2条第1項）。

※現行の個人情報保護法（民間部門の規律）における「個人情報」については、個人情報保護法ガイドライン（通則編）2—1も参照のこと。

（「他の情報と容易に照合することができ」る場合について）

○　「他の情報と容易に照合することができ」るとは、行政機関等の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の事務や業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると解される。

（死者に関する情報について）

○　法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれていない。

○　なお、死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合（例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族（相続人）の氏名の記載があるなど遺族を識別することができる場合、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもある。）には、生存する個人（遺族等）を本人とする個人情報として保護の対象となる。

（条例における死者に関する情報の扱いについて）

○　令和3年改正法の施行前において、地方公共団体においては、条例により死者に関する情報を個人情報に含めて規律する例が存在している。令和3年改正法の施行により、個人情報の取扱い等については、全国共通ルールが設定されるため、個人情報の定義には、死者に関する情報は含まれないこととなる。個人情報の定義については、令和3年改正法の趣旨である全国共通ルール設定の根幹を成すものであり、令和3年改正法の施行後は、死者の情報を、条例によって個人情報として定義することは許容されない。

（外国人に関する情報について）

○　行政機関等においては、行政活動に伴い、日本国民に関する情報のみならず、外国人に関する情報も保有することがある。国籍等の区別なく個人情報の保護が行われることが個人情報の保護と個人情報の国際流通との調和を図る上で必要である。法では、個人情報である限り、外国人に関する情報も保護の対象となる。

2－1－2　個人識別符号（法第2条第2項）

|  |
| --- |
| 2　この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。一　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの二　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの |

○　個人識別符号は、それそのものから特定の個人を識別することができるものであり、通常人をもって具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至り得るか否かで判断されるものであるから、保有者が行政機関等であるか個人情報取扱事業者であるかによって特定の個人を識別できるか否かの判断が異なるものではない。そのため、個人識別符号の定義については、令和3年の個人情報保護法改正以前から、行政機関個人情報保護法及び個人情報保護法において同一とされている。

※現行の個人情報保護法（民間部門の規律）における「個人識別符号」については、個人情報保護法ガイドライン（通則編）2—2も参照のこと。

（「次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるもの」 について）

○　個人識別符号については、法第2条第2項第1号及び第2号において類型が定められているが、具体的には、政令で定めることとしている。

|  |
| --- |
| ○　政令においては、現行の個人情報保護法施行令に定める個人識別符号と同様の内容を定める方向で検討を行っている。【政令・規則事項】 |

2－1－3　要配慮個人情報（法第2条第3項）

|  |
| --- |
| 3　この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。 |

○　どのような記述等が本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものかという点は、当該記述等の保有者が行政機関であるか個人情報取扱事業者であるかによって異なるものではない。

そのため、要配慮個人情報の定義については、令和3年の個人情報保護法改正以前から、行政機関個人情報保護法及び個人情報保護法において同一とされている。

※現行の個人情報保護法（民間部門の規律）における「要配慮個人情報」については、個人情報保護法ガイドライン（通則編）2—3も参照のこと。

（「その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等」について）

○　要配慮個人情報については、法第2条第3項で例示的に列挙されたものの他に、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等を政令で定めることとしている。

|  |
| --- |
| ○　政令においては、現行の個人情報保護法施行令に定める要配慮個人情報と同様の内容を定める方向で検討を行っている。【政令・規則事項】 |

（条例等要配慮個人情報について）

〇　条例要配慮個人情報については、4－1－3を参照のこと。

2－1－4　仮名加工情報（法第2条第5項）

|  |
| --- |
| 5　この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。一　第1項第1号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。二　第1項第2号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。 |

（仮名加工情報の定義）

○　「仮名加工情報」とは、個人情報を、その区分に応じて次に掲げる措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいう。

※現行の個人情報保護法（民間部門の規律）における「仮名加工情報」については、追って制定する、令和2年の個人情報保護法の改正を反映させた個人情報保護法ガイドライン（通則編）も参照のこと。【令和2年個人情報保護法の改正を踏まえガイドライン（通則編）についてパブックコメントを終了しており、秋までには制定予定】

（行政機関等における仮名加工情報の作成等について）

○　行政機関等における仮名加工情報の取扱いについては、3－1－13を参照のこと。

2－1－5　匿名加工情報（法第2条第6項）

|  |
| --- |
| 6　この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。一　第1項第1号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。二　第1項第2号に該当する個人情報　当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。 |

○　法においては、従前の行政機関個人情報保護法や独立行政法人等個人情報保護法とは異なり、行政機関等における「匿名加工情報」には、個人情報該当性が認められないこととなり、一般的な個人情報としての保護に関する規定が適用されないこととなる。これにより、法第69条第2項（利用及び提供の制限）の適用対象外となり、行政機関等の所掌事務の遂行に必要な範囲内で任意に利用し得ることとなることから、法第5章において、「匿名加工情報」の安全性を担保するための規律として、識別禁止行為の禁止等の規律が設けられている。

※現行の個人情報保護法（民間部門の規律）における「匿名加工情報」については、個人情報保護法ガイドライン（通則編）2—8も参照のこと。

○　行政機関等における匿名加工情報の取扱いについては、3－4を参照のこと。

2－1－6　個人関連情報（法第2条第7項）

|  |
| --- |
| 7　この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。 |

（個人関連情報の定義等）

○　個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

※現行の個人情報保護法（民間部門の規律）における「個人関連情報」については、追って制定する、令和2年の個人情報保護法の改正を反映させた個人情報保護法ガイドライン（通則編）も参照のこと。【令和2年個人情報保護法の改正を踏まえガイドライン（通則編）についてパブックコメントを終了しており、秋までには制定予定】

○　行政機関等における個人関連情報の取扱いに係る義務については、3－1－12を参照のこと。

2－1－7　行政機関（法第2条第8項）

|  |
| --- |
| 8　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）三　国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）四　内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの五　国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの六　会計検査院 |

○　本項は、法の適用対象となる「行政機関」の範囲と単位を明らかにしている。法第5章は、国のすべての行政機関を対象としており、後述のとおり、会計検査院も対象に含めている。なお、本項は、行政機関情報公開法第2条第1項と同様の規定となっている。

○　なお、法においては、「地方公共団体の機関」は「行政機関」には含まれず、別の用語が用いられている。

○　法における「行政機関」の定義については、現行の行政機関個人情報保護法の規律及び解釈を踏襲する。

（「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関」（第1号）について）

○　本号により対象となるのは、法律の規定に基づき内閣に又は内閣の所轄の下に置かれる機関であり、具体的には、次の機関が当たる。これらの機関のうち、人事院は「内閣の所轄の下に」置かれており、他の機関はすべて「内閣の下に」置かれている。

○　なお、閣議等に係る行政文書に記録されている個人情報は、内閣官房において保有されていることから、法では、合議体としての内閣は対象としていない。

|  |  |
| --- | --- |
| 機関 | 法律の規定 |
| 内閣官房 | 内閣法第12条 |
| 内閣法制局 | 内閣法制局設置法第1条 |
| 復興庁 | 復興庁設置法第2条 |
| 国家安全保障会議 | 国家安全保障会議設置法第1条 |
| 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 | 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第25条 |
| 都市再生本部 | 都市再生特別措置法第3条 |
| 構造改革特別区域推進本部 | 構造改革特別区域法第37条 |
| 知的財産戦略本部 | 知的財産基本法第24条 |
| 地球温暖化対策推進本部 | 地球温暖化対策の推進に関する法律第10条 |
| 地域再生本部 | 地域再生法第24条 |
| 郵政民営化推進本部 | 郵政民営化法第10条 |
| 中心市街地活性化本部 | 中心市街地の活性化に関する法律第66条 |
| 道州制特別区域推進本部 | 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第20条 |
| 総合海洋政策本部 | 海洋基本法第29条 |
| 宇宙開発戦略本部 | 宇宙基本法第25条 |
| 総合特別区域推進本部 | 総合特別区域法第59条 |
| 原子力防災会議 | 原子力基本法第3条の3 |
| 国土強靱化推進本部 | 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第15条 |
| 社会保障制度改革推進本部 | 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第7条 |
| 健康・医療戦略推進本部 | 健康・医療戦略推進法第20条 |
| 社会保障制度改革推進会議 | 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律第18条 |
| 水循環政策本部 | 水循環基本法第22条 |
| まち・ひと・しごと創生本部 | まち・ひと・しごと創生法第11条 |
| サイバーセキュリティ戦略本部 | サイバーセキュリティ基本法第25条 |
| 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部 | 令和3年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第2条 |
| 特定複合観光施設区域整備推進本部 | 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第14条 |
| ギャンブル等依存症対策推進本部 | ギャンブル等依存症対策基本法第24条 |
| アイヌ政策推進本部 | アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第32条 |
| 新型コロナウイルス感染症対策本部 | 新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条 |
| 人事院 | 国家公務員法第3条 |

（注）令和2年12月31日現在の機関を記載。

（「内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」（第2号）について）

○　「内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関」とは、内閣府に外局として置かれる委員会及び庁並びにそれらの外局に置かれる委員会及び庁を指す。具体的には、内閣府の外局として、公正取引委員会、国家公安委員会、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁及び消費者庁が置かれている。したがって、本項により、内閣府及び宮内庁とともに、これらの四委員会二庁が法の対象となる。

（「国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）」（第3号）について）

○　本号により対象となるのは、内閣の統轄の下における行政機関のうち、省並びに省の外局として置かれる委員会及び庁であり、具体的には、次の機関がこれに当たる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 省 | 委員会 | 庁 |
| 総務省 | 公害等調整委員会 | 消防庁 |
| 法務省 | 公安審査委員会 | 出入国管理在留庁、公安調査庁 |
| 外務省 |  |  |
| 財務省 |  | 国税庁 |
| 文部科学省 |  | スポーツ庁、文化庁 |
| 厚生労働省 | 中央労働委員会 |  |
| 農林水産省 |  | 林野庁、水産庁 |
| 経済産業省 |  | 資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁 |
| 国土交通省 | 運輸安全委員会 | 観光庁、気象庁、海上保安庁 |
| 環境省 | 原子力規制委員会 |  |
| 防衛省 |  | 防衛装備庁 |

（「内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの」（第4号）について）

（「国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの」（第5号）について）

○　府、省、委員会及び庁に置かれる施設等機関（法律又は政令により設置される試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいう。）及び法律により設置される特別の機関の中には、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、法上の「行政機関」として、府、省、委員会及び庁と同様に扱うことが適当なものがあり、政令で定めることによりこれらの機関を法上の「行政機関」とすることができることとした。

|  |
| --- |
| ○　第4号は、内閣府、宮内庁並びに内閣府の外局の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関のうち政令で定めるものを法上の独立の行政機関とすることを規定したものである。具体的には、現在、行政機関個人情報保護法施行令第1条において警察庁が定められており、これを前提に、今後定める。【政令事項】 |

|  |
| --- |
| ○　第5号は、各省並びに各省の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関のうち政令で定めたものを法上の独立の行政機関とすることを規定したものである。具体的には、現在、行政機関個人情報保護法施行令第2条において検察庁（法務省に置かれる特別の機関）が定められており、これを前提に、今後定める。【政令事項】 |

（「会計検査院」（第6号）について）

○　会計検査院は、憲法上の機関としての位置付けをもち、また、「内閣に対し独立の地位を有する」（会計検査院法第1条）機関であるが、個人情報保護の観点からは、基本的に他の行政機関と同様の規律の対象とすることが望ましいことから、法の対象となる「行政機関」に含めることとされている。

○　なお、会計検査院については、次のように、憲法上の機関として、内閣に対し独立の地位を有するという同院の性格にふさわしい仕組みとしている。

①　会計検査院の保有する個人情報ファイルは、個人情報保護委員会に対する事前通知の対象としていない（法第74条）。

②　会計検査院長が行った開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、別途、会計検査院に設置される審査会（会計検査院情報公開・個人情報保護審査会）に諮問しなければならないこととしている（法第105条第1項）。

③　個人情報保護委員会は、会計検査院の長に対し、資料の提出の要求及び実地調査、指導及び助言並びに勧告及び勧告に基づいてとった措置についての報告の要求は行わない（法第156条、第157条、第158条及び第159条）。

2－1－8　独立行政法人等（法第2条9項、別表第1）

|  |
| --- |
| 9　この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び別表第1に掲げる法人をいう。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表第1（第2条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 | 根　拠　法 |
| 沖縄科学技術大学院大学学園 | 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成21年法律第76号） |
| 沖縄振興開発金融公庫 | 沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号） |
| 外国人技能実習機構 | 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号) |
| 株式会社国際協力銀行 | 株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号） |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号) |
| 株式会社日本貿易保険 | 貿易保険法（昭和25年法律第67号） |
| 原子力損害賠償・廃炉等支援機構 | 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号） |
| 国立大学法人 | 国立大学法人法（平成15年法律第112号） |
| 大学共同利用機関法人 | 国立大学法人法 |
| 日本銀行 | 日本銀行法（平成9年法律第89号） |
| 日本司法支援センター | 総合法律支援法（平成16年法律第74号） |
| 日本私立学校振興・共済事業団 | 日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号） |
| 日本中央競馬会 | 日本中央競馬会法(昭和29年法律第205号) |
| 日本年金機構 | 日本年金機構法（平成19年法律第109号） |
| 農水産業協同組合貯金保険機構 | 農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号） |
| 放送大学学園 | 放送大学学園法（平成14年法律第156号） |
| 預金保険機構 | 預金保険法（昭和46年法律第34号） |

 |

○　法の対象となる独立行政法人等は、独立行政法人等個人情報保護法における対象と基本的に同様（※）である。

　※次の2法人については独立行政法人等情報公開法と異なる取扱いとしている。

　　①　関西国際空港株式会社については、独立行政法人等情報公開法では、特に空港の建設業務に係る法人文書のみについて対象としているが、法においては対象とはされていない。

②　日本私立学校・共済事業団は、独立行政法人情報公開法では、特に共済法に基づく給付や厚生年金法に基づく保険給付等についてのみ対象としているが、法においては対象とされている。

2－1－9　地方独立行政法人（法第2条第10項）

|  |
| --- |
| 10　この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。 |

○　地方独立行政法人については、4－1－2を参照のこと。

2－1－10　行政機関等（法第2条11項、別表第2）

|  |
| --- |
| 11　この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。一　行政機関二　地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第3章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）三　独立行政法人等（別表第2に掲げる法人を除く。第16条第2項第3号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第4項から第6項まで、第119条第5項から第7項まで並びに第125条第2項において同じ。）四　地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第16条第2項第4号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第7項から第9項まで、第119条第8項から第10項まで並びに第125条第2項において同じ。） |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 別表第2（法第2条、第58条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　称 | 根　拠　法 |
| 沖縄科学技術大学院大学学園 | 沖縄科学技術大学院大学学園法 |
| 国立研究開発法人 | 独立行政法人通則法 |
| 国立大学法人 | 国立大学法人法 |
| 大学共同利用機関法人 | 国立大学法人法 |
| 独立行政法人国立病院機構 | 独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号） |
| 独立行政法人地域医療機能推進機構 | 独立行政法人地域医療機能推進機構法（平成17年法律第71号） |
| 放送大学学園 | 放送大学学園法 |

 |

○　令和3年の個人情報保護法の改正により、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が廃止され、それぞれ規律の対象となっていた行政機関及び独立行政法人等に関する規律を個人情報保護法で規律することとした。また、地方公共団体及び地方独立行政法人についても、その保有する個人情報の取扱いについては、法律による共通ルールを設定し、国の行政機関等と同様に規律することとした。

○　本項は、法第5章が規定する個人情報の取扱いに関する規律が適用される行政機関等に当たるものについて、それぞれ定義するものである。

（行政機関）

○　行政機関については、2－1－7を参照のこと。

（地方公共団体の機関）

○　地方公共団体の機関については、4－1－1を参照のこと。

（独立行政法人等）

○　独立行政法人等については、2－1－8を参照のこと。

（地方独立行政法人）

○　地方独立行政法人については、2－1－9（4－1－2）を参照のこと。

2－2　定義（法第5章関係）

2－2－1　保有個人情報（法第60条第1項）

|  |
| --- |
| （定義）第60条　この章及び第8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員（独立行政法人等及び地方独立行政法人にあっては、その役員を含む。以下この章及び第8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この章において「行政機関情報公開法」という。）第2条第2項に規定する行政文書をいう。）、法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（同項第4号に掲げるものを含む。）をいう。）又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの（行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除く。）をいう。）（以下この章において「行政文書等」という。）に記録されているものに限る。 |

○　法において行政機関等における個人情報の取扱いに関する規律及び本人からの開示、訂正、利用停止の請求等の対象を「保有個人情報」としている。保有個人情報の要件は、現行の行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法と同様、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法における行政文書及び法人文書の定義と整合性が取れるようにしている。

（「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもの」について）

○　「行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関等の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

○　「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

○　「行政機関等が保有している」とは、行政機関情報公開法における行政文書の保有の概念と同様である。すなわち、当該個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。

（「行政文書［中略］に記録されているものに限る」及び「法人文書［中略］に記録されているものに限る」について）

○　個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）があるが、法の規律を安定的に運用するためには、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要があり、文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されていることを前提とした。その上で、情報公開法との整合性を確保する観点から、行政文書又は法人文書に記録されているものに限ることとした。したがって、職員が単に記憶しているにすぎない個人情報は、保有個人情報に該当しない。また、行政機関情報公開法は、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの等を行政文書の定義から除いているが、これらに記録されている個人情報も、保有個人情報に該当しないことになる。

○　なお、独立行政法人等情報公開法が定める法人文書は、行政機関情報公開法が定める行政文書と基本的に同様のものとされている。

（「地方公共団体等行政文書［中略］に記録されているものに限る」について）

○　地方公共団体等行政文書とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもとされている。

○　地方公共団体等行政文書の範囲は、行政文書及び法人文書と規定上同一としている。一方、行政文書及び法人文書では、それぞれを対象とした情報公開法において、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの等を行政文書の定義から除いているが、地方公共団体等行政文書においては、本項において、行政機関情報公開法第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして政令で定めるものを除くこととしている。

|  |
| --- |
| ○　政令で定める事項については、地方公共団体における情報公開条例の規定状況等を踏まえて今後定める。【政令事項】 |

（保有個人情報の範囲の特定について）

○　「個人情報」は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合物である。この「一まとまり」の範囲は、情報の内容、事務の性質等から総合的に判断されるべきものである。開示、訂正、利用停止等の場面において、どこまでが開示請求者に関する保有個人情報となるのかは、形式的には決め難い。とりわけ行政文書に散在的に記録されている個人情報の場合実務上問題となる。法では、開示請求を行う者は、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を開示請求書に記載することとしており（法第77条第1項第2号）、また、行政機関の長等は、補正の参考となる情報を提供するよう努めることとしている（同条第3項）。このような請求手続の過程において、対象となる保有個人情報の範囲が特定されることが、円滑な運用を図る上で不可欠である。

2－2－2　個人情報ファイル（法第60条第2項）

|  |
| --- |
| 2　この章及び第8章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。一　一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの二　前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの |

○　特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成した「個人情報ファイル」は、行政機関等にとって利便性の高いものである反面、管理が適切に行われなければ、個人の権利利益を侵害するおそれも高くなる。このため、法では、現行の行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法と同様、個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条）並びに罰則（法第176条）において、「個人情報ファイル」を規律対象とする規定を設けている。

○　また、会計検査院を除く行政機関については、現行の行政機関個人情報保護法と同様、個人情報保護委員会に対する事前通知（法第74条）において「個人情報ファイル」を規律対象としている。

（「一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」（第1号）について）

○　本号は、電子計算機処理に係る個人情報ファイルについて規定するものである。

○　「一定の事務」とは、個人情報ファイルを保有する行政機関等の所掌事務又は業務の一部又は全部であって、その個人情報ファイルの作成目的となる特定の事務又は業務をいう。

○　「体系的に構成したもの」とは、一定の基準に基づいて個人情報が集められたものである。例えば、一つの業務あるいは業務内のある機能専用として完結したものであって、ファイルの使用目的のために、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されている個人情報からなる集合物をいう。また、そのような集合物が複合されたものであって、多目的のファイルとして管理し、複数業務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより全体として多様な事務に用いられるものも含む。

（「前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」（第2号）について）

○　本号は、いわゆるマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについて規定するものである。

○　「特定の保有個人情報を容易に検索することができる」とは、探そうとする人の情報が直ちに検索できるもの、例えば、人名が容易に検索できるように五十音順に配列されているもの（診療録、学籍簿等）を想定している。

2－2－3　行政機関等匿名加工情報（法第60条第3項）

|  |
| --- |
| 3　この章において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。以下この項において同じ。）、独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の情報公開条例（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例をいう。以下この章において同じ。）に規定する不開示情報（行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に相当するものをいう。）が含まれているときは、これらの不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。一　第75条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。二　行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求（行政機関情報公開法第3条、独立行政法人等情報公開法第3条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があったとしたならば、これらの者が次のいずれかを行うこととなるものであること。イ　当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。ロ　行政機関情報公開法第13条第1項若しくは第2項、独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。三　行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。 |

○　「行政機関等匿名加工情報」とは、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部を加工して得られる匿名加工情報をいう。なお、行政機関等匿名加工情報は、個人の権利利益の保護に支障がない範囲で保有個人情報を加工するものであるところ、保有個人情報に行政機関情報公開法第5条第1号を除き同条第2号ただし書に規定するものを含む不開示情報が含まれる場合（独立行政法人等情報公開法及び地方公共団体が定める情報公開条例にておいても同様の趣旨）、これを加工して提供することは、個人の権利利益以外の保護法益を害するおそれがあるため、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除外している。

(1) 法第75 条第2 項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3 項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと（第1号）

○　自己の個人情報の利用の実態を的確に把握するための仕組みとして個人情報ファイル簿（法第75条第1項）の作成・公表の仕組みが設けられていることを踏まえ、国民があずかり知らないところで自らの個人情報から行政機関等匿名加工情報が作成・提供されることがないようにするため、個人情報ファイル簿に掲載される保有個人情報であることを要件としているものである。したがって、国の重大な利益に関する事項を記録するものや犯罪捜査・犯則事件の調査等のために作成・取得するもの等は加工対象とならない。

(2) 行政機関情報公開法第3条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている行政文書等の開示の請求［中略］があったとしたならば、当該行政機関の長が次のいずれかを行うこととなるものであること（第2号）

イ　当該行政文書等に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること（第2号イ）

〇　行政機関情報公開法第3 条等に基づく開示請求があった場合に、保有個人情報の一部開示すらできないものは、個人の権利利益の保護に支障が生じない範囲で行政機関匿名加工情報を作成することが困難であることから、開示請求があったとしたならば、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨を決定するものであることとしている。

ロ　行政機関情報公開法第13条第1項若しくは第2項、独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項又は情報公開条例［中略］の規定により意見書の提出の機会を与えること（第2号ロ）

〇　行政機関情報公開法第13条は、第三者に関する情報が記録されている行政文書について開示請求があったときは、第三者に対する意見書提出の機会の付与及び開示に反対の意思を表示した意見書の提出があった場合の措置を定めている。これは、行政機関の長が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の権利利益の適正な保護を図るため、必要な調査の一環として設けられた手続的規定であるところ、上記イの判断を行い得るのはこの手続を要しない場合に限られる。

このことを踏まえ、本号ロは、保有個人情報の全部又は一部を開示する決定等をするに当たって、当該手続を要する場合について、上記イとは別に、行政機関情報公開法等の規定により意見書提出の機会を与えることとなる個人情報ファイルであることを要件として規定している。

具体的には、例えば、次のものが該当する。

・開示決定等に当たって第三者に意見書提出の機会を与える必要があると行政機関の長が判断するもの（行政機関情報公開法第13条第1項）

・公益的開示をしようとする場合（行政機関情報公開法第13条第2項）

(a) 個人情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示することが必要であると認められるもの（行政機関情報公開法第5条第1号ロ）

(b) 法人等情報ではあるが、人の生命、身体等を保護するために、開示することが必要であると認められるもの（行政機関情報公開法第5条第2号ただし書）

(c) (a)(b)以外で公益上特に必要があると認められるもの（行政機関情報公開法第7条）

(3) 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、法第116条第1項の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること（第3号）

○　行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障がない範囲内で、加工基準に従い個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであることとするものである。

○　なお、(1)及び(2)の適用については、地方公共団体及び地方独立行政法人においては、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の適用がないことから、加工対象から除外する不開示情報及び文書の開示の請求があった場合には意見書の提出の機会を与えることとなることについて、国の情報公開法の規定に相当する情報公開条例の規定により定められていることが必要となる。

|  |
| --- |
| ○　行政機関等匿名加工情報を作成するときは、法第116条第1項に規定する個人情報保護委員会規則で定める基準に従って加工する必要があるところ、現行の行政機関個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会規則に規定されている内容を前提として、今後定める。【規則事項】 |

2－2－4　行政機関等匿名加工情報ファイル（法第60条第4項）

|  |
| --- |
| 4　この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。一　特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの二　前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの |

（行政機関等匿名加工情報ファイルの定義）

○　「行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物」であって、「特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」とは、特定の行政機関等匿名加工情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物をいう。

|  |
| --- |
| ○　また、「特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの」については、行政機関個人情報保護法等においては、コンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体の行政機関非識別加工情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の行政機関非識別加工情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものも含むこととされており、これを前提に、今後政令で定める。【政令事項】 |

○　なお、個人情報取扱事業者においては、匿名加工情報の取扱いに関する規律の対象は、「匿名加工情報データベース等」（匿名加工情報を含む情報の集合物であって、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの（法第16条第6項））を構成するものに限定されている（法第43条第1項）。

2－2－5　「行政機関の長等」（法第63条）

|  |
| --- |
| （不適正な利用の禁止）第63条　行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。 |

○　法において、個人情報の取扱いに関する義務や開示、訂正、利用停止の実施を行う主体として行政機関の長等が規定されており、本条中においてその定義を定めている。

○　行政機関の長等は、行政機関（2－1－7を参照のこと。）の長及び地方公共団体の機関（4－1－1を参照のこと。）並びに独立行政法人等（2－1－8を参照のこと。）及び地方独立行政法人等（4－1－2を参照のこと。）が含まれる。

○　行政機関のうち、内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項の機関、内閣府設置法第40条及び第56条の特別の機関、国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関として政令で定めるものについては、その機関ごとに政令で定める者を行政機関の長とすることとしている（法第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関については2－1－7を参照のこと。）。

|  |
| --- |
| 〇　「その機関ごとに政令で定める者」について、具体的には、行政機関個人情報保護法施行令において、警察庁にあっては、警察庁長官、最高検察庁にあっては、検事総長などを定めており、これを前提に、今後定める。 |

3　行政機関等の義務等

3－1　行政機関等における個人情報等の取扱い

3－1－1　個人情報の保有の制限等（法第61条）

3－1－1－1　利用目的の特定（第1項）

|  |
| --- |
| （個人情報の保有の制限等）第61条　行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第2項第3号及び第4号、第69条第2項第2号及び第3号並びに第4節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。 |

○　本条は、行政機関等が個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならないこと、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこと等の個人情報の保有の制限等について規定するものである。

（個人情報の保有について）

○　個人情報の保有の概念については、2－2－1を参照のこと。

（「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り」について）

○　令和3年の個人情報保護法の改正に伴い、行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を行政機関等として、法第5章の規律を適用することとした。従来、行政機関個人情報保護法において行政機関については「所掌事務」を、独立行政法人等個人情報保護法においては独立行政法人等については「業務」を遂行するものとしていたことから、法においては行政機関等が遂行するものとして、「所掌事務又は業務」と規定している。

○　各行政機関等の所掌事務又は業務には、当該機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に列挙されている事務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務や、作用法上規定されている事務が含まれる。「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り」とは、個人情報の保有が、これらの所掌事務又は業務のうち、当該個人情報を保有することによって遂行しようとする具体的な事務又は業務の遂行に必要な場合に限り許容されることを意味する。

（「その利用目的をできる限り特定しなければならない」 について）

○　個人情報がみだりに取り扱われ、個人が不測の権利利益侵害を被ること　を未然に防止するためには、まず、個人情報の利用目的が明確にされ、以後、その利用目的に沿って適切に取り扱われることが必要である。「利用目的」は、保有から利用・提供に至る個人情報の取扱いの範囲に係る重要な要素である。

○　「その利用の目的をできる限り特定」するとは、個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的、個別的に特定することを求める趣旨であり、利用目的の特定の程度を行政機関等の恣意的判断に委ねるものではない。また、利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければならない。

（「法令（条例を含む。［略］）」について）

○　本条において、個人情報取扱事業者等の義務等を定める第4章において、「法令」には条例が含まれる（法第18条第3項第1号）こととされているほか、行政機関等の義務等を定める法第5章においては、以下の規定において「法令」に条例及びこれに基づく規則等の地方公共団体が定める法規が含まれることとしている。

　・個人情報の保有を、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り認める規定（法第61条第1項）（3－1－1－1を参照のこと。）

　・行政機関に準じた安全管理措置の義務が準用される者として、一定の業務を行う者を定める規定（法第66条第2項第3号及び第4号）（3－1－6を参照のこと。）

　・行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合又は保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用する場合であって、かつ、それぞれ相当の理由があるときに、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用又は提供できることを定める規定（法第69条第2項第2号及び第3号）（3－1－9－2を参照のこと。）

・開示、訂正及び利用停止に係る規律（法第5章第4節）において、開示義務が及ばない不開示情報から除かれる法令の規定等により開示請求者が知ることができる情報等を定める規定（法第78条第1項第2号イ）、開示の実施並びに訂正及び利用停止請求が行われる際に、他の法令の規定に特に定めがある場合の調整規定（法第88条、第90条第1項、第98条第1項）（3－3－1－12、3－3－2－1、3－3－3－1を参照のこと。）

○　他方、地方公共団体ごとの制度や運用の不統一や不整合を解消するため、法律で全国的な共通ルールを定めるという、令和3年の個人情報保護法の改正の趣旨に鑑み、特に、以下の規定において「法令」に条例が含まれないこととしている。

　・行政機関の長等が、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し又は提供してはならないこと等を定める規定（法第69条第1項及び第3項）（3－1－9－1及び3－1－9－3を参照のこと。）

　・行政機関の長等が、一定の外国にある第三者に対して利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合において、法令に基づく場合等を除いて、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならないこと等を定める規定（法第71条第1項及び第3項）（3－1－11－1及び3－1－11－3を参照のこと。）

　・行政機関の長等が、法令に基づく場合を除くほか、一定の仮名加工情報を第三者に提供してはならないこと等を定める規定（法第73条第1項、第3項及び第4項）（3－1－13－1、3－1－13－3及び3－1－13－4を参照のこと。）

○　なお、「法令」に条例が含まれないこととされている場合においても、「法令」の委任に基づき定められた条例については、「法令」に含まれる。

　　法令の委任に基づく規定の例：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の11第2項の規定に基づき定められた条例の規定

3－1－1－2　保有の制限（第2項）

|  |
| --- |
| 2　行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。 |

（「利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない」について）

○　利用目的の達成に不必要な個人情報の保有は、安全管理上問題であるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもある。したがって、個人の権利利益を保護する観点から、個人情報が取得される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならないこととしたものである。

3－1－1－3　利用目的の変更（第3項）

|  |
| --- |
| 3　行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。 |

○　新たな行政サービスの展開に対応する必要性等から、利用目的を変更せ　ざるを得ない場合が生じることは一般に想定し得るところであり、個人の権利利益を保護することを目的としつつも、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図ることにも留意している法の趣旨に照らせば、利用目的に一定の柔軟性を持たせることが適当である。

○　しかしながら、いったん特定された利用目的が無限定に変更されること　になれば、利用目的を特定した実質的意味は失われることから、本項では、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、利用目的を変更することができることとした。

○　「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、想定することが困難でない程度の関連性を有することをいう。

○　また、「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、行政機関等の恣意的な判断による変更を認めるものではない。ＯＥＣＤの「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」においても、個人データの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しないで、かつ、目的の変更毎に明確化された他の目的の達成に限定されるべきであるとしているが、同趣旨である。

（参考）利用目的以外の利用・提供の制限との関係

○　利用目的以外の利用・提供が恒常的に行われる場合は、本項に基づく利用目的の変更に該当し、臨時的に行われる場合は、法第69条第2項に基づく利用目的以外の利用・提供に該当する。

3－1－2　利用目的の明示（法第62条）

|  |
| --- |
| （利用目的の明示）第62条　行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。一　人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。二　利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。三　利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。四　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。 |

○　本条は、行政機関等が、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、利用目的をあらかじめ明示しなければならないことを定めるものである。

（「本人から直接書面（電子的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するとき」について）

○　本人から直接個人情報を取得する形態には、書面による場合や口頭による場合があるが、口頭による情報の場合、必ずしもそのすべてが保有個人情報として保有されるわけではない。これに対して、申請書やアンケート調査票等、本人が書面に記載して提出するものは、その多くが保有個人情報として保有され、その後の各種行政運営等の基礎資料として利用されることになると考えられることから、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、特に利用目的を明示することを定めたものである。

○　なお、「電磁的記録を含む」こととしたのは、近時行政の情報化が急速に進展し、オンラインによる申請等も一般化しつつあることから、このような情報通信ネットワーク等を介して取得する場合も含む趣旨である。

（「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」について）

○　利用目的の明示の方法としては、申請書等の様式にあらかじめ記載しておくなどの方法のほか、窓口における掲示や口頭による方法も考えられるが、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要である。

○　行政機関等に対して一方的に送りつけられてきたような場合には、そもそも「あらかじめ」明示することが不可能であり、そのような場合についてまで利用目的を明示しなければならない義務を課すものではない。

（利用目的の明示の適用除外（各号）について）

○　本条は、本人から直接書面等により個人情報を取得する際に、あらかじめ利用目的を明示させるものである。利用目的を明示することにより他の権利利益を損なうおそれがある場合等利用目的の明示を義務付けることが適当でない場合や、利用目的が明らかである場合にまで、一律に本規定を適用することは合理的でなく、第1号から第4号まではこれらの適用除外について定めたものである。

（「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」（第1号）について）

○　生命、身体又は財産を保護するための個人情報の取得であって、利用目的を明示する時間的余裕がない場合に、適用を除外したものである。

（「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき」（第2号）について）

○　利用目的を明示することにより、本人又は第三者の不利益になる場合や、結果として本人又は第三者に損害を与えるおそれがある場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用を除外したものである。

（「利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」（第3号）について）

○　国の機関には、行政機関のほか、裁判所及び国会の機関も含まれる。

○　国の機関等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には公共の利益が損なわれるおそれがあり、このような場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用除外としたものである。

○　国の機関等が行う事務又は事業の内容は多様であるため、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかについて一般的な基準を定めることは困難であり、社会通念により個別具体的に判断せざるを得ないが、例えば、利用目的を明示することにより、以後の個人情報の収集が困難になる場合、被疑者の逃亡、証拠隠滅につながる場合、適正な判断・評価に支障を及ぼす場合等はこれに該当すると考えられる。

（「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」（第4号）について）

○　個人情報が取得される状況からみて利用目的が明らかである場合は、本　人が利用目的を確認するための措置をあえて講ずる必要性が認められないと考えられることから、適用除外としたものである。

○　例えば、特定の許認可申請を行うため本人が自己の個人情報を記載した申請書を行政機関に提出する場合であって、行政機関が当該許認可申請の事務処理のみに当該個人情報を利用する場合等が考えられる。

3－1－3　不適正な利用の禁止（法第63条）

|  |
| --- |
| （不適正な利用の禁止）第63条　行政機関の長（第2条第8項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。 |

○　本条は、個人情報の保護及び個人情報の利用に対する国民の信頼確保の観点から、個人情報の不適正な利用が禁止されることを明示するものである。

○　なお、行政機関における個人情報の利用が適法かつ適正な手続によらなければならないことは、特別の法律を待たずとも当然要請されるところであり（憲法第73条第1号）、また、行政機関や一定の独立行政法人、地方公共団体の機関や一定の地方独立行政法人の職員等に対しては法令遵守義務が課せられているところである（国家公務員法第98条、独立行政法人通則法第51条、地方公務員法第32条、地方独立行政法人法第47条）。

3－1－4　適正な取得（法第64条）

|  |
| --- |
| （適正な取得）第64条　行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。 |

○　本条は、個人情報の保護及び個人情報の利用に対する国民の信頼確保の観点から、個人情報を適正に取得しなければならないことを明示するものである。

○　なお、行政機関における個人情報の取得が適法かつ適正な手続によらなければならないことは、特別の法律を待たずとも当然要請されるところであり（憲法第73条第1号）、また、行政機関や一定の独立行政法人、地方公共団体の機関や一定の地方独立行政法人の職員等に対しては法令遵守義務が課せられているところである（国家公務員法第98条、独立行政法人通則法第51条、地方公務員法第32条、地方独立行政法人法第47条）。

3－1－5　正確性の確保（法第65条）

|  |
| --- |
| （正確性の確保）第65条　行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。 |

（「利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない」について）

○　個人情報は、その利用目的に沿って利用されるとともに、利用目的の達成に必要のない個人情報は、法第61条第2項で保有を制限されている。したがって、利用目的の達成に必要な範囲で正確性が求められる。利用目的によっては、例えば、①過去の一定時点の事実のみで足りる場合、②現在の事実を必要とする場合、③過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて必要な範囲内で正確性を確保することとなる。

（参考）「事実」と評価・判断について

○　本条は、誤った個人情報の利用により、誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を総合的に勘案してなされる。したがって、本条における正確性の確保の対象は「事実」に止まり、評価・判断には及ばない。

○　なお、評価・判断の内容そのものは「事実」に含まれないが、「個人Ａが○○と評価・判断された」、「評価者Ｂが○○と評価・判断した」という情報は事実に含まれる。

3－1－6　安全管理措置（法第66条第1項及び第2項）

|  |
| --- |
| （安全管理措置）第66条　行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。2　前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。一　行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者　当該委託を受けた業務二　指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）　公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務三　第58条第1項各号に掲げる者　法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの四　第58条第2項各号に掲げる者　同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの五　前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者　当該委託を受けた業務 |

○　行政機関等においては、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

○　本条は、令和3年の法改正により公的部門及び民間部門に対する規律を同一の法に規定するにあたり、保有個人情報の安全管理のために措置を講ずるという点においては民間事業者に対する規律である法第23条の規定と同趣旨であることに鑑み、平仄を合わせる観点から、同条と同様に「安全管理のために必要かつ適切な措置」を講ずべきことと規定している。

○　なお、行政機関個人情報保護法においては、「保有個人情報の適切な管理のために必要な措置」を講ずべきことを定め、その具体的な措置として、職員に対する教育・研修の実施等の組織的な保護措置や設備の整備等の物理的な保護措置に加えて、ネットワーク接続されているコンピュータへのファイアウォールの設定といった技術的な保護措置が講じられるべきことが想定されていたところであり、令和3年改正法においても、これも踏まえ今後ガイドライン等を通じて詳細な規範を定める。

（「オンライン結合」制限について）

○　「オンライン結合」制限については、4－2－1を参照のこと。

（行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が行う当該委託を受けた業務（第2項第1号）について）

○　行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた受託事業者は行政機関等に準ずる安全管理措置の義務が課される。これは、行政機関等からその事務事業の実施に関し個人情報の取扱いを受託している以上、行政機関等と同様の規律を確保する必要があるとの趣旨によるものである。

（指定管理者が行う公の施設の管理の業務（第2項第2号）について）

○　指定管理者が行う公の施設の管理の業務については、4－2－1を参照のこと。

（法第58条第1項各号に掲げる者が法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの（第2項第3号）について）

|  |
| --- |
| ○　法第58条第1項各号において、別表第2に掲げる法人（1－2－2－1を参照のこと。）並びに地方独立行政法人のうち試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学等の設置及び管理等を目的とするもの及び病院事業の経営を目的とするもの（1－2－2－2を参照のこと。）を規定しており、これらの者が法令に基づき行う業務であって政令で定めるものについては、行政機関等に準ずる安全管理措置の義務が課される。政令で定めるものについては、各法人等の業務の性質等を踏まえ、今後定める。【政令事項】 |

（法第58条第2項各号に掲げる者が同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの（第2項第4号）について）

|  |
| --- |
| ○　第58条第2項各号において、地方公共団体の機関が行う病院及び診療所並びに大学の運営の業務（1－2－2－2を参照のこと。）並びに独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の業務（1－2－2－3を参照のこと。）を規定しており、これらの業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるものについては、行政機関等に準ずる安全管理措置の義務が課される。政令で定めるものについては、各法人等の業務の性質等を踏まえ、今後定める。【政令事項】 |

（前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が行う当該委託を受けた業務（第2項第5号）について）

○　第1号から第4号に規定する者から当該各号に定める業務の委託を受けた者が行う当該委託を受けた業務についても、行政機関等に準ずる安全管理措置の義務が課される。

○　この点、近年、電子計算機処理に係る事務の全部又は一部を民間事業者に委託して行うことが少なくない。このような委託に際しては、通例、契約条件として必要な安全管理措置についても定められている。これにより、受託事業者は契約上の義務として安全管理措置を講じる必要があり、委託者である行政機関等は契約に基づく権限により必要な監督を行うことができる。また、受託事業者は、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当すると想定され、個人情報保護法に基づく規律の対象となっていると考えられる。このような契約又は個人情報保護法による規律とは別に、本項が受託事業者に行政機関等に準ずる安全管理措置の義務を課しているのは、行政機関等からその事務事業の実施に関し個人情報の取扱いを受託している以上、行政機関等と同様の規律を確保する必要があるとの趣旨による。

○　なお、受託者が本項の規定による義務に違反した場合、行政機関等は、委託契約の解除という措置を講ずることができる。また、受託者が本項の義務に違反した結果、行政機関等が具体的な損害を被った場合は、民法上の不法行為による損害賠償請求を行うことができる。

○　本号においては、再委託を行った場合に加えて、再々委託など2以上の段階にわたる委託を行った場合についても、安全管理措置の義務を課すこととしている。

（法第66条第2項各号に定める業務に対する他の規定の適用について）

○　法第66条第2項各号に定める業務に従事している者等について、業務に関して知り得た個人情報の取扱いに関する義務規定が適用されるとともに（法第67条）、行政機関の職員等と同様の罰則規定の一部が適用される（法第176条及び第180条）ことになるため、その行う業務に従い、それぞれの規律に従った個人情報の取扱いを行うことが必要になる。

（参考）再委託先等への安全管理措置義務の適用について

○　行政機関個人情報保護法においては、再委託先に関する安全確保措置について、明文の規定は置かれていなかった。

○　他方、例えば、平成30年には、厚生労働省及び日本年金機構が業務委託を行った事業者が、委託契約に違反して、無断で業務を国内及び国外の他事業者に再委託する事案が発覚した。これを受けて、改めて総務省から行政機関等に対して、再委託の制限等に関する周知徹底が行われているが、行政事務に対する国民の信頼を確保する観点からは、契約に基づいて適法に業務の再委託を行う場合においても、再委託先における個人情報の保護をより一層徹底することが適当である。

○　こうしたことを踏まえ、令和3年の個人情報保護法改正により、明文で再委託に関する安全管理措置を義務づけている。

3－1－7　従業者の義務（法第67条）

|  |
| --- |
| （従事者の義務）第67条　個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。 |

○　法第5章に基づく規律は、行政機関等又は行政機関の長等の義務として規定されている。行政機関等の職員等は行政機関等を構成するものであり、当然法に基づく規律を遵守する義務がある。これに対し、本条は、各職員に対して、組織的利用であるか否かを問わず、個人情報の漏えい又は不当な目的の利用を禁止している。

（「行政機関等の職員若しくは職員であった者」について）

○　「行政機関等の職員」とは、国家公務員法第2条第1項に規定する一般職及び特別職の国家公務員、地方公務員法第3条第1項に規定する一般職及び特別職の地方公務員をはじめとした地方公共団体の機関の職員（地方公共団体の機関については4－1－1を参照。）、独立行政法人等の役員又は職員並びに地方独立行政法人法第12条及び第20条に規定する地方独立行政法人の役員又は職員であり、常勤又は非常勤いずれの者も含む。

○　「職員であった者」とは、「行政機関等の職員」が行政機関等を退職、失職又は免職により離職した者並びに行政機関等以外に出向した者をいう。

（「前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者」 について）

○　法第66条第2項各号に定める業務に従事している者又は従事していた者については、行政機関等に準ずる安全管理措置の義務が課されるところ（3－1－6を参照のこと。）、これらの者に対しても、個人情報の保護の徹底を図り、本人に対する直接的な責任を明らかにする観点から、行政機関等の職員と同様に個人情報の適正な取扱いに関する義務を課すこととしたものである。

（「知り得た個人情報」について）

○　知り得た個人情報は、個人の秘密であるか、すなわち秘匿性のあるものか、まだ知られていないものであるかを問わない。また、電子計算機処理されている個人情報か否かも問わない。

○　また、本条では、単に「個人情報」とし、「保有個人情報」としていない。これは、組織としての利用、保有にいたらない個人情報であっても、適切に取り扱う必要があるからである。

（「行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者」について）

○　派遣労働者とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。

○　現行の行政機関個人情報保護法では、従事者の義務（行政機関個人情報保護法第7条及び第44条の16）及び罰則（行政機関個人情報保護法第53条及び第54条）について、行政機関等において個人情報の取扱いに従事する派遣労働者が対象となるか不明確であったが、令和3年個人情報保護法の改正により、これらの対象に派遣労働者含まれることが明確化された。

（「みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない」について）

○　「みだりに他人に知らせ」るとは、正当な理由がなく個人情報の内容を他人に知らせることをいう。

○　「不当な目的に利用」するとは、例えば、自己又は他人の私的利益のために個人情報の内容を利用する場合その他正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用することをいう。

3－1－8　漏えい等の報告等（法第68条）

|  |
| --- |
| （漏えい等の報告等）第68条　行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。2　前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。一　本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。二　当該保有個人情報に第78条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。 |

○　行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告するとともに、一定の場合には本人に通知しなければならない。

|  |
| --- |
| ○　個人情報保護委員会に対する報告の対象となる漏えい等の事態、報告事項及び本人に対する通知事項等については、民間の個人情報取扱事業者に対する規律内容（個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則が令和3年3月24日に公布）を踏まえ、公的部門の性質に鑑み、今後定める。【規則事項】 |

3－1－9　利用及び提供の制限（法第69条）

3－1－9－1　目的外利用・提供の制限の原則（第1項）

|  |
| --- |
| （利用及び提供の制限）第69条　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 |

○　保有個人情報が本来の利用目的以外の目的のために利用・提供された場合、本人の予期せぬ利用等による不安・懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大させる。このため、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の利用・提供を原則として禁止したものである。

○　なお、本項は、他の法令に基づく場合は、利用目的以外の利用・提供をし得るとするものであり、本項により利用・提供が義務付けられるものではない。実際に利用・提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。

（法令の定義について）

○　本項で用いる「法令」には、法律の規定による委任条例を除き、条例が含まれない。（3－1－1－1（「法令（条例を含む。［略］）」について）を参照のこと。）

（「オンライン結合」制限規定）

○　4－2－1を参照のこと。

3－1－9－2　目的外利用・提供の制限の例外（第2項）

|  |
| --- |
| 2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。二　行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。三　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。 |

○　行政機関等の保有する個人情報については、個人の権利利益を不当に損な　わない範囲で、国民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から、他の行政の遂行のために有効利用を図ることも必要であり、また、本人の利益や社会公共の利益のために利用目的以外に利用・提供することが要請される場合もある。このような場合にあっては、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報の有用性を衡量し、例外的に利用目的以外の利用・提供ができることとしたものである。

（「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」（本項ただし書）について）

○　第1号から第4号までに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報を利用・提供してはならないとしたものである。

（「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」（第1号）について）

○　本人の同意があるときや本人に提供するときは、一般的には本人の権利利益を侵害するおそれは少ないと考えられることから、利用目的以外に保有個人情報を利用・提供することができることとしたものである。

○　ただし、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外に利用・提供することはできない。例えば、本人の同意があったとしても、その同意が強制されたものである場合、保有個人情報の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に該当する。

○　「本人の同意」は、書面によることを要しない。なお、利用目的以外の利用・提供を行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用・提供が可能となるように利用目的を設定しておくべきである。

○　「本人に提供するとき」とは、行政機関の長等の判断により本人に提供する場合をいい、第76条に基づく本人からの開示請求に応じて開示する場合は含まれない。

（行政機関等内部の利用（第2号）及び他の行政機関等への提供（第3号）について）

○　国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、それぞれ法令の定めるところにより公共性の高い事務を遂行しており、このような法令の定める事務又は業務を遂行するに当たり、国民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から、行政機関等が保有する保有個人情報を利用目的以外に利用することが必要な場合が考えられる。

○　第2号及び第3号は、保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の原則禁止の例外として、行政機関等が保有個人情報を内部で利用する場合、又は行政機関等から他の行政機関等が保有個人情報の提供を受けて利用する場合について、法令の定める当該機関の事務の遂行に必要な限度で、かつ、相当の理由がある場合にのみ、保有個人情報を利用目的以外に利用・提供できることとしたものである。

○　なお、第3号が規定する提供先である「地方公共団体の機関」には、議会が含まれる（第2条第11項第2号）（4－1－1を参照のこと。）。

○　「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の利用・提供が許容されるという本号の趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。例えば、外務省が在外邦人の連絡先等のデータを地籍調査の遂行のために市区町村に提供する場合や国土交通省が日本の船舶に関する登録データを固定資産税の税額決定等のため総務省に提供する場合等が考えられる。

（法令の定義について）

○　第2号及び第3号で用いる「法令」には条例及びこれに基づく規則等の地方公共団体が定める法規が含まれる（3－1－1－1（「法令（条例を含む。［略］）」について）を参照のこと。）。

（行政機関等以外の者への提供（第4号）について）

○　「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供する　とき」とは、保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。

○　専ら統計の作成や学術研究のために保有個人情報を利用する場合には、　特定個人が識別できない形で用いられるのが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公共性も高いと考えられることから、利用目的以外の利用・提供の原則禁止の例外としたものである。

○　「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」とは、例えば、緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合、災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合等が考えられる。

○　「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関等において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。例えば、法務省が矯正施設に収容されている人の名簿を人権救済申立てに関する調査のために弁護士会に提供する場合や、法務省が在留外国人の氏名等の情報を本人の安否確認のため日本赤十字社に提供する場合等が考えられる。

3－1－9－3　他法令との適用関係（第3項）

|  |
| --- |
| 3　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。 |

○　本項は、他の法令の規定により個人情報の利用・提供が制限されている場合、法がこれに反して利用・提供の権限を与えるものではないことを明らかにするため、「他の法令の規定の適用を妨げるものではない」と規定したものである。

○　すなわち、第2項により保有個人情報を利用目的以外に利用・提供できる場合であっても、他の法令の規定により個人情報の利用・提供が制限されている場合は、他の法令の規定が適用される。

（参考）該当する法令の例

・刑事訴訟法第53条

・住民基本台帳法第30条の29

・特許法第186条

（法令の定義について）

○　本項で用いる「法令」には、法律の規定による委任条例を除き、条例が含まれない（3－1－1－1（「法令（条例を含む。［略］）」について）を参照のこと。）。

3－1－9－4　行政機関等の内部における利用の制限（第4項）

|  |
| --- |
| 4　行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。 |

○　本項は、行政機関の長等が、行政機関等の内部における保有個人情報の利用目的以外の利用を制限することについて規定したものである。

○　行政機関等の内部においては、第2項第2号により、所掌事務の遂行に必要な限度で、かつ、相当な理由があるときは、保有個人情報を利用目的以外に利用できることとなるが、行政機関等の内部における利用であっても、保有個人情報の内容によっては、利用部局等を限定するなどその利用目的以外の利用に特に慎重を期する必要がある場合も考えられる。

○　したがって、このような場合は、行政機関の長等は、あらかじめ保有個人情報の利用目的以外の利用を特定の部局又は機関に制限する旨を定めることにより、それ以外の部局等は、保有個人情報の利用目的外の利用はできないこととしたものである。

（「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」について）

○　「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、保有個人情報の内容により、それが利用目的外に利用されれば、個人の権利利益を侵害するおそれが多いことなどにより、特にその利用目的以外の利用を制限する必要があると認めるときをいう。

（「部局若しくは機関又は職員に限るものとする」について）

○　「部局若しくは機関又は職員」としては、行政機関等の内部部局、地方支分部局、施設等機関、特別の機関のみならず、更に特定の課室等の組織に限ることも可能である。

3－1－10　保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条）

|  |
| --- |
| （保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）第70条　行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。 |

○　本条は、他の行政機関等に提供される保有個人情報について、利用目的以外の利用や漏えい等を防止するため、行政機関の長等は、必要があると認めるときは、受領者に対して必要な措置を講ずることを求めることを定めるものである。

（保有個人情報の提供を受ける者に対する制限の付与について）

○　受領者に対して措置要求を行う「必要がある」かどうかは、提供する保有個人情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法を勘案して、行政機関の長等が個別具体的に判断することになる。

○　「その他必要な制限」に関して、提供に係る保有個人情報について付与する制限としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る保有個人情　報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は消去・返却等利用後の取扱いについての指示、所要の報告の要求等が考えられる。

（措置要求の遵守状況の把握等について）

○　行政機関の長等は、必要に応じ、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供の停止や、提供した保有個人情報の返却等を求めることになる。

3－1－11　外国にある第三者への提供の制限（法第71条）

3－1－11－1　外国にある第三者への提供の制限（第1項）

|  |
| --- |
| （外国にある第三者への提供の制限）第71条　行政機関の長等は、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この条において同じ。）（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）にある第三者（第16条第3項に規定する個人データの取扱いについて前章第2節の規定により同条第2項に規定する個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（第3項において「相当措置」という。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く。以下この項及び次項において同じ。）に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供する場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。 |

○　本条は、行政機関の長等は、外国にある第三者に利用目的外の利用のために保有個人情報を提供するに当たっては、次の①から④のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならないことを定めている。

　①当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報保護委員会規則で定める国にある場合【規則事項】

　②当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している場合【規則事項】

　③法令に基づく場合

④法第69条第2項第4号に掲げる場合

|  |
| --- |
| ○　個人情報保護委員会規則で定めるものについては、民間の個人情報取扱事業者に対する規律内容（個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則が令和3年3月24日に公布）を踏まえ、公的部門の性質に鑑み、今後定める。【規則事項】 |

（法令の定義について）

○　本項で用いる「法令」には、法律の規定による委任条例を除き、条例が含まれない。（3－1－1－1（「法令（条例を含む。［略］）」について）を参照のこと。）

3－1－11－2　同意を得ようとする場合の情報提供（第2項）

|  |
| --- |
| 2　行政機関の長等は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。 |

|  |
| --- |
| ○　「個人情報保護委員会規則で定めるところ」については、民間の個人情報取扱事業者に対する規律内容（個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則が令和3年3月24日に公布）を踏まえ、公的部門の性質に鑑み、今後定める。【規則事項】 |

3－1－11－3　相当措置の継続的実施確保等（第3項）

|  |
| --- |
| 3　行政機関の長等は、保有個人情報を外国にある第三者（第1項に規定する体制を整備している者に限る。）に利用目的以外の目的のために提供した場合には、法令に基づく場合及び第69条第2項第4号に掲げる場合を除くほか、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。 |

|  |
| --- |
| ○　「個人情報保護委員会規則で定めるところ」については、民間の個人情報取扱事業者に対する規律内容（個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則が令和3年3月24日に公布）を踏まえ、公的部門の性質に鑑み、今後定める。【規則事項】 |

3－1－12　個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第72条）

|  |
| --- |
| （個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）第72条　行政機関の長等は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。 |

○　個人関連情報の定義については、2－1－6を参照のこと。

（行政機関等における個人関連情報の取扱い）

○　個人情報取扱事業者においては、提供元において個人データに該当しない情報を第三者に提供した結果、提供先において個人が識別される個人データとなり、本人の権利利益が侵害される可能性があることから、このような権利利益の侵害を防ぐために、個人関連情報の提供制限が課されている（法第31条）。

○　以上のような問題は、行政機関等が同様の保有個人情報を第三者に提供する場合において同様に生じるものであるから、令和3年の個人情報保護法の改正により、行政機関等においても個人関連情報の取扱いに関して一定の規律を設けた。

○　ただし、行政機関等においては、保有個人情報の外部提供に当たって本人同意を原則としておらず、利用目的内であれば外部に提供できる仕組みとなっていることを踏まえると、民間部門と同様の本人同意を基調とした仕組みを導入することは適当ではないことから、個人関連情報の外部提供に関し、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求に準じた規律を設けた。

○　保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求については、3－1－10を参照のこと。

3－1－13　仮名加工情報の取扱いに係る義務（法第73条）

3－1－13－1　第三者提供の禁止（第1項）

|  |
| --- |
| （仮名加工情報の取扱いに係る義務）第73条　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第128条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。 |

○　仮名加工情報の定義については、2－1－4を参照のこと。

（行政機関等における仮名加工情報の取扱いについて）

○　仮名加工情報は、イノベーションを促進する観点から、専ら内部分析に用いる個人情報について一部の義務を緩和する趣旨で民間部門に創設された制度である。この点、行政機関等においては、個人情報の利用・提供制限（第69条）の範囲内で保有個人情報の利用が可能であることから、内部分析のために行政機関等自身が仮名加工情報を作成する場合を想定した規定は設けられていない。

○　ただし、行政機関等が法令に基づき民間事業者等から個人情報には該当しない仮名加工情報を取得した場合等には、第69条の規定の適用対象外となり、随意に外部提供等を行い得ることとなってしまうことから、個人の権利利益を保護するため、行政機関等が取得した仮名加工情報の第三者提供について一定の規律を設けている。

（法令の定義について）

○　本項で用いる「法令」には、法律の規定による委任条例を除き、条例が含まれない。（3－1－1－1（「法令（条例を含む。［略］）」について）を参照のこと。）。

3－1－13－2　安全管理措置（第2項）

|  |
| --- |
| 2　行政機関の長等は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。 |

○　行政機関の長等は、個人情報に当たらない仮名加工情報について、漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

○　安全管理措置については、3－1－6を参照のこと。

3－1－13－3　識別行為の禁止（第3項）

|  |
| --- |
| 3　行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。 |

○　行政機関の長等が、個人情報に該当しない仮名加工情報を取り扱う場合には、当該仮名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で、次の行為を行ってはならない。

・当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報を取得すること

・当該仮名加工情報を他の情報（※）と照合すること。

※　「他の情報」に限定はなく、本人を識別する目的を持って行う行為であれば、個人情報及び行政機関等匿名加工情報を含む情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない。

（法令の定義について）

○　本項で用いる「法令」には、法律の規定による委任条例を除き、条例が含まれない（3－1－1－1（「法令（条例を含む。［略］）」について）を参照のこと。）。

3－1－13－4　連絡先等の利用の禁止（第4項）

|  |
| --- |
| 4　行政機関の長等は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。 |

○　行政機関の長等は、個人情報に該当しない仮名加工情報を取り扱う場合には、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報の利用を行ってはならない。

|  |
| --- |
| ○　「電磁的方法」については、民間の個人情報取扱い事業者に対する規律においては、電話、電子メールの送信等が規定されているところ、こうした規定を踏まえ、今後個人情報保護委員会規則で定める。【規則事項】 |

（法令の定義について）

○　本項で用いる「法令」には、法律の規定による委任条例を除き、条例が含まれない（3－1－1－1（「法令（条例を含む。［略］）」について）を参照のこと。）。

3－1－13－5　受託者への準用（第5項）

|  |
| --- |
| 5　前各項の規定は、行政機関の長等から仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。 |

○　行政機関等から個人情報に該当しない仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合、当該受託者にもこれを準用する。なお、当該受託者は、再々委託を行った場合の受託者等二以上の段階における者も含む。

3－2　個人情報ファイル

3－2－1　個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（法第74条）

3－2－1－1　個人情報ファイルの事前通知（第1項）

|  |
| --- |
| （個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）第74条　行政機関（会計検査院を除く。以下この条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。一　個人情報ファイルの名称二　当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称三　個人情報ファイルの利用目的四　個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）五　個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法六　記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨七　記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先八　次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を次条第1項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨九　第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地十　第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨十一　その他政令で定める事項 |

○　行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ定められた事項を個人情報保護委員会に対して通知しなければならないこととしたものである。

○　なお、本条における「行政機関」からは会計検査院が除かれている（2－1－7を参照のこと）。 また、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人においては、個人情報保護委員会に対する事前通知に関する規定は定めていない。

○　「保有」が開始される時点とは、行政機関が個人情報ファイルを作成又は取得した時点をいう。

○　「あらかじめ」とは、行政機関が個人情報ファイルを保有する前ということである。保有開始時において第2項に該当するため事前通知の適用除外となっていた個人情報ファイルが、その後同項に該当しないこととなる場合には、第2項該当性を失う前に通知する必要がある。

○　行政機関の長は、既に通知した事項を変更しようとするときも、あらかじめ、個人情報保護委員会に対し、変更する事項を通知しなければならない。

○　事前通知を要する事項は、以下に掲げるとおりである。これらの事項については、法第75条の規定により、一部の事項を除き個人情報ファイル簿への記載及び公表を行い、個人情報ファイルの内容を広く国民に知らしめることとしているので、その内容はできるだけ具体的に、かつ、国民に分かりやすいものとする必要がある。

（1）「個人情報ファイルの名称」（第1号）

各個人情報ファイルには、行政機関内部で事務処理上の名称が付けられ　るが、利用に供される事務が国民に具体的に明らかになるような名称にする必要がある。

（2）「当該機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称」（第2号）

個人情報ファイルを保有している行政機関の名称及び当該個人情報ファイルを利用する事務を所掌し、これに関する責任を有する課室等の組織の名称である。

（3）「個人情報ファイルの利用目的」（第3号）

個人情報ファイルが利用される目的であり、個人情報の保有の制限等（法第61条）や、利用及び提供の制限（法第69条）の基準となるものである。利用目的は、個人情報ファイルがどのような業務に利用されるのか国民が具体的に認識できるよう、できる限り具体的である必要がある。

（4）「個人情報ファイルに記録される項目（以下この節において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下この節において「記録範囲」という。）」（第4号）

「記録項目」は、個人情報ファイルの記録項目を、住所、氏名、生年月日、性別、給付の額、免許年月日などのように、できる限り具体的に記載する必要がある。

「他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る」とは、個人Ａに着目してＡの個人情報を記録したファイルに、これと併せてその氏名等では検索できない個人Ｂの情報が記録されているファイルの場合、当該Ｂについては本人として記録範囲に含まれないとの趣旨である。

「記録範囲」は、個人情報ファイルに記録される本人の範囲である。「××の免許を受けた者」等、記載に当たっては、個人が、自己に関する情報がその個人情報ファイルに記録されているかどうか判断できるような表現とする必要がある。

（5）「個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この節において「記録情報」という。）の収集方法」（第5号）

「本人の申告」、「Ａからの提供」、「○○調査」等記録情報の収集源の　　種類、収集方法等について、該当するものをすべて記載する。

（6）「記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」（第6号）

「要配慮個人情報」については、2－1－3を参照のこと。

記録情報に要配慮個人情報が含まれている場合には、その旨を記載する。

（7）「記録情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先」（第7号）

「経常的に提供する」とは、一定の相手方に、継続的に提供する場合のほか、一定期間ごとに提供する場合、不定期であっても依頼があれば必ず提供することとしている場合等が含まれる。提供先の個々の具体的な名称を通知することを原則とする。経常的提供は、利用目的内の提供か利用目的以外の提供かを問わない。

（8）「次条第3項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第5号若しくは前号に掲げる事項を次条第1項に規定する個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを同項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨」（第8号）

法第75条第3項では、記録項目の一部、記録情報の収集方法、若しくは記録情報の経常的提供先を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができることとされているので、その旨を個人情報保護委員会に通知することとしている。

（9）「第76条第1項、第90条第1項又は第98条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地」（第9号）

行政機関の長は、開示請求、訂正請求及び利用停止請求を受理する窓口となる課室等を定めることとし、その名称及び所在地を通知することしている。

（10）「第90条第1項ただし書又は第98条第1項ただし書に該当するときは、その旨」（第10号）

訂正又は利用停止に関して、他の法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定により特別の手続が定められているときは、法に基づく訂正請求又は利用停止請求をすることができず（法第90条第1項ただし書、第98条第1項ただし書）、当該特別の手続によることになるので、その旨を通知することを規定したものである。

（11）「その他政令で定める事項」（第11号）

|  |
| --- |
| 法運用の統一性、法適合性を確保する観点から個人情報保護委員会が通知を受ける必要のある事項を政令で定めるものである。具体的には、行政機関個人情報保護法施行令第7条において、①個人情報ファイルの保有開始の予定年月日及び②その他総務大臣の定める事項を定めているところ、法の所管が個人情報保護委員会となったことも踏まえて、今後政令において定める。【政令事項】 |

3－2－1－2　事前通知の適用除外（第2項）

|  |
| --- |
| 2　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。一　国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル二　犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル三　当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）四　専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル五　前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの六　一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル七　資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの八　職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの九　本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル十　第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル十一　第60条第2項第2号に係る個人情報ファイル |

○　行政機関の保有する個人情報ファイルの中には、国の安全等に係るもの　等極めて秘匿性が高いものや短期間に消去されるもの等改めて通知する必要性の乏しいものもあることから、このような個人情報ファイルについては、事前通知を要しないこととしたものである。

○　なお、事前通知を要しない個人情報ファイルについても、これに記録されている保有個人情報は、法第5章第2節の規律及び法第8章の罰則の対象となるほか、法第5章第4節の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の対象となる。

（1）「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル」（第1号）

「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項」とは、その性質上極めて秘匿性の高いものであって、これらに関する情報の存在やその内容が関係者以外に知られることによって、国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益を害するおそれがあるものをいう。

このような事項を記録した個人情報ファイルは、その存在自体及びその内容について知り得る関係者をできるだけ少なくする必要があり、その性質上、本来的に事前通知になじまないものであることから、事前通知の適用除外としたものである。

・　「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

・　「外交上の秘密」とは、対外関係事務の処理に関する情報のうち、その内容が漏えいすることにより、例えば、①国の安全が害される、②相手国との信頼関係が損なわれる、③交渉上重大な不利益を被ることになる、④それらのおそれがあるなど、これが漏えいしないよう周到な注意の下に保護しなければならないものをいう。

・　「その他の国の重大な利益」とは、国の安全、外交上の秘密に匹敵するような国の重大な利益をいい、具体的には、公共の利益や社会的な利益のうち、公安や治安に係る重要なもの、為替管理、財政金融政策や通商上の国の利益であって重要なものなどが考えられる。

なお、「国の重大な利益」は、法令上一般に、議院の調査権、刑事司法手続上の公正確保の要請等の国政上の尊重を要する事柄との対比において、公にすること自体が国政上の利益に反すると考えられる事柄の守秘（非公開）を規定する場合に用いられている。

例えば、「国（家）の重大な利益」は、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第5条第3項、刑事訴訟法第103条等に規定されているが、何が国の重大な利益かについては、個別に具体的な事案に即して判断することとされている。

（2）「犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル」（第2号）

犯罪の捜査、公訴の提起等の刑事司法手続に係る職務を適正に執行する　ためには、関連する情報の秘匿性が要求されるところであり、本来的に事前通知になじまないものである。このため、犯罪の捜査、公訴の提起等のために作成し、又は取得する個人情報ファイルについて、事前通知の適用除外としたものである。

租税の犯則事件については、刑事司法手続に準ずるものとして適用除外　としたものである。

・　「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

・　「租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査」には、国の行政機関が行うものとしては、収税官吏の行う国税に関する犯則事件の調査（国税通則法第131条及び第132条）と税関職員の行う関税犯則事件の調査（関税法第119条及び第121条）がある。犯則事件の告発後は、租税の犯則事件における差押物件又は領置物件は、刑事訴訟法の規定により検察官によって押収されたものとみなされる（国税通則法第159条第4項、関税法第148条第4項）ことなどから、刑事司法手続に準ずるものとして、「犯罪の捜査」と同様に取り扱うこととした。

・　「公訴の提起」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいい、「公訴の維持」とは、提起された公訴を維持し、終局裁判を得るまでに検察官が行う訴訟行為をいう。

（3）「当該機関の職員又は職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）」（第3号）

人事、給与等の当該機関の内部管理のための情報については、職員の人事管理のためのものであり、使用者としての国や地方公共団体、法人と被用者としての職員との関係に基づく内部的な情報であること、また、その存在及び利用方法も一般的に当事者たる職員にはよく知られていることから、事前通知の適用除外としたものである。

・　「当該機関の職員又は職員であった者」については、（3－1－7）を参照のこと。

・　「専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項」に関して、「専ら」とは、ほぼすべてが当該目的のために使われることを意味し、他の目的にも使われているという事実があれば含まれない。「人事に関する事項」としては、学歴、試験及び資格、勤務の記録、職務に関して受けた表彰等に関する事項、「給与に関する事項」としては、俸給、扶養手当、調整手当等に関する事項、「福利厚生に関する事項」としては、健康管理等に関する事項があり、「これらに準ずる事項」としては、災害補償に関する事項等が考えられる。

・　「当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む」に関して、当該機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルは、不合格者に関する情報も含んでおり、これらは当該機関の職員に係る情報ではないが、職員の採用等のために合格者に関する情報と一体として保有されていることから、職員に係る個人情報ファイルと同様に取り扱うこととしたものである。

（4）「専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル」（第4号）

行政機関が個人情報ファイルを用いて本来の事務を開始する前に、電子計算機処理システムの試験を行うために個人情報ファイルを作成し、利用する場合がある。このような専ら電子計算機処理の試験のために使用される個人情報ファイルは、①これに基づき本来の事務が行われることはなく、また、他へ提供されることもないと考えられること、②一般的に規模も小さく、また、継続性もないことから、個人の権利利益侵害のおそれが小さいものとして事前通知の適用除外としたものである。

なお、「試験的な電子計算機処理」とは、電子計算機処理システムの動作の正常性等を試すための電子計算機処理をいい、本来の事務に使用されないことを要件とする。したがって、全国規模のシステム整備に先立って、一部地域を限定してシステムの運用を行う場合であっても、当該個人情報ファイルに基づいて実際の事務が行われる場合は、本号に該当しない。

（5）「前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの」（第5号）

既に事前通知をした個人情報ファイルに含まれる記録情報の全部又は一部の写しを作成し、作業用として使用する場合、事故等に備えて予備的に作成し、保有する場合（バックアップ）などが本号に該当する。

利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知の範囲内であれば、同一のものを再度別の個人情報ファイルとして事前通知を行う必要がないことから、事前通知の適用除外としたものである。

（6）「一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル」（第6号）

本号に該当する個人情報ファイルは、記録情報が短期間で消去されるの　で、漏えいや利用目的以外の利用・提供等のおそれも小さいと考えられることから、事前通知の事務処理に要する負担も考慮し、事前通知の適用除外としたものである。

「消去」とは、記憶媒体に記録された情報を消して何も記録していない状態にすることをいうが、匿名化により本人が識別できなくなる状態にすることも含まれる。

（7）「資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの」（第7号）

本号に該当する個人情報ファイルは、物品等の送付や連絡の目的で利用　され、送付や連絡に必要な事項のみを記録するもので、個人の権利利益の侵害のおそれも少ないことから、事前通知の適用除外としたものである。なお、本号は、送付又は連絡の目的に利用されるもののみを適用除外とするものであり、記録情報が他の目的にも利用される場合は含まない。

「資料その他の物品若しくは金銭の送付」とは、書籍、文書、金銭（口座振込等を含む。）等の送付をいい、「業務上必要な連絡」とは、事務を遂行するために必要な電話連絡等をいう。また、「その他の送付又は連絡に必要な事項」とは、郵便番号、電話番号、連絡先、送付部数等送付又は連絡に密接に関連があり、かつ、必要な事項をいう。

（8）「職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの」（第8号）

本号に該当する個人情報ファイルは、研究機関等における自発的な学術　研究のために作成又は取得されるものであるが、自発的な学術研究について、個人情報保護委員会による事前の調整の余地が乏しいことから、事前通知の適用除外としたものである。

本号には、自発的な学術研究のために作成するものである限り、共同研究のように複数の職員により作成される個人情報ファイルも含まれる。

（9）「本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル」（第9号）

本人の数が一定数未満の小規模な個人情報ファイルについては、個人の　権利利益の侵害の被害も少ないと見込まれるため、事前通知の対象とならないマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルと実質的に変わらないことから、行政の適正かつ円滑な運営を考慮して、事前通知の適用除外としたものである。

|  |
| --- |
| 「政令で定める数」については、行政機関個人情報保護法施行令第8条において1,000人とされており、これを前提に、今後定める。【政令事項】 |

なお、一つの個人情報ファイルかどうかは、その利用目的や個人情報の内容、利用の実態などを総合的に勘案して判断されるべきものである。

（10）「第3号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル」（第10号）

第3号から第9号までに掲げられた個人情報ファイルに準ずるものについて、政令で定めることにより事前通知の適用除外とすることとしたものである。

「準ずる」とは、本来そのものではないが、性質、内容、要件などが準じられるものと同様であること又は類似していることをいう。

|  |
| --- |
| 具体的には、行政機関個人情報保護法施行令第9条において、第3号に該当する個人情報ファイルに準ずる個人情報ファイルを定めており、これを前提に、今後政令で定める。【政令事項】 |

（11）「第60条第2項第2号に係る個人情報ファイル」（第11号）

マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルは、電子計算機処理に係る個人情報ファイルにみられるような、大量・高速処理、結合、検索の容易性等の特性を有しておらず、個人の権利利益を侵害するおそれも電子計算機処理に係る個人情報ファイルに比して小さいことから、事前通知の適用除外としたものである。なお、マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルであっても、法第75条の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象になる。

3－2－1－3　個人情報ファイルの保有をやめたとき等の通知（第3項）

|  |
| --- |
| 3　行政機関の長は、第1項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第9号に該当するに至ったときは、遅滞なく、個人情報保護委員会に対しその旨を通知しなければならない。 |

○　本項は、事前通知を行った個人情報ファイルについて、その保有をやめたとき、又は第2項第9号に該当するに至ったときに、その旨を個人情報保護委員会に通知しなければならないことを規定したものである。

○　「保有をやめたとき」に関して、個人情報ファイルの「保有をやめたとき」とは、①個人情報ファイルそのものを廃棄したとき、②個人情報ファイルに記録されている個人情報のすべてを消去（匿名化を含む。） したときなどである。

○「前項第9号に該当するに至ったとき」に関して、「前項第9号に該当する」とは、個人情報ファイルに記録された個人情報の本人の数が政令で定める数未満である状態になったことをいう。第2項第9号に該当する個人情報ファイルは事前通知が行われないことから、既に事前通知が行われた個人情報ファイルについて通知後に同号に該当することとなった場合には、個人情報ファイルの保有をやめたときと同様にその旨を通知することとしたものである。

3－2－2　個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条）

3－2－2－1　個人情報ファイル簿の作成及び公表（第1項）

|  |
| --- |
| （個人情報ファイル簿の作成及び公表）第75条　行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。 |

○　本条は、個人情報ファイルを保有する行政機関の長等が、その保有する個人情報ファイルの概要を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないことを定めるものである。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表（第1項）について）

○　個人情報ファイル簿を作成、公表する趣旨は、行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関等における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするためである。

（「政令で定めるところにより」について）

○　個人情報ファイル簿の作成方法、公表方法などは、行政機関等において統一すべきであることから、政令で定めることとしたものである。

|  |
| --- |
| ○　具体的には、行政機関個人情報保護法施行令第10条において個人情報ファイル簿の作成時期や公表の方法等について定めており、公表方法については、事務所に備えておき一般の閲覧に供する方法のほか、インターネットを利用する方法等を規定しているところであり、これを前提に、今後政令で定める。【政令事項】 |

（「前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項」 について）

○　個人情報ファイル簿に記載しなければならない事項は、法第74条第1項に　基づき各行政機関の長が個人情報保護委員会に対して事前通知を行わなければならない事項のうち同条第1項第8号及び第11号に掲げるものを除いたものに加えて、その他政令で定める事項である。

○　法第74条第1項第8号は、記録項目の一部、記録情報の収集方法又は記録情報の経常的提供先を個人情報ファイル簿に記載しない場合や、個人情報ファイルそのものを個人情報ファイル簿に掲載しない場合であることから、また、第11号は、その他政令で定める事項が個人情報保護委員会が法適合性、法適用の統一性を確保する観点から通知を受ける事項が想定された（行政機関個人情報保護法施行令においては個人情報ファイルの保有開始の予定年月日等とされている）ことから、個人情報ファイル簿の記載事項とはしなかったものである。

|  |
| --- |
| ○　「その他政令で定める事項」として、具体的には、行政機関個人情報保護法施行令第11条で①電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別、②既に個人情報ファイル簿を作成して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルの作成に際し、その入力票又は出力票をマニュアル（手作業）処理ファイルとして保有している場合には、その旨であることを規定しているところ、これを前提に、今後政令で定める。【政令事項】 |

3－2－2－2　個人情報ファイル簿への掲載の適用除外（第2項）

|  |
| --- |
| 2　前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。一　前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル二　前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの三　前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル |

（「前条第2項第1号から第10号までに掲げる個人情報ファイル」（第1号）について）

○　個人情報保護委員会への事前通知を要しない個人情報ファイルは、個人情報ファイル簿の作成及び公表を要しないこととしたものである。ただし、法第74条第2項第11号に該当する個人情報ファイルであるマニュアル（手作業）処理ファイルについては、電子計算機処理に係る個人情報ファイルに比して個人の権利利益侵害のおそれが小さいことから事前通知の適用除外としているが、行政機関等が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び利用の実態をできる限り国民に明らかにするという観点から、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとしたものである。

（「前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの」（第2号）について）

○　既に個人情報ファイル簿を作成して公表している個人情報ファイルに含まれる記録情報の全部又は一部の写しを作成し、作業用として使用する場合、事故等に備えて予備的に作成し、保有する場合（バックアップ）などが本号に該当する。

○　利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表の範囲内であれば、同一のものを再度別の個人情報ファイルとして公表する必要がないことから、適用除外としたものである。

○　電子計算機処理に係る個人情報ファイルについては、法第74条第1項に　より個人情報保護委員会への事前通知の対象となるが、当該個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、「その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの」については、同条第2項第5号の規定により、個人情報保護委員会への事前通知の対象外となるため、法第75条第2項第1号の規定により、個人情報ファイル簿の作成と公表を要しない。このため、本号に該当する個人情報ファイルとして個人情報ファイル簿の作成と公表を要しないものは、個人情報保護委員会への事前通知を要しないマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、「その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの」を想定している。

（「前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル」（第3号）について）

|  |
| --- |
| ○　行政機関個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法施行令においては、既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルの作成に際し、その入力票又は出力票をマニュアル（手作業）処理ファイルとして保有している場合には、既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルに付随するマニュアル（手作業）処理ファイルについて、重ねて個人情報ファイル簿を作成し公表する必要がないことから、これらのファイルを適用除外としており、これを前提に、今後政令で定める。【政令事項】 |

3－2－2－3　個人情報ファイル簿の一部不記載（第3項）

|  |
| --- |
| 3　第1項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、記録項目の一部若しくは前条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。 |

○　記録項目の一部、記録情報の収集方法若しくは記録情報の経常的提供先　を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができることとしたものである。

○　「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき」とは、判断を行う行政機関の長等の恣意的な判断に委ねる趣旨ではなく、本要件に該当するか否かを客観的に判断する必要がある。

3－2－2－4　地方公共団体等への適用（第4項及び第5項）

|  |
| --- |
| 4　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第1項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。5　前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。 |

○　地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についての、本条の適用については、4－3を参照のこと。

3－3　開示、訂正及び利用停止

3－3－1　開示

3－3－1－1　開示請求権（法第76条）

|  |
| --- |
| （開示請求権）第76条　何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。2　未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第127条において「開示請求」という。）をすることができる。 |

（開示請求権（第1項）について）

○　開示請求権制度は、個人が、行政機関等が保有する自己に関する個人情報　の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度である。

本項は、開示請求権の根拠規定であり、開示請求権の内容及び手続については、この法律が定めることを明らかにするものである。

○　「何人も」とは、日本国民のみならず外国人も含むすべての自然人である。

○　「行政機関の長等」とは、開示請求に係る保有個人情報を保有している行政機関の長等である。仮に、求める保有個人情報を保有していない行政機関の長等に対して開示請求が行われた場合には、通常は、開示請求書を受領する前に求める保有個人情報を保有していない旨を教示し、関係する他の行政機関等が判明していれば、その窓口を教示する等適切な情報提供を行うこととなるが、なお求める保有個人情報を保有していない行政機関の長等に対して開示請求が行われれば、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由として開示しない旨の決定（法第82条第2項）が行われることになる。

○　開示請求をすることができる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のみである。したがって、自己以外の者に関する情報については、たとえ配偶者に関するものであっても開示を請求することはできない。

○　なお、自己を本人とする保有個人情報であっても、刑事事件の裁判、刑の執行等に係る保有個人情報については、法第5章第4節の規定は適用除外とされている（法第124条）（3－3－5を参照のこと。）。

（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の開示請求権（第2項）について）

○　開示請求は、本人からの請求により、当該本人に対して保有個人情報を開示する制度であるが、未成年者や成年被後見人のように、本人自ら開示請求することが困難な場合もあることから、これらの法定代理人について代理請求を認めている。

○　また、本人の委任による代理人（任意代理人）による代理請求を認めることは本人による開示等請求をより容易ならしめ、ひいては本人の権利利益の保護につながると考えられることなどから任意代理人による代理請求を認めている。

（参考）令和3年個人情報保護法の改正による公的部門での任意代理人による代理請求の容認について

○　令和3年改正前の民間部門を規律する個人情報保護法においては、任意代理人による開示等請求は認められていた一方、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が規律する公的部門においては認められていなかった。

○　この点、令和3年の個人情報保護法の改正により、任意代理人による代理請求を認めることが本人による開示等請求をより容易ならしめ、ひいては本人の権利利益の保護につながると考えられること、また、民間部門において任意代理人による代理請求を認めていることによって、本人の権利利益の侵害につながるような目立った事故が生じているわけではないことを踏まえ、公的部門においても任意代理人による代理請求を認めることとしている。

3－3－1－2　開示請求の手続（法第77条）

3－3－1－2－1　開示請求書（第1項）

|  |
| --- |
| （開示請求の手続）第77条　開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。一　開示請求をする者の氏名及び住所又は居所二　開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項 |

○　本条は、開示請求の手続として、開示請求は所定の事項を記載した書面により行うべきこと及び開示請求をする者は保有個人情報の本人であることを示す書類を提示等しなければならないことを定めるとともに、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めるものである。

（開示請求書（第1項）について）

○　開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、開示請求は書面を提出して行わなければならないこととしている。書面の提出は、行政機関等の請求を受け付ける窓口に持参して行うほか、開示請求書を送付して行うこともできる。ファクシミリによる提出は、後述の本人確認が困難なことから認めていない。また、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の規定により、法に定める申請等手続は、オンラインで行うことが可能となっている（訂正請求及び利用停止請求についても同じ）。

○　本項各号に定める事項は、開示請求書の必要的記載事項であり、これらの記載が欠けている場合には、このままでは不適法な開示請求となり法第82条第2項による不開示の決定を行うこととなるが、通常は、開示請求者に対し、欠けている事項について記載するよう第3項の補正を求めることになる。

また、各号列記はされていないが、開示請求書に当然に記載すべき事項として、開示請求先である行政機関の長等の名称及び法に基づく開示請求であることを明らかにする記載が必要である。

なお、開示請求書の記載は日本語で行わなければならない。

（「開示請求をする者の氏名及び住所又は居所」（第1号）について）

○　開示請求者の特定及び連絡先を明らかにするための事項である。

○　また、郵便番号、電話番号について、これらの記載がなくとも不適法な請求となるものではないが、第3項の開示請求書の補正の求め、補正の参考となる情報の提供や、以後の通知、連絡等に際して必要とされる場合があるので、記載されることが望ましい。なお、開示請求者の押印は不要である。

（「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」（第2号）について）

○　「開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」については、行政機関等の職員が、当該記載から開示請求者が求める保有個人情報を識別できる程度の記載があれば足り、請求された保有個人情報が特定されたものとして扱うことになる。特定の方法については、求める保有個人情報の内容等により異なるが、個人情報ファイルや行政文書等の名称、個人情報の保有に関連する事務事業の名称、記録項目、取得（作成） 時期、担当機関名等を適宜組み合わせて表示をすることになる。

○　個別具体の開示請求事案における保有個人情報の特定は、各行政機関の長等が個別に判断することとなる。例えば、「自己の○○に関する情報」のように記載された開示請求については、「○○」という事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかが記載からは明らかでない場合は、特定が不十分であると考えられる。また、「○○（行政機関等又はその下部組織） の保有する自己に関する保有個人情報」のように記載された開示請求についても、保有個人情報の範囲は観念的には一応明確であるものの、一般的には、行政機関等の活動は多種多様であって、行政機関等が保有している保有個人情報の量等に照らして、法の開示請求権制度上は、特定が不十分であると考えられる。

○　国民は、開示を求める保有個人情報が行政機関等においてどのような形で存在しているかを知らず、的確な表示をするための情報を持っていないことが想定されることから、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に求める保有個人情報を指し示すことができるよう、行政機関の長等は、保有個人情報の特定に資する情報の提供を行うこととされている（法第127条）。保有個人情報が記録されている媒体について、行政機関情報公開法による行政文書ファイル管理簿上の行政文書ファイル（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）第13条第2項第1号に規定する行政文書ファイルをいう。）の名称又は個人情報ファイル簿（第75条）による個人情報ファイルの名称の引用や、これに更に限定を加える等により、対象とする個人情報が具体的に特定されるよう努めることが重要である。

（参考）複数の保有個人情報の開示請求について

○　法の開示請求権制度においては、基本的に、開示請求は、一まとまりの保有個人情報ごとに行う。一まとまりか否かの判断は、記録されている情報の相互の関連性、行政機関等における当該保有個人情報の利用の仕方等を総合的に勘案して行う必要がある。実際は、一の行政文書等に複数の保有個人情報が記録されている場合も多いが、このような場合は、まとめて開示請求を行っても差し支えない。

3－3－1－2－2　本人確認（第2項）

|  |
| --- |
| 2　前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。 |

○　個人に関する情報が誤って他人に開示されてしまうと、本人が不測の権利利益侵害を被る場合もある。

○　このため、本項では、開示請求を行うに当たって、開示請求者が本人であること（代理人による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならないこととしたものである。

|  |
| --- |
| ○　本人確認に必要な書類及びその手続については、現在、行政機関個人情報保護法施行令第14条で規定されており、これを前提に、今後、政令で定める。【政令事項】 |

○　なりすまし等不正対策・利益相反等への対処については、今後検討を要する。

3－3－1－2－3　開示請求書の補正（第3項）

|  |
| --- |
| 3　行政機関の長等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この節において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。 |

○　「形式上の不備」とは、第1項の記載事項が記載されていない場合のほか、同項第2号の保有個人情報を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る保有個人情報が特定されていない場合を含む。また、手数料を納付していない場合、開示請求書が日本語以外の言語で記載されている場合（氏名、住所等の固有名詞又は外国語表記の行政文書の名称等であって、本来外国語で記載される場合を除く。）や本人確認書類の提示等がなされない場合も「形式上の不備」に当たる。

○　開示請求の対象が保有個人情報に該当しない場合、開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合、開示請求に係る保有個人情報が開示請求の対象外である場合は、「形式上の不備」には当たらないと解される。開示請求の対象となる保有個人情報は、請求の本質的な内容であり、その変更は開示請求の本質を失わせるものであることから、補正の範囲を超えることになるためである。なお、「形式上の不備」に該当しないこれらの請求があった場合には、法第82条第2項による不開示決定を行うこととなるが、例えば、当該請求に係る保有個人情報を保有していない旨を開示請求者に教示するほか、当該保有個人情報を保有している他の行政機関等が明らかな場合には当該行政機関等を教示するなど、適切な情報提供を行うことが望ましい。

（「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」 について）

○　「相当の期間」とは、行政手続法第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して行政機関の長等が判断する。

○　外形上明白に判断し得る不備については、行政手続法第7条の規定により、速やかに補正を求めるか、請求を拒否する決定をするかのいずれかを行わなければならないこととされている。

○　法上の手続においては、本項の規定により必ずしも行政機関の長等が補正を求める義務を負うものではないが、形式上の不備の補正が可能であると認められる場合には、開示請求者が再度請求を行う手間を省くため、できる限り補正を求めることが望ましい。

○　本項の規定により、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合は、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行うことになる。

（「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」について）

○　本規定は、主として、保有個人情報の特定が不十分である場合の行政機関等の対応について規定したものである。保有個人情報の特定は、開示請求の本質的な内容であり、開示請求者が行うものであるが、現実には、開示請求者が保有個人情報を特定することが困難な場合が容易に想定されることから、行政機関の長等に対し、参考情報を提供する努力義務を課すことにより、開示請求権制度の円滑な運用の確保を図ろうとするものである。

○　「補正の参考となる情報」としては、例えば、保有個人情報が記録されている個人情報ファイルや行政文書の名称、記載されている情報の概要等を教示することが考えられる。

○　情報提供の方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で行えば足り、口頭でも差し支えない。

3－3－1－3　開示義務（法第78条）

3－3－1－3－1　基本的な考え方（第1項本文）

|  |
| --- |
| （保有個人情報の開示義務）第78条　行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 |

○　本条は、開示請求に対する行政機関の長等の開示義務を明らかにするもの　であり、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、行政機関の長等が、当該保有個人情報を開示しなければならないことを定めるものである。

（開示・不開示の基本的考え方について）

○　開示請求権制度は、個人が、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、法では、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

○　このため、法では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないこととしている。

（不開示情報の類型と構成について）

○　本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があり得る。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

○　法の不開示情報の構成は、基本的に行政機関情報公開法等の不開示情報の構成に準拠している。すなわち、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型（個人に関する情報、法人に関する情報、国の安全等に関する情報、公共の安全等に関する情報、審議検討中の情報、事務事業に関する情報）ごとに定性的な支障の有無等を規律するという方式を採用している。また、行政機関情報公開法等と同様に、部分開示、裁量的開示、存否応答拒否の仕組みも採用している。

（口頭による開示について）

○　現行の行政機関個人情報保護法においては、開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、開示請求は書面を提出して行うべき旨を規定しており、改正後の個人情報保護法においても、同様に開示請求は書面で行う旨を規定しているところである。他方、地方公共団体の定める条例においては、試験結果情報の受験者本人への開示等の特定の場合には口頭による開示請求を認めている例がある。

○　この点、改正後の個人情報保護法において、条例で口頭による開示請求を認めることが引き続き許容されるかについては、本人による請求を容易ならしめるという点からは、このような取扱いは本人の権利利益の保護に資するものである一方、書面主義を採用することによる法律関係の明確化や手続の安定性といった観点についても考慮する必要がある。

〇　以上を踏まえて、通常、開示請求がなされた場合に不開示となることが想定されない場合など一定の事項等について口頭による開示請求を認めることが可能か、検討を行う。

3－3－1－3－2　不開示情報の類型と構成（第1項各号）

|  |
| --- |
| 一　開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。イ　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものロ　行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの四　行政機関の長が第82条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報五　行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報六　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの七　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものイ　独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれロ　独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれハ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれニ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれホ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれヘ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれト　独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ |

○　本項各号において、行政機関情報公開法における不開示情報とほぼ同様のものとして、個人に関する情報（第1号及び第2号）、法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報（第3号）、国の安全等に関する情報（第4号）、公共の安全等に関する情報（第5号）、審議、検討等情報（第6号）、事務又は事業に関する情報（第7号）が不開示情報として規定されている。

○　なお、本条第2項において、地方公共団体における情報公開条例の規定との整合を図る旨を定めている（4－4－1を参照のこと）。

3－3－1－3－3　審査基準の策定

（審査基準の策定について）

○　保有個人情報の開示・不開示の決定は、開示請求を受けた行政機関の長等が本項各号の不開示情報が記録されているかどうかを判断することによって行う。

○　開示決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、行政機関の長等は、行政手続法第5条の規定に基づき、審査基準を策定し、公にする措置を適切に講ずる必要がある。

○　審査基準の策定に当たっては、職員が判断しやすいものとするのみならず、国民が開示決定等についてあらかじめ想定できる程度に明確なものとすることが望ましい。

3－3－1－4　部分開示（法第79条）

○　本条第1項は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合における行政機関の長等の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。

○　第2項は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報（不開示情報）が含まれている場合に、当該情報のうち個人識別性のある部分を除くことによる部分開示について定めるものである。

3－3－1－4－1　不開示部分が含まれている場合の部分開示（第1項）

|  |
| --- |
| （部分開示）第79条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。 |

○　「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」に関して、開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

○　法第78条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないこととなる。

○　「容易に区分して除くことができるとき」に関して、当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

○　「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

○　保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

○　一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

○　なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

○　「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」に関して、本項は、義務的に開示すべき範囲を定めるものである。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、行政機関の長等の法の目的に沿った合目的的な判断に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、行政機関の長等の不開示義務に反するものではない。

3－3－1－4－2　個人識別性の除去による部分開示（第2項）

|  |
| --- |
| 2　開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 |

○　第1項の規定は、保有個人情報のうち、不開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、不開示情報のうち一部を特に削除することにより不開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。

○　個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合物であり、他の不開示情報の類型が各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができるのとは、その範囲の捉え方を異にする。このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

○　「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法第78条第1項第2号の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

○　「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」に関して、個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不適当であると認められる場合もある。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものも想定される。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないものに限り、部分開示の規定を適用することとしている。

○　「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」に関して、この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱われることとなり、第1項の部分開示の規定が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

○　また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうかが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

3－3－1－5　裁量的開示（法第80条）

|  |
| --- |
| 　（裁量的開示）第80条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。 |

○　法第78条第1項各号の不開示情報に該当する情報であっても、個人の権利利益　を保護するため特に必要があると認めるときは、行政機関の長等の高度の行政的な判断により、開示することができることとしたものである。

○　法第78条第1項各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、本条は、法第78条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

3－3－1－6　存否応答拒否（法第81条）

|  |
| --- |
| （保有個人情報の存否に関する情報）第81条　開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。 |

○　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。　したがって、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として保有個人情報の存在が前提となっている。

○　しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、法第78条第1項各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしている。

（「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」について）

○　開示請求に係る保有個人情報が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性が結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。例えば、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵捜査に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

（「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」について）

○　保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

○　また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

3－3－1－7　開示請求に対する措置（法第82条）

|  |
| --- |
| （開示請求に対する措置）第82条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。2　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 |

○　本条は、行政機関の長等が、開示請求に対して、開示又は不開示の決定（開示決定等）をしなければならないこと、また、開示決定をする場合は、当該開示決定に係る保有個人情報の利用目的等を通知しなければならないことを定めるものである。

（開示決定（第1項）について）

○　「開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし」に関して「その旨の決定」の内容としては、全部開示か一部開示かの別（一部開示の場合には、開示する部分と開示しない部分との区別）が明らかにされている必要がある。

○　決定は、一件の開示請求につき複数行う場合もあり得る。例えば、開示請求に係る保有個人情報が大量である場合や、開示請求に係る保有個人情報のうち一部については開示・不開示の審査に時間を要する場合には、先に審査の終了した保有個人情報についてのみ開示決定等を行うことも可能である。

○　「その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない」に関して、行政機関等が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認するためには、保有個人情報の内容とともに、当該保有個人情報の利用目的についても知る必要がある。このため、開示決定等の通知の際、利用目的を通知することとしたものである。

○　なお、一部開示の決定の場合には、開示しない部分については、不開示の場合と同様、理由の提示及び審査請求の教示が必要である。

|  |
| --- |
| ○　「開示の実施に関し政令で定める事項」については、行政機関個人情報保護法施行令第15条において、開示決定を受けた者が開示の実施を受けるために必要となる事項として、具体的には、開示の実施の方法等を規定しており、これを前提に、今後政令で定める。【政令事項】 |

○　「第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない」に関して、第62条第2号及び第3号は、利用目的を本人に明示することにより、本人若しくは第三者の権利利益を害するおそれ又は国の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合であり、これらの場合には本人に対して利用目的を明示する義務を課さないこととしている。このため、これらの場合においては、利用目的について本項の適用を除外することとしたものである。

○　なお、この場合における保有個人情報は、第62条本文の要件（本人から直接書面により取得されている）に該当している必要はない。

（不開示決定（第2項）について）

○　「開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）」に関して、開示請求に係る保有個人情報について、そのすべてを開示しない場合（開示請求に係る複数の保有個人情報のうち一部についてのみ決定を行う場合であって、当該決定に係る保有個人情報のすべてを開示しないときを含む。）であるが、具体的には以下のケースが該当する。

①　開示請求に係る保有個人情報すべてが不開示情報に該当し、すべて不開示とする場合（不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）

②　法第81条の規定により開示請求を拒否する場合

③　開示請求に係る保有個人情報を当該行政機関等が保有していない場合、法第124条第2項に該当する場合又は開示請求の対象が法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当しない場合

④　開示請求の対象が、第124条第1項に該当する場合又は他の法律における法の適用除外規定により、法による開示請求の対象外のものである場合

⑤　手数料が納付されていない場合、保有個人情報の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備がある場合

⑥　権利濫用に関する一般法理が適用される場合

○　開示請求が権利濫用に当たるかは、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関等の事務又は業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断することになる。行政機関等の事務又は事業を混乱、停滞させることを目的とするなど開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として請求を拒否できるものと考えられる。

○　「その旨を書面により通知しなければならない」に関して、開示しない旨の決定（不開示決定）をした旨を書面で開示請求をした者に通知しなければならないことを規定したものであるが、不開示決定の内容としては、不開示決定に係る保有個人情報の表示、不開示決定をした者の名称、不開示決定の日付等が含まれる。

○　この通知を行う際には、行政手続法第8条に基づく理由の提示及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条に基づく教示（審査請求をすることができる旨、審査請求をすべき行政庁、審査請求をすることができる期間）を書面により行うことが必要であるが、通常は、これらの事項を不開示決定の通知書に併記することになる。

○　このうち、理由の提示については、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るものとする必要がある。

○　また、開示請求に係る保有個人情報に複数の不開示情報が含まれている場合や一の情報が複数の不開示情報に該当する場合には、それぞれについて、理由の提示が必要である。なお、不開示情報が多くかつ散在しており、それぞれについて個別に理由を提示することが困難な場合には、理由の提示の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をまとめて理由を記載することはあり得る。

3－3－1－8　開示決定等の期限（法第83条及び第84条）

|  |
| --- |
| （開示決定等の期限）第83条　開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 |

（開示決定等を行うべき期限（第83条第1項）について）

○　「開示請求があった日から30日以内にしなければならない」に関して、開示請求に対する回答期限を具体的に設定しない場合、請求者の立場が不安定なものとなり、個人の権利利益の保護に欠けるおそれもあることから、本項では開示決定等の期限を設けることとし、その期限については、行政機関個人情報保護法の規定を引き継ぎ「30日以内」とした。

○　条例に規定することにより、開示決定等の期限及びそれを延長できる日数を、それぞれ30日より短い日数とすることは認められる。

○　「開示請求があった日」とは、開示請求の宛先である行政機関等の開示請求の受付を担当する窓口に開示請求書が到達した日を指す。なお、期間計算については、民法第140条により、「開示請求があった日」は含まれず、開示請求のあった日の翌日から起算することになる。

○　なお、オンラインにより開示請求があった場合における「開示請求があった日」とは、開示請求を受け付ける行政機関等の使用に係る電子計算機に備え付けられたファイルへの記録がなされたときとなる（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第3項参照）

○　本項は開示決定等の期限を定めるものであり、開示請求者に対する通知の到着期限ではないが、行政機関の長等は、開示決定等をしたときは、速やかに法第82条各項に規定する通知を行う必要がある。

（「第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」について）

○　「補正に要した日数」とは、行政機関の長等が第77条第3項の規定により補正を求めてから、開示請求者が補正をした開示請求書を行政機関の長等に提出するまでの期間を指す。

○　形式上の不備のある開示請求であっても、補正を求めるまでの期間は、期間計算に含まれる。

○　開示請求書に形式上の不備があるかどうかは、必ずしも、形式的審査により直ちに明らかになるものではない。例えば、保有個人情報の特定が十分かどうかは、行政機関等において、開示請求書に記載された内容により確認することが必要である。このような期間は、適法な開示請求の場合であっても必要なものであり、期間計算の中に含めている。

○　保有個人情報が特定されているか否かについて行政機関の長等と開示請求者の間に認識の相違がある場合など、行政機関の長等が補正を求め続けることにより、いつまでも開示決定等の期限が到来しない事態が生じるおそれがある。しかしながら、開示請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、補正がされないことが明確になったのであるから、その時点以降はもはや「補正に要する日数」には当たらない。したがって、補正を求めた日から補正の求めに応じない旨が明らかにされた日までの日数を除いて期間計算をすることとなり、いつまでも期限が到来しないという事態が生じることはない。

（延長可能な期間（第2項）について）

○　「事務処理上の困難その他正当な理由」に関して、「事務処理上の困難」とは、当該開示請求に対し第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことが行政機関等の側の事情により困難であることを意味し、①開示請求に係る保有個人情報の量の多少、②開示請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、③当該時期における他に処理すべき開示請求事案の量のほか、行政機関等の他の事務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断されるものである。

○　「その他正当な理由」としては、例えば、法第86条に規定する第三者に対する意見書提出の機会を付与するに当たり、保有個人情報に含まれている情報の量が大量であるため第三者に十分な時間を与えることが必要と認められる場合や、第三者が多数存在するため手続に時間を要する場合等が挙げられる。

（「同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる」について）

○　「同項に規定する期間」とは、開示請求があった日から開示決定等を行うべき日までの期間を指し、本項が適用される場合には、最大で、開示請求があった日から60日以内に処理をすればよいことになる。

（「遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」について）

○　申請者の求めに応じ、申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めることは、行政手続法第9条に定められているところであるが、法では、期限を延長する場合には、必ず通知しなければならないこととしている。

○　「遅滞なく」とは、合理的な理由による遅滞は許容されるという趣旨であるが、原則的な期限である開示請求があった日から30日以内に発送することが望ましい。

○　「延長後の期間」とは、開示決定等が行われる時期の見込みを示すものであり、また、「延長の理由」としては、期限を延長することが必要となった事情を記載することを想定している。

|  |
| --- |
| （開示決定等の期限の特例）第84条　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。一　この条の規定を適用する旨及びその理由二　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 |

○　本条は、著しく大量の保有個人情報の開示請求があった場合の開示決定　等の期限の特例を定めるものである。

○　各行政機関等は、それぞれ遂行すべき任務を負っており、本規定を設けることにより、開示請求の処理と、他の行政事務の遂行との適切な調和を図っている。本条を適用する場合の事務の遂行の流れは、次のとおりである。

①　開示請求のあった日から30日以内に、本条を適用する旨等を通知する。

②　開示請求のあった日から60日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。

③　相当の期間（①の通知においてその期限を示す。）内に、残りの部分について開示決定等を行う。

（「開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」について）

○　開示請求に対し、前条第2項の規定を適用し処理期限を60日まで延長したとしても、開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うことが著しく困難である場合を意味する。

○　「開示請求に係る保有個人情報が著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る保有個人情報の量とその審査等に要する業務量によることとなるが、行政機関等の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される。

○　補正に要した日数は、「開示請求があった日から60日以内」から除かれる。

○　「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常の事務に容認できない遅滞等の支障を来すことを意味する。

（「開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし」について）

○　「相当の部分」とは、開示請求を受けた行政機関の長等が通常60日以内に開示決定等をすることができる分量を意味する。著しく大量の保有個人情報の開示請求であっても、他の開示請求者との平等を図る観点から、60日以内に処理できる量については、当該期間内に開示決定等を行うべきである。

（「残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる」について）

○　当該開示請求に係る保有個人情報のすべてについて処理できない事情に鑑み、残りの部分についての処理は、「相当の期間」内に行う必要がある。その際、行政機関の長等は、ある程度のまとまりの部分ごとに、早く審査の終了したものから順に開示決定等を行うことが望ましい。

○　なお、「相当の期間」とは、当該残りの部分について行政機関等が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。

（「同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない」について）

○　本条が適用されるケースは例外的な場合であり、比較的早期に本条の適応の必要性の見当がつくと考えられるので、前条第1項に規定する原則的な処理期間内（補正に要した期間を除いて開示請求があった日から30日間）に、必要な通知を行わなければならないこととしている。

○　なお、この書面においては、60日以内に開示決定等をする「相当の部分」を示すことは要しない。これは、30日以内に通知しなければならないため、当該時点で60日以内に開示決定等をできる部分を的確に判断することが困難であること、60日以内には当該部分についての開示決定等が通知されることを考慮したものである。

（「この条を適用する理由」（第1号）について）

○　本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すことを意味する。

（「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」（第2号）について）

○　最終的に当該開示請求に係る保有個人情報のすべての部分についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を意味する。

○　本条の性質上、当該期限が比較的長期になる場合もあり得るため、予測し得ない事務の繁忙等その後の事情の変化により、当該期限を厳守できない場合が想定できないわけではない。しかしながら、特例規定を適用する場合には、請求者に処理の時期の見通しを通知することが適切である。

○　仮に通知した期限までに開示決定等がなされなかった場合には、開示請求者は、不作為についての審査請求や不作為の違法確認訴訟により争う余地があるが、不作為に当たるかどうかは、個別の案件に応じた判断が必要であり、通知した期限を守れなかったことを理由として直ちに違法とする趣旨ではない。

3－3－1－9　事案の移送（法第85条）

|  |
| --- |
| （事案の移送）第85条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。3　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第82条第1項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。 |

○　本条は、他の行政機関の長等への開示請求事案の移送について、その要件及び手続を定めるものである。

○　開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものであるときなどは、当該他の行政機関等の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、行政機関の長等は、当該他の行政機関の長等と協議の上、事案を移送することができることとした。

○　なお、規定上、行政機関の長等の間において移送できることとし、特段の限定もなされていないため、国の行政機関及び独立行政法人等の間における移送のほか、行政機関及び地方公共団体の機関の間や、地方公共団体の機関同士での移送を行いうることとされている。

（移送の協議（第1項）について）

○　「他の行政機関の長等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるとき」に関して、「正当な理由があるとき」とは、本項で例示された「開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものであるとき」のほか、開示請求に係る保有個人情報の重要な部分が他の行政機関等の事務・事業に係るものである場合などであって、他の行政機関等の判断に委ねた方が適当な場合である。

○　「当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる」に関して、「協議の上、移送する」とは、単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、行政機関等相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた行政機関の長等が開示決定等を行うことになる。

○　「事案を移送した旨を書面により通知」に関して、書面による通知内容としては、移送の年月日、移送先の行政機関の長等の名称及び移送の理由が考えられる。

（開示決定等（第2項）について）

○　「前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない」に関して、移送の効果として、移送を受けた行政機関の長等が法第82条各項の開示決定等を行うことを明確にするため規定したものである。

○　「移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす」に関して、「移送前にした行為」には、法第77条第3項の開示請求書の補正など法に基づき移送前にした行為をすべて含む。移送前にした行為が移送後も移送を受けた行政機関の長等の行為として有効となるよう規定したものである。

（開示の実施（第3項）について）

○　「移送を受けた行政機関の長等が法第82条第1項の決定をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない」に関して、移送の効果として、移送を受けた行政機関の長等が、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する決定を行ったときは、自らの責任において、開示の実施を行わなければならないことを明確にするために規定したものである。

○　「移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない」に関して、開示の実施は、移送を受けた行政機関の長等の責任において行われるが、その開示の実施が円滑に行われるよう、移送をした行政機関の長等の協力義務を明記したものである。例えば、①移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供すること、②移送した行政機関等で開示請求書の写しを作成・保管するとともに、開示請求書を提供すること、③事案を移送した旨の開示請求者に対する通知の写しの提供、④他の行政機関等が請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等を保有していない場合には、その開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の写しの提供又は原本の貸与、⑤原本を閲覧する方法による開示の実施のための保有個人情報が記録されている行政文書等の貸与又は場所（当該保有個人情報を保有している組織の事務所等）の提供等の協力が考えられる。

（その他）

○　移送は、専ら行政機関等内部の問題であることから、開示決定等の期限については、法第83条第1項により、当初の開示請求のあった時点から計算される。したがって、移送の協議は、開示請求を受けてから速やかに行われるべきである。

○　開示請求者との関係において、開示決定等を行うべき行政機関の長等が何度も変わること（再移送）は、適当ではない。移送の協議の際には、移送を行うことが適当と考えられる行政機関の長等が他にもあれば、これらの行政機関の長等も交えて協議を行い、移送先を決定すべきである。

○　事案の移送は、開示請求を受けた行政機関等が請求に係る保有個人情報を保有しているものの、開示・不開示の判断については他の行政機関等が行うことが適当な場合に行われるものである。したがって、開示請求を受けた行政機関等が請求に係る保有個人情報を保有していない場合は、事案の移送の場合に当たらない点に留意する必要がある。

○　なお、当然のことではあるが、事案が「たらい回し」にされるなどの不適当な移送が行われることにより本人に不当な不利益が生じることがあってはならない。

3－3－1－10　第三者に対する意見書提出の機会の付与等（法第86条）

|  |
| --- |
| （第三者に対する意見書提出の機会の付与等）第86条　開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第105条第2項第3号及び第107条第1項において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。2　行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。一　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第78条第1項第2号ロ又は同項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。二　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第80条の規定により開示しようとするとき。3　行政機関の長等は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第105条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。 |

○　第三者に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができることとしている。特に、人の生命、健康、生活、財産を保護するため必要があること等を理由として開示しようとするときには、義務として当該機会を与えなければならないとしている。また、当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定日と開示の実施日との間を空けなければならないとしているが、これは開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保し、第三者の権利利益の保護を図るものである。

（任意的意見聴取（第1項）について）

○　本項は、行政機関の長等が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の意見を聴くことができる旨を定めている。

○　行政機関の長等が、開示・不開示の判断を行うに当たって、より的確な判断を行うため、関係する第三者の意見を聴くことは有意義である。

○　第三者に関する情報が含まれているといっても、例えば、当該情報が既に公にされているものである場合、同種のケースについて不開示決定を行う取扱いが確立している場合、当該第三者が反対しないことが明らかである場合など、第三者に意見書提出の機会を与える必要がない場合もあるので、本項では、意見書提出の機会を与えるかどうかについては行政機関の長等の判断に委ねている。

○　なお、開示・不開示の判断を行うに当たって、行政機関等による資料の収集、意見の聴取等は、特別の規定がなくとも、任意に、適宜の方法で行うことは可能であるが、本項による手続を採った場合には、第3項の適用を受ける。

○　「第三者に関する情報が含まれているとき」に関して、意見を聴くことができる「第三者」の範囲から国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除いているのは、これらの者に対しては、必要があるときは、任意に、適宜の方法により意見を求めれば足りることによる。

○　「第三者に関する情報」とは、当該第三者が識別できる情報に限らず、第三者に何らかの関連性を有する情報も含まれる。

（「政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して」について）

○　通知の目的は、第三者に対して意見書提出の機会を付与するものであることから、通知される情報の内容は、第三者が反対意見書を提出するか否かの判断を行うに当たって必要十分な範囲のものであれば足りる。

○　したがって、通知される「当該第三者に関する情報の内容」は、情報そのものではなく、当該第三者が、自己のどのような情報について開示がなされようとしているのかを認識するに足りる程度の内容（概要程度のもの）を意味する。

|  |
| --- |
| ○　「政令で定めるところ」としては、行政機関個人情報保護法施行令第16条において、具体的には、第三者に対する通知を行うに当たって、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないよう留意しなければならないことを定めており、これを前提に、今後定める。【政令事項】 |

|  |
| --- |
| ○　「その他政令で定める事項」として、行政機関個人情報保護法施行令第17条において、具体的には、開示請求の年月日、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限を定めており、これを前提に、今後定める。【政令事項】 |

（「意見書を提出する機会を与えることができる。」について）

○　本項の規定による意見聴取の結果、開示に反対の意見が出されたときは、第3項の規定による手続を採ることが必要となるため、本条に基づく意見聴取手続については、書面の提出によることとした。

○　開示・不開示の判断はあくまでも当該第三者に関する情報が第78条に規定する不開示情報に該当するか否かによって行われるものであり、第三者の意向によって決まるものではない。

○　意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられているが、単に開示に賛成か、反対かを記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しく、できる限り行政機関等の開示・不開示の判断に資するような情報の提供が望まれる。なお、意見書には、意見の内容を裏付ける資料を添付することができる。

（必要的意見聴取（第2項）について）

○　本項は、不開示情報に該当するにもかかわらず、人の生命、健康、生活、財産を保護するため必要があること等を理由として開示しようとする場合は、当該保有個人情報に含まれている情報に係る第三者の権利利益を侵害するおそれがあることから、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けるものである。

○　本項が適用されるのは、第三者に関する情報が含まれている場合であって、次の三つの場合のいずれかに該当し、保有個人情報を開示しようとするときである。

①　開示請求者以外の個人に関する情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示することが必要であると認められるもの（法第78条第1項第2号ロ）

②　法人等情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示することが必要であると認められるもの（法第78条第1項第3号ただし書）

③　不開示情報が含まれている保有個人情報ではあるが、個人の権利利益を　保護する観点から特に開示する必要性があると認められるもの（法第80条）

（「政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない」（第2項本文）について）

○　第1項と異なり、必要的意見聴取の規定であるので、通知は書面によるべきことを明記している。

○　「当該第三者」とは、人の生命、健康、生活、財産を保護するため必要があること等を理由とする開示によらなければ不開示となる情報に係る第三者を指し、開示請求に係る保有個人情報に含まれる他の情報に係る第三者を含まない。

|  |
| --- |
| ○　「その他政令で定める事項」については、行政機関個人情報保護法施行令第18条において、具体的には、第1項の規定による通知事項（開示請求の年月日、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限）に加え、本項第1号又は第2号のいずれに該当するかの別及びその理由を定めており、これを前提に、今後定める。【政令事項】 |

（「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」（第2項ただし書）について）

○　行政機関の長等が、第三者の所在について、合理的な努力をしたにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合には、手続が進められなくなることを避けるため、意見書提出の機会を与えなくてよいこととしている。

○　例えば、行政機関等に届けられている住所や、法人であれば登記簿に記載された所在地に郵送しても不達の場合には、本規定が適用される。また、第三者が死亡している場合や解散している場合も、本規定の対象となる。

（反対意見書を提出した場合の手続（第3項）について）

○　本項は、意見書提出の機会を与えられ、開示に反対する意見書を提出した第三者が、開示決定について、行政上又は司法上の救済手続を講ずる機会を確保するものである。

○　保有個人情報に含まれる第三者の情報が一旦開示されてしまうと、保護されるべき第三者の権利利益の救済は不可能となることから、開示の実施前に、第三者が開示決定に対する審査請求又は取消訴訟を提起することができるようにする必要がある。このため、開示決定をしたときは、反対意見書を提出した第三者に対し、必要な事項を通知するとともに、開示の実施までに一定期間を置くこととした。

○　なお、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上、執行不停止の原則が採られているので、開示決定を争おうとする第三者は、審査請求又は訴訟を提起すると同時に、開示決定処分の執行停止の申立て（行政不服審査法第25条、行政事件訴訟法第25条）をする必要がある。

○　「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするとき」 に関して、「開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」とは、意見書において、当該第三者が開示を望まない旨の趣旨が明らかであれば足りる。

・「開示決定をするとき」とは、保有個人情報の全部の開示の決定に限らず、一部開示の決定をするときも含まれるが、当該第三者に関する情報を不開示とする場合は含まれない。

・「意見書を提出した場合」における提出の時点は、第三者が意見書を送付した時点ではなく、意見書が当該行政機関等に到達した時点を意味する。行政機関の長等が指定した期限後に意見書が提出された場合には、本条に基づく手続の対象外となるが、開示決定等の前であれば、当該意見書に記載された情報を考慮することは当然可能である。

○　「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」に関して、第三者が審査請求又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として、開示を実施するまでに2週間以上の期間を確保しなければならないこととするものである。

○　開示請求者が速やかに開示を受ける権利の保障との関係で、期間を明確化することが適当であると考えられることによるが、「2週間」としたのは、事前に当該第三者の意見を聴いているという事情を踏まえ、訴訟手続における控訴期間を参考にしたものである。

○　個別の事案に応じ、2週間を超える期間を置くことを妨げるものではないが、開示請求者が速やかに開示を受けられる利益を不当に害することのないよう、第三者の利益と開示請求者の利益との比較衡量が必要である。

○　「開示決定後直ちに、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない」に関して、反対意見書を提出した第三者が争訟を提起しようとする場合に必要な情報を提供する趣旨である。この通知は、第三者が争訟の提起のために必要な準備作業に要する時間を確保できるよう、開示決定をしたときは直ちに行う必要がある。

「開示決定の理由」は、第三者に係る情報が不開示情報に該当しないと判断した理由又は裁量的開示が必要と判断した理由を記載することになるが、開示することとした部分すべてについての理由を記載する必要はなく、当該第三者に係る情報を開示することとした理由のみを記載すれば足りる。なお、反対意見書に記載されている項目について、一々理由を加える必要はない。

「開示を実施する日」とは、開示決定の時点では必ずしも確定日とはならないので、開示を実施することが見込まれる日でもよい。

3－3－1－11　開示の実施（法第87条）

|  |
| --- |
| （開示の実施）第87条　保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、行政機関の長等は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。2　行政機関等は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。3　開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。4　前項の規定による申出は、第82条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。 |

（開示の方法（第1項）について）

（保有個人情報が「文書又は図画に記録されているとき」の開示の方法について）

○　「文書又は図画」という視覚によってその内容を確認できるものに記録されている場合には、当該文書又は図画そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を開示の方法とした。開示を受ける者は、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる（第3項参照）。

○　写しの作成については、通常は複写機によることとなるが、マイクロフィルムであれば用紙への印刷、写真フィルムであれば印画紙への印画などの方法によることとなる。

○　保有個人情報が文書又は図画に記録されているときの閲覧については、原本の保存に支障を生ずるおそれがあるなど、原本を閲覧に供することが困難な場合があり得るので、その場合は、写しによることとしている。

例えば、原本の傷みが激しくそのまま開示に供すると、その保存に支障がある場合、原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合、部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示をするためには墨塗りを施す必要がある場合等において、同一性を保持した上で、いったん原本の写しを作成し、これを閲覧に供したり、この写しに墨塗りをしたもの又はこれらの写しを閲覧に供し又は交付することを想定している。

（保有個人情報が「電磁的記録に記録されているとき」の開示の方法について）

○　電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については、再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う」としたものである。

○　具体的には、用紙に出力したものの閲覧、専用機器により再生したものの閲覧又は視聴や、専用プログラムにより用紙に出力したもの、ＤＶＤ―Ｒ（光ディスク）やＣＤ―Ｒ（光ディスク）に複写したもの等の交付が考えられる。

（開示の方法に関する定めの閲覧（第2項）について）

○　電磁的記録の開示方法については、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関等が定める方法により行う」（第1項）こととしているが、行政機関等の定めた内容を国民に明らかにする必要があることから、定めを一般の閲覧に供することとしている。

（開示の実施の申出（第3項）について）

○　保有個人情報の開示を受ける者（法第82条第1項の規定により開示決定に係る通知を受けた者）は、政令で定めるところにより、求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

|  |
| --- |
| ○　政令で定める事項については、行政機関個人情報保護法施行令第20条において、求める開示の実施の方法、一部の開示の実施を求める場合にあってはその旨及び当該部分、事務所における開示の実施を求める場合にあっては事務所における開示の実施を希望する日、写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあってはその旨を規定しており、これを前提に、今後定める。【政令事項】 |

（開示の実施の申出の期限（第4項）について）

○　「第82条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない」に関して、開示の実施の申出は、開示決定の通知があった日（開示請求者が開示決定通知書を受け取った日を指す。）から30日以内にしなければならないとしている。当該期間を経過したときは、開示決定を受けた者であっても、開示を受けるためには、再度、開示請求を行うことが必要となる。

（「当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない」について）

○　申出期限を徒過したことにつき正当な理由があるときは、30日経過後であっても申し出ることができることとし、開示決定に係る通知を受けた者の権利保護を図っている。

○　30日経過後に申出があった場合には、行政機関の長等は、期間内に申出が　　　できなかったことについての正当な理由の有無を審査し、正当な理由があると認められるときは、開示を実施する。

○　「正当な理由」には、災害のほか、病気療養中などが考えられる。

○　なお、法は、本人が自己の保有個人情報の開示を受けるにすぎず、その情報量は一般的に少ないと考えられることから、情報公開法のように更なる開示の仕組み（行政機関情報公開法第14条第4項）を設けていない。

3－3－1－12　他の法令による開示の実施との調整（法第88条）

|  |
| --- |
| （他の法令による開示の実施との調整）第88条　行政機関の長等は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。2　他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。 |

○　他の法令において開示請求者に対する特定の保有個人情報の開示規定　（一定の場合に開示をしない旨の定めがないものに限る。）があり、その開示の方法が法第87条第1項の本文の開示の方法（文書又は図画に記録されているときには閲覧又は写しの交付、電磁的記録に記録されているときには行政機関等が定める方法）と同一である場合には、法に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、法による開示を行わないこととしている。

（他の法令による開示の実施との調整（第1項）について）

○　「他の法令」とは、法律、政令、府省令その他行政機関の命令（会計検査院規則、人事院規則等）をいう。また、条例及びこれに基づく規則等の地方公共団体が定める法規も含む（3－1－1－1 （「法令（条例を含む。［略］）」について）を参照のこと。）。本条の調整の対象となる規定は、開示請求者に対して開示することとされているものであって、一定の場合には開示をしない旨の定めがないものに限られる。府省令その他行政機関の命令については、委任命令であると実施命令（執行命令）であるとを問わない。

○　「開示請求者に対し」に関して、「開示請求者」としたのは、法では、代理人による開示請求も認めていることから（法第76条第2項）、本人のほか、代理人も含む趣旨である。

○　「前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合」に関して、他の法令の規定による開示の方法が法第76条第1項の本文の開示の方法と同一である場合に限って、当該同一の方法による開示をしないこととするものである。

例えば、他の法令において閲覧の方法による開示が規定されている場合、閲覧の方法による開示については、法では行わず、他の法令によることとなる。その場合であっても、写しの交付の方法による開示については、法に基づく開示請求を行い、開示決定があれば、法第87条第3項の規定により写しの交付の方法を申し出ることができる。

○　他の法令の規定により開示を行う主体には、開示請求に係る行政機関等のみならず、他の行政機関等、特殊法人、認可法人その他の主体も含まれる。

（「開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る」について）

○　他の法令における開示規定の中には、開示の期間が定められているものがあり、この場合には、当該期間内に限り、本条の調整措置の対象となるものである。

○　すなわち、当該期間内においては、他の法令の規定に定める開示の方法が法第87条第1項本文に規定する開示の方法と同一の方法である場合には、法では、当該同一の方法による開示を行わない。当該期間外においては、法に基づく開示請求を行い、不開示情報に該当するか否かの判断を経た上で、開示決定があった場合には、希望する開示の実施の方法を申し出ることが可能である。

（「当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない」について）

○　他の法令の規定において、開示請求者に保有個人情報を開示することとされてはいるものの、例えば、「正当な理由がなければこれを拒むことができない」、「○○のおそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」とされているなど、一定の場合に開示をしない旨の定めがあるときは、法に基づき開示請求した場合の開示の範囲と必ずしも同一にはならないことから、本条の調整措置の対象とはならない。

（他の法令に定める開示の方法が縦覧であるとき（第2項）について）

○　「縦覧」は、法第87条第1項本文において、開示の方法として規定されていないが、個々人に保有個人情報の内容が明らかとなるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、法第87条第1項本文の閲覧とみなして、本条では、閲覧の方法による開示は行わないこととするものである。

3－3－1－13　手数料（法第89条）

|  |
| --- |
| （手数料）第89条　行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。2　地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。3　前2項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。4　独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。5　前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第1項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。6　独立行政法人等は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。7　地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。8　前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第2項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。9　地方独立行政法人は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。 |

（行政機関の長に対して開示請求をする際の手数料の納付（第1項）について）

○　一般に、手数料は、国、地方公共団体又はこれらの機関が、特定の者に対し提供する役務に対する反対給付として、当該役務に要する費用を回収するために徴収するものである。

○　法において、仮に、当該役務に要する費用を開示請求者に求めなければ、当該費用は租税等の一般財源によって賄われることになるが、それについての国民の合意が得られているとは考えられず、本制度を利用しない者との負担の公平を図る観点から適切な額の手数料を納めなければならないこととしたものである。

○　「実費」の内容としては、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用等の費用が含まれる。

|  |
| --- |
| ○　「政令で定める額」については、行政機関個人情報保護法施行令において、具体的には、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（オンライン）を使用して開示請求をする場合は200円、その他の場合は300円と定めており、これを前提に、今後定める。〇　なお、この点については、「開示の請求に係る手数料」とは別に受益者負担の理念を一部取り入れた「開示の実施に係る手数料」を導入している行政機関情報公開法とは異なり、行政機関個人情報保護法では、本人が自己に係る個人情報を開示請求することができるに過ぎず、かつ、一個人あたりの保有個人情報の量も一般的には少ないものと考えられるため、従量制の開示実施手数料は徴収していない仕組みとしているところ、令和3年改正法においても、これを前提に、検討を進めることとしているものである。【政令事項】 |

（地方公共団体の機関に対して開示請求をする際の手数料の納付（第2項）について）

○　手数料に関する考え方は、行政機関に関するものと基本的に同じだが、地方公共団体の機関においては、手数料の額は、実費の範囲内において条例で定めることとされている。

○　現行の個人情報保護条例では、行政機関個人情報保護法と異なり、従量制の開示（の実施）に係る手数料を徴収している例が見られるが、実費の範囲内であれば、引き続き、従量制の開示手数料を定めることが許容される。

（利用しやすい額への配慮（第3項）について）

○　法における手数料は、特定の者、すなわち開示請求者に対し提供する役務に対する反対給付として徴収するものであり、本制度を利用しない者との負担の公平を図る観点から適切な額を徴収する必要がある。

○　他方、法の開示請求権制度の趣旨から、この制度をできるだけ利用しやすいものとすることが重要であり、手数料の額がその制約要因となることは適当ではない。手数料の具体的な金額は、実費の範囲内において政令で定めることとされ、政令策定に際してはできる限り利用しやすい額とするよう配慮することを、本項において確認的に規定したものである。

○　なお、本条は、開示請求の実施に係る費用について租税等の一般財源によって賄われることについての国民的合意がなされていないと考えられることを前提に、制度を実施しない者との負担の公平を図る観点から、適切な額の手数料を納めなければならないこととしているところ、例えば、条例において手数料の額を無料とすることは、そのような条例を定めること自体が一定の住民の合意が得られたことの帰結と見なしうることから、許容される。

（独立行政法人等に対して開示請求をする際の手数料の納付等（第4項から第6項）について）

○　手数料に関する考え方は、行政機関に関するものと基本的に同じだが、その額は、実費の範囲内において、かつ、行政機関に関する手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定めることとされている。

○　また、独立行政法人等が手数料の額を定めたときは、その定めを一般の閲覧に供しなければならない。

（地方独立行政法人に対して開示請求をする際の手数料の納付等（第7項から第9項）について）

○　手数料に関する考え方は、行政機関に関するものと基本的に同じだが、その額は、実費の範囲内において、かつ、地方公共団体の機関が自らに対する開示請求に係る手数料の額として条例で定める額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

○　また、地方独立行政法人が手数料の額を定めたときは、その定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3－3－2　訂正

3－3－2－1　訂正請求権（法第90条）

|  |
| --- |
| （訂正請求権）第90条　何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。一　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報二　開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの2　代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び第127条において「訂正請求」という。）をすることができる。3　訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 |

（訂正請求権（第1項）について）

○　「自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）」に関して、法の訂正請求権の対象は、自己を本人とする保有個人情報すべてではなく、法等の開示決定により自己を本人とする保有個人情報として開示を受ける範囲が確定された次のものに限ることとしている。その理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保しようとしたことによる。

○　「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」（第1号）に関して、行政機関等が行った開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報をいう。

○　「開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの」（第2号）に関して、法の開示決定に係るものであれば、他の法令の規定により開示を受けたものであっても、開示を受けた範囲は確定していることから対象にすることとしたものである。

○　「内容が事実でないと思料するとき」に関して、本条は、法第65条の「正確性の確保」の趣旨を実効あらしめようとするものであることから、訂正請求をすることができるのは、「内容が事実でないと思料するとき」に限られる。

なお、訂正請求を行うに当たっては、本人は、請求の「趣旨及び理由」を記載した書面を行政機関の長等に提出しなければならない。

（参考）「評価」に関する情報の取扱いについて

○　訂正は、保有個人情報の「内容が事実でない」場合に行われるものであり、本条に基づく訂正請求の対象は「事実」であって、評価・判断には及ばない。このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があった場合には、訂正をしない旨の決定をすることとなる。法における訂正請求権制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤った個人情報の利用に基づき誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は行政機関等の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実に当たる。

○　「保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）」に関して、訂正には、追加又は削除を含む。具体的には、情報の誤りを正しくすること、情報が古くなって事実と異なる場合にそれを新しくすること、情報が不完全である場合に不足している情報を加えること、情報が不要となった場合にそれを除くことをいう。

（「当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない」について）

○　保有個人情報の訂正について、他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法令の定めるところによることとしたものである。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法第94条第1項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手続によることとなる。

また、当該保有個人情報が個人情報ファイル簿に掲載されている個人情報ファイルに記録されているときは、訂正について他の法令の規定により特別の手続が定められている旨を個人情報ファイル簿に掲載し、公表することとなる（法第74条第1項第10号）。

○　「他の法令」とは、条例及びこれに基づく規則等の地方公共団体が定める法規も含む（3－1－1－1 （「法令（条例を含む。［略］）」について）を参照のこと。）。

（代理人の訂正請求権（第2項）について）

○　本人の権利利益の保護の観点から、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人について代理請求を認めている（3－3－1－1（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の開示請求権（第2項）について）を参照のこと。）。

（訂正請求の期限（第3項）について）

○　保有個人情報は、利用目的の範囲内において日々更新されたり、保存期間の満了により廃棄されることがあることから、制度の安定的な運営の観点から、保有個人情報の開示を受けた日から訂正請求を行うことができる期間を90日以内としている。

3－3－2－2　訂正請求の手続（法第91条）

|  |
| --- |
| （訂正請求の手続）第91条　訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。一　訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所二　訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項三　訂正請求の趣旨及び理由2　前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。3　行政機関の長等は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この節において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 |

（訂正請求書（第1項）について）

○　訂正請求は書面を提出して行わなければならないこととしている。書面の提出は、行政機関等の請求を受け付ける窓口に持参して行うほか、訂正請求書を送付して行うこともできる。ファクシミリによる提出は認めていない。

○　本項各号に定める事項は、訂正請求書の必要的記載事項であり、これらの記載が欠けている場合には、このままでは不適法な訂正請求となり法第93条第2項による訂正をしない旨の決定を行うこととなるが、通常は、訂正請求者に対し、欠けている事項について記載するよう第3項の補正を求めることになる。

　　また、各号列記はされていないが、訂正請求書に記載すべき事項として、訂正請求先である行政機関の長等の名称及び法に基づく訂正請求であることを明らかにする記載が必要である。

○　なお、訂正請求書の記載は日本語で行わなければならない。

○　「訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所」（第1号）に関して、訂正請求者の特定及び連絡先を明らかにするための事項である。

○　「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項」（第2号）に関して、開示を受けた日が特定されれば、訂正請求に係る保有個人情報の特定は可能であることから、「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」を記載することとしたものである。開示を受けた日を請求者が失念している場合も想定されるが、その場合は、保有個人情報を特定するに足りる情報を記載する必要がある。

○　「訂正請求の趣旨及び理由」（第3号）に関して、「訂正請求の趣旨」とは、「○○を△△に訂正せよ。」のように、当該請求においてどのような訂正を求めるかについての簡潔な結論であり、「理由」は、それを裏付ける根拠である。「訂正請求の趣旨及び理由」は、請求の内容をなす重要なものであり、その記載は明確かつ具体的である必要がある。

（本人確認（第2項）について）

○　本人確認については、3－3－1－2－2を参照のこと。

（訂正請求書の補正（第3項）について）

○　「訂正請求書に形式上の不備があると認めるとき」に関して、「形式上の不備」とは、第1項の記載事項が記載されていない場合をいう。訂正請求に係る個人情報が法第90条第1項第1号及び第2号に該当しない場合や、同条第3項の期限を経過した後に訂正請求がなされた場合は、「形式上の不備」には当たらないと解される。これらは、請求の本質的な内容であり、その変更は開示請求の本質を失わせるものであることから、補正の範囲を超えることになるためである。なお、「形式上の不備」に該当しないこれらの請求があった場合には、法第93条第2項により訂正をしない旨の決定を行うこととなるが、再度開示請求を行った上で訂正請求を行うことを教示するなど、適切な情報提供を行うことが望ましい。

○　「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」に関して、「相当の期間」とは、行政手続法第7条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して、行政機関の長等が判断する。

○　なお、訂正請求は、開示前置のため既に訂正の対象となる保有個人情報は特定されていることから、補正の参考となる情報提供の努力義務（開示請求については法第77条第3項参照）について規定していない。

○　補正については、3－3－1－2－3を参照のこと。

（参考）訂正請求について手数料を徴収しないことについて

○　訂正請求については手数料を徴収することとしていない。これは、①訂正請求は開示請求を前置としていることから新たなコストは一般的に高額でないこと、②本人の利益のみならず適正な行政の遂行への寄与度も相対的に高いこと、③民間部門における規律（法第4章）においても訂正請求において手数料を徴収する仕組みがないこと、をその理由としている。

3－3－2－3　訂正義務（法第92条）

|  |
| --- |
| （保有個人情報の訂正義務）第92条　行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。 |

（「訂正請求に理由があると認めるとき」について）

○　「訂正請求に理由がある」とは、行政機関等による調査等の結果、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明したときをいう。

（「利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない」について）

○　訂正請求権制度は、行政機関の長等の努力義務として定めている法第65条の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は法第65条と同様に、利用目的の達成に必要な範囲内での訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

○　請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。

○　適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認ができないこととなるから、行政機関の長等としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

（参考）保有個人情報を基になされた行政処分との関係について

○　訂正請求は、請求に係る保有個人情報の正確性を確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいてなされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

3－3－2－4　訂正請求に対する措置（法第93条）

|  |
| --- |
| （訂正請求に対する措置）第93条　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。2　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 |

（訂正決定とその通知（第1項）について）

○　請求どおりに訂正を行う場合においても、単に訂正を行うだけでなく、訂正請求者に対して訂正する旨を通知することを義務付けている。なお、一部を訂正する場合も含まれる。訂正しない部分については、訂正しない旨の決定と同様、理由の提示及び審査請求の教示が必要となる。

（訂正をしない旨の決定とその通知（第2項）について）

○　訂正請求に理由があると認められないとき、訂正が利用目的の範囲を超える場合は、訂正をしない旨の決定をすることとなる。

なお、調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合は、本項に基づき訂正をしない旨の決定をすることとなる。ただし、必要な場合は職権で訂正が行われるべきことは当然である。

○　訂正決定も、開示決定と同様に行政処分であり、訂正しない旨の通知を行う際には、行政手続法第8条に基づく理由の提示及び行政不服審査法第82条に基づく教示（審査請求をすることができる旨、審査請求をすべき行政庁、審査請求ができる期間）を書面により行うことが必要であるが、通常は、これらの事項を訂正しない旨の決定の通知書に併記することになる。

（参考）訂正請求に関して第三者意見聴取手続を設けない理由について

○　開示の場合、第三者に関する情報が一度開示されてしまえば、開示されなかった状態に戻すことは不可能であるのに対し、訂正の場合は、第三者に関する情報が訂正されたとしても、第三者があらためて訂正請求を行い、請求に理由があれば訂正されることから、第三者意見聴取手続を設けていないものである。

3－3－2－5　訂正決定等の期限（法第94条及び第95条）

|  |
| --- |
| （訂正決定等の期限）第94条　前条各項の決定（以下この節において「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 |

（訂正決定等を行うべき原則的期限（第1項）について）

○　開示決定等の場合と同様、訂正決定等の期限を設けることとし、その期限についても、同様に「30日以内」とした（3－3－1－8（開示決定等を行うべき期限について）を参照のこと）。

○　開示決定の場合と同様、条例に規定することにより、訂正決定等の期限及びそれを延長できる日数を、それぞれ30日より短い日数とすることは認められる。

（延長可能な期間（第2項）について）

○　訂正請求に理由があるかどうかを確認するため、行政機関等が調査を行うことが必要な場合もあるが、事案によっては、調査のため相応の期間を要する場合や、訂正をするか否かの判断に時間を要する場合もあり、第1項の期限内に訂正決定等を行うことが困難な場合も考えられる。このため、行政機関の長等は、「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」は、第1項の期限を30日以内に限り延長することができることとした。

○　期限の延長を行う場合、行政機関の長等は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない（3－3－1－8（「遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」について）を参照のこと）。

|  |
| --- |
| （訂正決定等の期限の特例）第95条　行政機関の長等は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。一　この条の規定を適用する旨及びその理由二　訂正決定等をする期限 |

○　訂正請求の事案によっては、事実関係の確認のための調査や、訂正を行うか否かの判断を行うに当たって期間を要する等の理由から、法第94条第1項の延長期限内に訂正決定等を行うことが困難な場合も想定される。

○　このため、行政機関の長等は、「訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとき」は、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとした。「相当の期間」とは、行政機関等が訂正決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいうが、期限を設けることによって請求者の立場が不安定になることを防ぐため、調査・判断等の困難性を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。

○　本条を適用する場合、行政機関の長等は、法第94条第1項に規定する期間（補正に要した期間を除いて訂正請求があった日から30日間）内に、訂正請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由（第1号）、訂正決定等をする期限（第2号）について、書面により通知しなければならない（3－3－1－8開示決定等の期限（法第83条及び84条）のうち第84条（開示決定等の期限の特例）に係る（「同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない」について）を参照のこと。）。

3－3－2－6　事案の移送（法第96条）

|  |
| --- |
| （事案の移送）第96条　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第85条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。3　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第93条第1項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。 |

○　訂正請求に係る保有個人情報が他の行政機関等に移送した事案についての開示に係るものであるときなどは、当該他の行政機関等の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、行政機関の長等は、当該他の行政機関の長等と協議の上、事案を移送することができることとした。

（移送の協議（第1項）について）

○　「他の行政機関の長等において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるとき」に関して、「正当な理由があるとき」とは、本項で例示された「第85条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき」のほか、訂正請求に係る保有個人情報の重要な部分が他の行政機関等の事務・事業に係るものである場合などであって、他の行政機関等の判断に委ねた方が適当な場合である。

○　「当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる」及び「事案を移送した旨を書面により通知」」については、3－3－1－9（移送の協議（第1項）について）を参照のこと。

（訂正決定等（第2項）について）

○　3－3－1－9（開示決定等（第2項）について）を参照のこと。

（訂正の実施（第3項）について）

○　訂正請求に係る事案の移送の場合、移送を受けた行政機関の長等が訂正　決定等を行わなければならないが、訂正の実施は請求に係る保有個人情報を保有する行政機関の長等が行う必要がある。このため、移送を受けた行政機関の長等が、訂正請求に係る保有個人情報を訂正する決定を行ったときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならないこととしたものである。

○　行政機関の長等の間において移送できることについては、3－3－1－9を参照のこと。

○　なお、当然のことではあるが、事案が「たらい回し」にされるなどの不適当な移送が行われることにより本人に不当な不利益が生じることがあってはならない。

3－3－2－7　保有個人情報の提供先への通知（法第97条）

|  |
| --- |
| （保有個人情報の提供先への通知）第97条　行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 |

○　訂正請求権制度は、行政機関等の保有する保有個人情報の内容が事実でない場合に、保有個人情報の本人に訂正請求の権利を認めたものである。訂正請求の対象は、一義的には、訂正請求があった行政機関等の保有する保有個人情報である。しかし、訂正の実施をした行政機関の長等が、当該保有個人情報を第三者に提供しており、その提供先の行政機関等において誤った保有個人情報が利用されることを予見することができる場合には、本制度の趣旨が活かされるよう、提供先に対し訂正の実施をした旨を通知することとしている。

（「必要があると認めるとき」について）

○　通知は提供元の行政機関の長等の責任と判断の下に行う必要があるが、必要があるかどうかは、提供に係る保有個人情報の内容や提供先における利用目的を勘案して個別に判断されることとなる。

（「保有個人情報の提供先に対し、通知する」について）

○　訂正を実施した行政機関等は、提供先の利用目的に照らして相当の理由（又は特別の理由）があると判断して保有個人情報を提供したものであるから、法第69条の提供制限規定の趣旨から、その利用目的に照らして必要があると認めるときは、提供先に対して訂正の通知をすることが適当である。

○　これに対し、提供元については、一般的には、事案の移送手続がなされる場合が多いこと、仮に移送しない場合においても訂正を実施した行政機関等において提供元の利用状況について把握すべき立場にないことから、あえて通知すべきこととはしていない。

3－3－3　利用停止

3－3－3－1　利用停止請求権（法第98条）

|  |
| --- |
| （利用停止請求権）第98条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。一　第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去二　第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止2　代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第127条において「利用停止請求」という。）をすることができる。3　利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 |

○　本条は、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨から、開示を受けた保有個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されているときにおいては、何人も、当該保有個人情報の利用停止を請求することができることを定めるものである。

（利用停止請求権（第1項）について）

○　本項は、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で　置かれているものであることから、利用停止を請求することができるのは、開示を受けた保有個人情報が、①利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている、②違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている、③偽りその他不正の手段により取得されている又は④所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されている場合のいずれかに該当すると思料するときに限られる。

○　なお、本項の趣旨としては、行政機関等が組織的な意思決定に基づいて適法に取得、保有又は提供している保有個人情報について利用停止請求の対象となるような事態を想定しているものではない。

（「保有個人情報の利用の停止又は消去」の措置の請求（第1号）について）

○　次のいずれかに該当すると思料するときに請求することができる。

①　「第61条第2項の規定に違反して保有されているとき」

いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。なお、法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、本号により利用停止請求の対象となる。

②　「第63条の規定に違反して取り扱われているとき」

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている場合をいう。

③　「第64条の規定に違反して取得されたものであるとき」

偽りその他不正の手段により取得されている場合であり、例えば、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

④　「第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき」

法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

○　「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけではなく、一部停止を含む。また、「消去」とは、当該保有個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。保有個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

（「保有個人情報の提供の停止」の措置の請求（第2号）について）

○　「第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき」に関して、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合に請求することができる。

○　「提供の停止」とは、爾後の提供行為を停止することをいう。

○　なお、本号は、既に提供した保有個人情報の回収についてまで求めるものではない。しかし、違法な提供があったことに鑑み、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講じる必要がある。

（「利用停止に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない」（本文ただし書）について）

○　保有個人情報の利用停止について、他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法令の定めるところによることとしたものである。当該保有個人情報が個人情報ファイル簿に掲載されている個人情報ファイルに記録されているときは、利用停止について他の法令の規定により特別の手続が定められている旨を個人情報ファイル簿に掲載し、公表することとしている（法第74条第1項第10号）。

○　「他の法令」とは、条例及びこれに基づく規則等の地方公共団体が定める法規も含む（3－1－1－1 （「法令（条例を含む。［略］）」について）を参照のこと。）。

（代理人の利用停止請求権（第2項）について）

○　本人の権利利益の保護の観点から、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人について代理請求を認めている（3－3－1－1（未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人の開示請求権（第2項）について）を参照のこと。）。

（利用停止請求の期限（第3項）について）

○　 訂正請求と同様、行政の適正かつ円滑な運営と個人の権利利益の保護との調和等を図る観点から、請求を行う期間を保有個人情報の開示を受けた日から90日以内としている。

○　たとえ請求期間が徒過したとしても、再度開示請求を行えば利用停止請求をすることが可能である。

3－3－3－2　利用停止請求の手続（法第99条）

|  |
| --- |
| （利用停止請求の手続）第99条　利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。一　利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所二　利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項三　利用停止請求の趣旨及び理由2　前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。3　行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 |

（利用停止請求書（第1項）について）

○　利用停止請求は書面ですべきこと及び利用停止請求書の記載事項については、3－3－2－2（訂正請求書（第1項）について）を参照のこと。

○　「利用停止請求の趣旨」（第3号）とは、法第98条第1項第1号又は第2号により求める措置の内容であり、その記載は明確かつ具体的である必要がある。

また、「利用停止請求の理由」（同号）とは、請求者が法第98条第1項第1号又は第2号に該当すると考える根拠であり、請求を受けた行政機関等において事実関係を確認するために必要な調査を実施することができる程度の事実が明確かつ具体的に記載されている必要がある。

（本人確認（第2項）について）

○　3－3－1－2－2を参照のこと。

（利用停止請求書の補正（第3項）について）

○　「利用停止請求書に形式上の不備があると認めるとき」及び「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」については、3－3－2－2（訂正請求書の補正（第3項）について）を参照のこと。

3－3－3－3　利用停止義務（法第100条）

|  |
| --- |
| （保有個人情報の利用停止義務）第100条　行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。 |

（「利用停止請求に理由があると認めるとき」について）

○　「利用停止請求に理由がある」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると行政機関の長等が認めるときである。その判断は、当該行政機関等の所掌事務等、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

（「当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」について）

○　「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、法第98条第1項第1号又は第2号に該当する違反状態を是正する意味である。

○　「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

○　また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

（参考）保有個人情報を基になされた行政処分との関係について

○　利用停止請求は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

（「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」について）

○　利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

3－3－3－4　利用停止請求に対する措置（法第101条）

|  |
| --- |
| （利用停止請求に対する措置）第101条　行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。2　行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 |

（利用停止決定とその通知（第1項）について）

○　請求どおりに利用停止を行う場合においても、単に利用停止を行うだけでなく、利用停止請求者に対して利用停止する旨を通知することを義務付けている。なお、一部を利用停止する場合も含まれる。利用停止しない部分については、利用停止をしない旨の決定と同様、理由の提示及び審査請求の教示が必要となる。

○　また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止するような場合も、本項の利用停止決定に含まれる。このような場合も、消去でなく利用の停止を行った理由の提示及び審査請求の教示が必要となる。

（利用停止をしない旨の決定とその通知（第2項）について）

○　利用停止請求に理由があると認められないとき、利用停止をすることにより「当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をしない旨の決定をすることとなる。

○　利用停止決定も、開示決定と同様に行政処分であり、利用停止をしない旨の通知を行う際には、行政手続法第8条に基づく理由の提示及び行政不服審査法第82条に基づく教示（審査請求をすることができる旨、審査請求をすべき行政庁、審査請求ができる期間）を書面により行うことが必要であるが、通常は、これらの事項を利用停止しない旨の決定の通知書に併記することになる。

（参考）利用停止請求に関して第三者意見聴取手続を設けない理由について

○　開示の場合と異なり、仮に第三者の利益に係る保有個人情報の取扱いが問題となっていても、第三者が事後的に利用停止決定等を争うことが可能であることから、第三者意見聴取手続を設けていないものである。

3－3－3－5　利用停止決定等の期限（法第102条及び第103条）

|  |
| --- |
| （利用停止決定等の期限）第102条　前条各項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。 |

（利用停止決定等を行うべき期限（第1項）について）

○　開示決定等及び訂正決定等の場合と同様、利用停止決定等の期限を設けることとし、その期限についても、同様に「30日以内」とした（3－3－1－8（開示決定等を行うべき期限（第83条第1項）について）を参照のこと。）。

○　開示決定の場合と同様、条例に規定することにより、訂正決定等の期限及びそれを延長できる日数を、それぞれ30日より短い日数とすることは認められる。

（延長可能な期間（第2項）について）

○　期限の延長を行う場合、行政機関の長等は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない（3－3－1－8（「遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」について）を参照のこと。）。

|  |
| --- |
| （利用停止決定等の期限の特例）第103条　行政機関の長等は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。一　この条の規定を適用する旨及びその理由二　利用停止決定等をする期限 |

○　本条を適用する場合、行政機関の長等は、法第102条第1項に規定する期間　（補正に要した期間を除いて利用停止請求があった日から30日間）内に、利用停止請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由（第1号）、利用停止決定等をする期限（第2号）について、書面により通知しなければならない（3－3－1－8開示決定等の期限（法第83条及び第84条）のうち第84条（開示決定等の期限の特例）に係る（「同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない」について）及び3－3－2－5訂正決定等の期限（法第94条及び第95条）のうち第95条（訂正決定等の期限の特例）を参照のこと。）。

3－3－4　審査請求

3－3－4－1　審理員による審理手続に関する規定の適用除外等（法第104条）

○　本条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、行政不服審査法における審理員による審理手続等に関する規定を適用しないことを定めるものである。

3－3－4－1－1　審理員による審理手続に関する規定の適用除外等（第1項）

|  |
| --- |
| （審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）第104条　行政機関の長等（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人を除く。次項及び次条において同じ。）に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。 |

（審理員による審理手続に関する規定を適用除外とする理由）

○　保有個人情報の開示決定等に係る審査請求については、いわゆるインカメラ審理及びヴォーン・インデックスの規定により、情報公開・個人情報保護審査会が直接に争点となっている保有個人情報を見分し、開示可否を判断するものであり、審査請求人が開示を求める理由・背景とは直接に関係なく、当該保有個人情報が開示できるか否かを客観的に決定するものであるため、審理員を指名して審理関係人から意見を聴取等する現実的必要性は認められない。

○　また、情報公開・個人情報保護審査会が必要と認める場合に、意見の聴取等を行うことは可能であり、審理員による審理を経ないで直ちに情報公開・個人情報保護審査会に諮問する方が、審理の迅速化につながり、争訟経済の観点からも適切である。なお、保有個人情報の訂正決定等又は利用停止決定等に係る審査請求についても同様の取扱いになっている。

（適用除外規定（第1項）について）

○　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法における審理員による審理手続等に関する規定を適用しないこととしている。

○　具体的には、同法第2章中の以下の規定を適用しないこととしている。

①　第9条〔審理員〕

②　第17条〔審理員となるべき者の名簿〕

③　第24条〔審理手続を経ないでする却下裁決〕

④　第3節〔審理手続（第28条から第42条まで）〕

⑤　第4節〔行政不服審査会等への諮問（第43条）〕

⑥　第50条第2項〔行政不服審査会等への諮問を要しない場合の裁決書へ　の審理員意見書の添付〕

3－3－4－1－2　行政不服審査法の規定の適用に関する特例（第2項）

|  |
| --- |
| 2　行政機関の長等に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第2章の規定の適用については、同法第11条第2項中「第9条第1項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第4条（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第107条第2項の規定に基づく政令を含む。）の規定により審査請求がされた行政庁（第14条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、同法第13条第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第25条第7項中「あったとき、又は審理員から第40条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第44条中「行政不服審査会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会（審査庁が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会。第50条第1項第4号において同じ。）」と、「受けたとき（前条第1項の規定による諮問を要しない場合（同項第2号又は第3号に該当する場合を除く。）にあっては審理員意見書が提出されたとき、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては同項第2号又は第3号に規定する議を経たとき）」とあるのは「受けたとき」と、同法第50条第1項第4号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「情報公開・個人情報保護審査会」とする。 |

○　行政不服審査法において審理員が行うこととされているもののうち、上記の適用除外規定を受けて、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について必要な特例を規定することとしている。

○　具体的には、同法第2章中の以下の規定を読み替えて適用することとしている。

①　第11条第2項〔審理員による総代互選命令〕

②　第13条第1項〔審理員による利害関係人の参加許可〕

③　第13条第2項〔審理員の利害関係人への参加要請〕

④　第25条第7項〔審理員による執行停止の意見書の提出〕

⑤　第44条〔裁決の時期〕

⑥　第50条第1項第4号〔審理員意見書と異なる裁決をした場合の理由記載〕

（不作為に係る審査請求の情報公開・個人情報保護審査会への諮問について）

○　不作為に係る審査請求については、平成26年に改正された行政不服審査法において、争訟の一回的解決の観点から、申請に対する不作為がある場合にそれが違法又は不当であると認められ、審査庁が当該申請に対して一定の処分をすべきものと認めるときは、裁決時に法令に基づく申請に対して「一定の処分」をする措置をとる制度に改められた。このことを踏まえ、開示請求等に係る不作為に係る審査請求についても、処分の内容の判断を伴い得るため、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとしている。

○　なお、不作為に係る審査請求についても先述の理由があるため、審理員による審理手続に関する規定等の適用を除外している。

3－3－4－2　審査会への諮問（法第105条）

○　本条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、原則として、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを審査請求を受けた行政機関の長等に義務付けるものである。

3－3－4－2－1　審査会への諮問義務（第1項本文）

|  |
| --- |
| （審査会への諮問）第105条　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。 |

（「開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったとき」について）

○　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等は、行政不服審査法に規定する「処分」に当たり、これらの決定について不服がある者は、同法により、審査請求をすることができる。また、開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為についても、同法により審査請求をすることができる。

○　この審査請求としては、不開示決定、訂正をしない旨の決定又は利用停止をしない旨の決定に対し、請求者が当該決定の取消しを求める審査請求を行うことが典型であるが、第三者に関する情報を含む保有個人情報について開示等の決定がされた場合には、当該情報に係る第三者が取消しを求める審査請求を行うことも考えられる。

（「当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない」について）

○　「当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等」とは、審査請求を受けた行政機関の長等をいう。

○　審査請求の審査は、当事者である行政機関の長等の自己評価のみに任せるのではなく、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することにより、より客観的で合理的な解決が期待できることから、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求があったときは、情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行い、その答申を受けて、裁決をすることとしている。

○　なお、会計検査院長の行った開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求があったときは、会計検査院の憲法上の性格に鑑み、会計検査院に置かれる会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとしている。

○　行政機関の長等は、情報公開・個人情報保護審査会の答申を受けた後、審査請求に対する裁決を行うことになる。

○　行政機関の長等が答申を尊重すべき義務は特に規定していないが、情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問の制度を設けた趣旨は、答申が当然尊重されることを前提としている。

3－3－4－2－2　審査会への諮問義務の例外（第1項各号）

|  |
| --- |
| 一　審査請求が不適法であり、却下する場合二　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）三　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合四　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合 |

○　情報公開・個人情報保護審査会に諮問をする必要がない場合として、本項第1号から第4号までに該当する場合を諮問義務の例外として掲げている。

（「審査請求が不適法であり、却下する場合」（第1号）について）

○　「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、行政不服審査法第45条第1項又は第49条第1項に基づき却下する場合を意味する。

○　本号に該当するケースとしては、例えば、次のような場合があるが、このようなケースについては、情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くまでもなく、客観的に判断できるものであるので、諮問を要しないこととしている。

①　審査請求が審査請求期間（原則として「処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内」。行政不服審査法第18条参照。）の経過後にされたものであるとき。

②　審査請求をすべき行政庁を誤ったものであるとき。

③　審査請求人適格のない者からの審査請求であるとき。

④　存在しない開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求であるとき。

⑤　審査請求書の記載の不備について、補正を命じたにもかかわらず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請求であるとき（行政不服審査法第23条参照）。

○　なお、例えば、開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書に形式的な不備がある場合、開示請求の対象となる個人情報が保有個人情報に該当しない場合、訂正請求及び利用停止請求の対象となる個人情報がこれらの請求が可能な保有個人情報に該当しない場合に、行政機関の長等が不適法な開示請求に当たるとして不開示決定、訂正をしない旨の決定又は利用停止をしない旨の決定をしても、審査請求は可能であり、本号の場合に当たらない限り、情報公開・個人情報保護審査会への諮問が必要となる。

（「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）」（第2号）について）

○　本号は、審査請求人の主張を全面的に認めるものであり、情報公開・個人情報保護審査会に諮問する必要がないため、諮問義務の例外としている。

○　第三者からの開示決定の取消しを求める審査請求を認容しようとする場合には、開示請求者の主張の機会を確保することが必要であるため、諮問義務の例外とはしていない。

○　「当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合」とは、開示請求者が不開示とされた保有個人情報のうち一部についてのみ審査請求をした場合には、当該部分の全てについて開示することとする場合を意味するものであり、審査請求人が不開示を争わなかった部分については、対象とならない。

○　「審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合」とは、不開示とした判断が違法又は不当であり、開示が相当であることを理由として、不開示決定を取り消す場合等を意味する。

○　審査庁が裁決で取り消した場合、裁決は関係行政庁を拘束し、処分庁は裁決の趣旨に従い改めて申請に対する処分をしなければならない（行政不服審査法第52条）ので、原処分庁は開示決定を行うこととなる。

（「当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く」（第2号かっこ書）について）

○　紛争の一回的解決を図る趣旨で設けたものである。利害関係が相反する者が存在する場合に、審査請求に対する裁決で、不開示決定を取り消し、保有個人情報の開示をすることとすると、当該裁決について審査請求をすることができない（行政不服審査法第7条）ことから、当該利害関係人が裁決の取消訴訟を提起することが考えられる。

○　しかしながら、情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問制度を設けた趣旨に鑑み、このようなケースについては、審査請求の段階で情報公開・個人情報保護審査会の答申を踏まえることが適当であり、利害関係が相反する者が存在することが明白な場合、すなわち、法第86条の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって、保有個人情報の開示について当該第三者が反対の意思を明らかにしている場合には、諮問義務の例外事由の例外として諮問をしなければならないこととしたものである。

○　なお、開示請求に係る不作為についての審査請求についても、紛争の一回的解決を図る観点から、同様の取扱いとなる。

（「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合」（第3号）、「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合」（第4号）について）

○　訂正請求及び利用停止請求に関しても、開示請求（第2号）と同様の趣旨で、情報公開・個人情報保護審査会への諮問義務の例外について規定している。

○　なお、訂正請求及び利用停止請求に関しては、第三者意見聴取制度を設けていないことから、第2号かっこ書に相当する規定は設けていない。

（参考）情報公開・個人情報保護審査会と個人情報保護委員会との関係について

○　令和3年の個人情報保護法の改正により、個人情報保護委員会が、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等の4者における個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制が構築された。

○　個人情報保護委員会は、法が定める個人情報の取扱いに係る規定について一元的に解釈権限を有することとなることとなり、行政機関等における個別の開示決定等の当否についても、個人情報保護委員会の監視権限が及びうる。

○　本条によれば、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、原則として、審査請求を受けた行政機関の長等が情報公開・個人情報保護審査会に対し諮問しなければならない。この場合、情報公開・個人情報保護審査会による判断が、個人情報保護委員会による法解釈と異なる可能性が理論上あり得るが、個人情報保護委員会において必要な法解釈を適時適切に示すことにより、結果として、多くの場合には齟齬の生じない状態になることが期待される。ただし、必要な場合には、個人情報保護委員会の固有の監視監督権限により開示決定等の変更等を求めることはあり得る。

3－3－4－2－3　通知義務等（第2項及び第3項）

|  |
| --- |
| 2　前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。一　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第107条第1項第2号において同じ。）二　開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）三　当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。） |

○　情報公開・個人情報保護審査会における調査審議の手続においては、審査請求人等に、情報公開・個人情報保護審査会に対する口頭による意見陳述の求めや意見書提出の機会等が与えられており、審査請求人等がこれらの権利を行使できるよう、情報公開・個人情報保護審査会における調査審議が始まったことを知らせる必要がある。

○　このため、行政機関の長等は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたときは、諮問した旨を審査請求人等に対して通知しなければならないこととした。

（通知すべき相手方（各号）について）

○　通知すべき相手方の範囲は、不服審査手続に関与している審査請求人及び参加人のほか、参考人となり得ることが明らかな者（反対意見書を提出した第三者）としている。

○　第1号に規定する「審査請求人」とは、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に対する審査請求をした者をいう。また、「参加人」とは、法第104条の規定により読み替えられた行政不服審査法第13条の規定に基づき、審査庁の許可を得て、又は審査庁の求めに応じ、当該審査請求手続に参加人として参加した者をいう。

○　第2号は、第三者から審査請求があった場合を想定したものである。開示請求者が既に参加人として参加している場合は、第1号により通知されることになるが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものである。

○　第3号は、開示請求者が不開示決定を不服として、その取消しを求めた場合又は開示請求に係る不作為についての審査請求をした場合に、利害関係を有することが明らかである第三者に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。

なお、例えば、行政機関の長等が第三者に意見書提出の機会を与えることなく不開示決定を行った場合のように、開示に反対の意思を有するが反対意見書を提出する機会が与えられなかった第三者が存在することも考えられるが、審査庁が当該第三者の存在を把握しているときは、行政不服審査法第13条第2項に基づき、当該第三者に参加人として参加することを求めることが適当であると考えられる。

3－3－4－2－4　地方公共団体の機関等への準用（第3項）

|  |
| --- |
| 3　前2項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。 |

○　4－4－4審査請求を参照のこと。

3－3－4－3　第三者からの審査請求を棄却する場合等の手続等（法第107条）

|  |
| --- |
| （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）第107条　第86条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。一　開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決二　審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）2　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例）で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。 |

○　本条は、開示に反対の意思を有する第三者の審査請求を拒否する場合及び第三者の意に反して開示すべき旨の裁決を行う場合に、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保すること等を目的として必要な手続等を定めるものである。

（第三者が開示に反対の意思を有する場合の手続（第1項）について）

○　本項各号のいずれかに該当する場合には、法第86条第3項と同様に、開示を実施する日までに2週間以上の期間を置かなければならず、また、裁決後直ちに、第三者に裁決をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

○　法第86条第3項中「開示決定の日」とあるのは「裁決の日」と読み替えられることになるが、裁決は、審査請求人に送達することによってその効力を生ずる（行政不服審査法第51条）ので、当該「裁決の日」は、審査請求人に送達された日と解される。

（「開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する」場合（第1号）について）

○　本号は、開示決定の取消しを求める第三者からの審査請求について、却下又は棄却する場合を指す。

○　処分の取消しの審査請求は、違法又は不当な行政処分により直接に自己の権利利益を侵害された者が行うことができるものと解されており、不開示決定を受けた開示請求者に限らず、開示決定に係る保有個人情報に自己の情報が含まれている第三者であって当該情報が開示されることにより自らの権利利益が害されることとなる者も行うことができる。逆にいえば、そのような開示決定に直接の利害関係を有しない第三者からの審査請求は不適法であり、却下されることになるが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断される余地を確保すべきであり、本号では、審査請求に係る適格を有しないことを理由とした却下も対象となる。

（「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する」場合（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）（第2号）について）

○　本号は、審査請求を受けた行政機関の長等が、保有個人情報の全部又は一部の不開示決定について、当該審査請求に参加している第三者の意に反して開示することとする場合を指す。

○　「審査請求に係る開示決定等」は、全部開示の決定を除いている。そのような「開示決定等を変更し、［中略］保有個人情報を開示する旨の裁決」とは、行政不服審査法第46条第1項又は第47条の規定に基づき、原処分を開示決定に変更する裁決を指す。

○　当該保有個人情報の一部についてのみ開示することとし、その他の部分は不開示のままとする決定を含むが、この場合は、当該開示する部分について第三者が反対の意思を表示している場合である。

○　「第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る」とは、第三者が参加人として、審査請求の手続において、情報公開・個人情報保護審査会に対し、保有個人情報の開示に反対の旨の口頭意見陳述又は意見書の提出を行っている場合を意味する。原処分を行う過程で、第三者が反対意見書を提出している場合であっても、法第105条第2項の規定により諮問をした旨の通知が行われたにもかかわらず、当該第三者が参加人として参加していないときは、本条の適用はない。

○　本号が適用されるのは、第三者が審査請求の手続において開示に反対している場合に限られ、法第86条第3項の規定により反対意見書を提出した第三者が、当然に本号の規定により保護されるわけではない。これは次の理由によるものである。

①　反対意見書を提出した第三者が審査請求を提起した場合であれば、本条　第1号が適用されること。

②　開示請求者が審査請求を提起した場合は、反対意見書を提出した第三者　には、法第105条第2項の規定により諮問をした旨の通知がなされるので、参加人として参加し、審査請求手続において反対の意思を表示する機会が保障されている。仮に、当該第三者が参加しないのであれば、権利行使の機会を放棄したものであって、それ以上の手続的保障を与える必要はないと考えられること。

○　開示決定等を取り消す裁決については、原処分庁において、再度開示請求に対する開示・不開示の決定を行うことになるので、法第86条第3項が直接適用される。なお、原処分が行われる際に反対意見書を提出せず、その後の審査請求手続において参加人となり初めて反対の意思を表示した第三者には、法第86条第3項の規定は直接適用されないが、このような第三者についても、本条の趣旨に鑑み、同項の手続に準じた取扱いをすることが適当である。

（審査請求の特例（第2項）について）

|  |
| --- |
| ○　行政不服審査法第4条では、行政庁の処分に対する審査請求は、原則として、処分庁の最上級行政庁にすることとされているところ、法においては、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができることとしたものである。【政令事項】 |

3－3－5　開示、訂正及び利用停止等に関する規定の適用除外等（法第124条）

○　法第124条第1項の規定により、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、法第5章第4節に規定する開示、訂正及び利用停止に関する規律（3－3（3－3－5を除く。））は適用されない。

○　また、同条第2項の規定により、保有個人情報（行政機関情報公開法第5条、独立行政法人等情報公開法第5条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、法第5章第4節（第4款を除く。）に規定する開示、訂正及び利用停止に関する規律（3－3（3－3－4及び3－3－5を除く。）の適用に当たっては、行政機関等に保有されていないものとみなされる。

|  |
| --- |
| （適用除外等）第124条　第4節の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。2　保有個人情報（行政機関情報公開法第5条、独立行政法人等情報公開法第5条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4節（第4款を除く。）の規定の適用については、行政機関等に保有されていないものとみなす。 |

（刑の執行等に係る保有個人情報の適用除外（第1項）について）

○　刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を法第5章第4節の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。

○　少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行等に係る保有個人情報は、少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科前歴情報と同様に開示の適用除外とする必要性が高いことから、法第5章第4節の適用除外として明記している。

○　「更生緊急保護」とは、更生保護法第85条第1項に基づき、同条同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。

更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、更生緊急保護に係る保有個人情報は、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

○　「恩赦」は、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を当然含んでいる（恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。）。

恩赦の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、「恩赦に係る保有個人情報」は、前科等が明らかとなるものであることから、適用除外としたものである。

○　刑の執行等に係る保有個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の　個人情報も含まれ得るが、本項の趣旨を踏まえれば、適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る」ことが適当である。

（参考）刑事訴訟法第53条の2において「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」を適用除外としていることとの関係について

○　刑事訴訟法53条の2の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれる。

○　刑の執行等に係る保有個人情報については、訴訟に関する書類に記録さ　れているものも一部あるが、それ以外の行政文書等にも記載されているため、本項において適用除外とする旨明記したものである。

（検索することが著しく困難である保有個人情報の取扱い（第2項）について）

○　行政機関等においては、同一の利用目的に係る定型的な保有個人情報を分類・整理しないまま著しく大量に保有している例がみられる。これらについて、仮に法の開示請求があっても、開示請求に係る保有個人情報を検索することが現実的には困難な状態にある場合がある。

○　このように、職員がその中から特定の保有個人情報を検索することが著　しく困難な状態にある保有個人情報は、第5章第4節の規定の適用について、行政機関等に保有されていないものとみなすこととしたものである。これらはいずれ整理されることが予定されているものであり、整理された段階で法第5章第4節の規定が適用されることになる。

○　本項の対象となる保有個人情報を「行政機関情報公開法第5条、独立行政法人等情報公開法第5条又は情報公開条例に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているものに限る」としたのは、保有個人情報が記録されている行政文書等を行政機関情報公開法等に基づき開示請求をされた場合、「不開示情報を専ら記録する行政文書等に記録されているもの」であれば当該行政文書等は不開示となるものであり、行政機関情報公開法等とのバランスを考慮したためである。

○　なお、適用除外となる法第5章第4節から第4款（審査請求）を除いているのは、本項の規定により保有していないものとみなして不開示決定を行った場合であっても、当該不開示決定に対する審査請求があった場合は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することが適当であるからである。

3－4　行政機関等匿名加工情報の提供等

3－4－1　行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等（法第109条）

|  |
| --- |
| （行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等）第109条　行政機関の長等は、この節の規定に従い、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この節において同じ。）を作成することができる。2　行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。一　法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）二　保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。3　第69条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。4　前項の「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。 |

○　行政機関の長等は、民間事業者からの提案を受けて個人の権利利益の　　保護に支障を生ずるおそれがない範囲で行政機関等匿名加工情報を作成することができる。なお、本節の規定に基づいて作成及び提供する行政機関等匿名加工情報については、行政機関等匿名加工情報ファイル（第60条第4項）を構成するものに限られる。

○　行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

（1）法令に基づく場合（この節の規定に従う場合を含む。）

（2）保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合　において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

（削除情報の利用及び提供について）

○ 　本節に定める手続に従い作成・提供する行政機関等匿名加工情報の提供は、上記（1）（2）に掲げる場合に限られる。削除情報は、それ自体が保有個人情報に該当する場合があり得るところ、行政機関等匿名加工情報の提供が可能な場合と同等となるよう、利用及び提供できる場合を（1）法令に基づく場合及び（2）利用目的の範囲内とすることとしている。

○　「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号として定義される。

3－4－2　提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載（法第110条）

|  |
| --- |
| （提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）第110条　行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第75条第1項の規定の適用については、同項中「第10号」とあるのは、「第10号並びに第110条各号」とする。一　第112条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨二　第112条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地 |

（「当該行政機関等が保有している個人情報ファイルが第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるとき」について）

○　第60条第3項各号の要件を満たす個人情報ファイルについては、提案の募集の対象となり、以下の理由から個人情報ファイル簿に提案を募集する個人情報ファイルである旨等を記載することとしている。

（1）国民があずかり知らないところで自らの個人情報から行政機関等匿名加工情報が作成・提供されることがないようにするため、行政機関等匿名加工情報の提案の募集対象であることを明らかにする必要があること。

（2）提案をしようとする者が、提案の募集対象であることを認識し、提案のための準備作業等を行うことができるようにする必要があること。

○　提案の募集対象となる個人情報ファイルは、法第60条第3項各号のいずれにも該当するものである。

（「個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない」について）

○　以下の事項について、個人情報ファイル簿の記載事項としている。

（1） 第112条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨（第1号）

（2）第112条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地（第2号）

3－4－3　提案の募集（法第111条）

|  |
| --- |
| （提案の募集）第111条　行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。 |

○　行政機関の長等は、個人情報保護員会規則で定めるところにより、定期的に、提案を募集しなければならない。

|  |
| --- |
| ○　提案の募集手続に関する細則については、現行の個人情報保護委員会規則においては、提案の募集に関して必要な事項をあらかじめ公示し、毎年度1回以上、募集の開始の日から30日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこととしており、これを前提に、今後個人情報保護委員会規則で定める。【規則事項】 |

○　なお、提案をする者が容易かつ的確に提案することができるよう、行政機関の長等は、提案に資する情報の提供等を行うものとする（法第127条）。

3－4－4　行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案（法第112条及び第113条）

|  |
| --- |
| （行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）第112条　前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。2　前項の提案は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。一　提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名二　提案に係る個人情報ファイルの名称三　提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数四　前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第116条第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項五　提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容六　提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間七　提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置八　前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項3　前項の書面には、次に掲げる書面その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。一　第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面二　前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面 |

|  |
| --- |
| （欠格事由）第113条　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。一　未成年者二　心身の故障により前条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの三　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者四　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者五　第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者六　法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの |

（行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

○　行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問わず、単独提案、共同提案のいずれも可能である。

○　また、匿名加工情報取扱事業者から除かれている①国の機関、②独立行政法人等、③地方公共団体、④地方独立行政法人については、提案を行うことはできない（法第16条第6項）。なお、ここでの②独立行政法人等、③地方公共団体、④地方独立行政法人は、個人情報取扱事業者から除外される者と同様である（1－2－2を参照のこと。）。

○　提案に当たっては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、以下の事項を記載した書面を提出しなければならない。

|  |
| --- |
| ○　なお、「個人情報保護委員会規則で定めるところにより」に関して、現行の行政機関個人情報保護法等に基づく個人情報保護委員会規則では、提案を行う際の様式及び代理人によって提案する場合の権限を証する書面の添付について規定しており、これを前提に、今後個人情報保護委員会規則で定める。【規則事項】 |

（1）「提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては、その代表者の氏名」（法第112条第2項第1号）

（2）「提案に係る個人情報ファイルの名称」（法第112条第2項第2号）

（3）「提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数」（法第112条第2項第3号）

（4）「前号に掲げるもののほか、提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いる第116条第1項の規定による加工の方法を特定するに足りる事項」（法第112条第2項第4号）

（5）「提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法その他当該行政機関等匿名加工情報がその用に供される事業の内容」（法第112条第2項第5号）

（6）「提案に係る行政機関等匿名加工情報を前号の事業の用に供しようとする期間」（法第112条第2項第6号）

（7）「提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」（法第112条第2項第7号）

（8）「前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項」（法第112条第2項第8号）

|  |
| --- |
| ○　「前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項」（第8号）に関して、現行の行政機関個人情報保護法等に基づく個人情報保護委員会規則では、希望する提供の方法（提供媒体、提供の方法）の記載が必要であるとしており、これを前提に、今後個人情報保護委員会規則で定める。【規則事項】 |

○　提案に当たっては、上記の書面に加え、提案を受けた行政機関において適切に審査することができるよう、以下に掲げる書類その他個人情報保護委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

（1）「第1項の提案をする者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面」（第1号）

（2）「前項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面」（第2号）

|  |
| --- |
| ○　「その他個人情報保護委員会規則で定める書類」に関して、現行の行政機関個人情報保護法等に基づく個人情報保護委員会規則では、本人確認書類、資格証明書のほか、行政機関の長が必要と認める書類と定めており、これを前提に、今後個人情報保護委員会規則で定める。【規則事項】 |

（欠格事由）

○　行政機関等匿名加工情報の提供は、個人の権利利益の保護に支障を生じ　るおそれがない範囲で行政機関等匿名加工情報を作成・提供し、提供を受けた者が行政機関等匿名加工情報を利用して事業を行うことにより、新たな産業の創出等に資することを想定して行うものであるため、事業を適正に行うことができない者や、行政機関等匿名加工情報を適正に取り扱うことができない者等については、法第112条に基づく行政機関等匿名加工情報に関する提案を行うことができないこととしている。具体的には、下記（1）から（6）に該当する者については、行政機関等匿名加工情報に関する提案を行うことができないこととしている。

（1）「未成年者」（法第113条第1号）

未成年者（民法第4条）、成年被後見人（民法第8条）、被保佐人（民法第12条）は事業を適正に行うことができないものと考えられ、また、一般的に行政機関等との契約の当事者として除外されているため、欠格事由としている。

|  |
| --- |
| （2）「心身の故障により前条第1項の提案に係る行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの」（法第113条第2号）　　　　現行の行政機関個人情報保護法等に基づく個人情報保護委員会規則において、精神の機能の障害により行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とされており、これを前提に、今後個人情報保護委員会規則で定める。【規則事項】 |

（3）「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」（法第113条第3号）

破産手続開始の決定（破産法第31条第1項）を受けて復権（同法第255条第1項）を得ない者は、財産の管理又は処分に係る信頼がなく、事業を適切に行うことができないものと考えられ、また、一般的に行政機関等との契約の当事者として除外されているため、欠格事由としている。

　（4）「禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者」（法第113条第4号）

本法の規定により刑に処せられた者については、個人情報又は匿名加工情報等の取扱いに関し重大な違反を行ったものであることから、行政機関等匿名加工情報を適正に取り扱うことはできないと考えられるため、欠格事由としている。

　（5）「第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者」（法第113条第5号）

法第120条の規定により契約を解除されたことは、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の重大な違反等が認められたことを意味しており、そのような違反をした者は、行政機関等匿名加工情報を適正に取り扱うことはできないと考えられるため、欠格事由としている。

（6）「法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの」（法第113条第6号）

法人その他の団体であって、その役員の中に上記（1）から（5）までに該当するものが含まれる場合には、当該役員が法人の意思決定に影響を及ぼすことができることを踏まえると、行政機関等匿名加工情報を適正に取り扱うことはできないと考えられるため、欠格事由としている。

ここにいう役員とは、法人その他の団体の業務執行の意思決定に影響　を及ぼす者（例えば、理事、取締役、執行役、業務執行役員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者）を指す。

3－4－5　提案の審査等（法第114条）

|  |
| --- |
| （提案の審査等）第114条　行政機関の長等は、第112条第1項の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。一　第112条第1項の提案をした者が前条各号のいずれにも該当しないこと。二　第112条第2項第3号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。三　第112条第2項第3号及び第4号に掲げる事項により特定される加工の方法が第116条第1項の基準に適合するものであること。四　第112条第2項第5号の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。五　第112条第2項第6号の期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること。六　第112条第2項第5号の提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに同項第7号の措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。七　前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること。2　行政機関の長等は、前項の規定により審査した結果、第112条第1項の提案が前項各号に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。一　次条の規定により行政機関の長等との間で行政機関等匿名加工情報の利用に関す　　る契約を締結することができる旨二　前号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項3　行政機関の長等は、第1項の規定により審査した結果、第112条第1項の提案が第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しないと認めるときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。 |

○　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を受けた場合は、速やかに各審査基準に基づき適否を審査し、その結果を通知しなければならない。

（提案の審査）

○　提案書及び添付書類等に記載された内容に関し、以下の各審査基準の適否について審査を進める必要がある。

（1）提案をしたものが欠格事由に該当しないこと。（第1号）

欠格事由の該当性を審査する。

（2）行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点から見て個人情報保護委員会規則で定める数以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること（第2号）

行政機関等匿名加工情報をいわゆるビッグデータとして活用する観点から、行政機関等匿名加工情報に含まれる人数が一定数未満の場合、効果的な活用が期待されず、また、個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数を超える場合には、提案を実現することはできないことから定められた審査基準である。

|  |
| --- |
| 「個人情報保護委員会規則で定める数以上」に関して、現行の行政機関個人情報保護法等に基づく個人情報保護委員会規則においては、1,000人としており、これを前提に、今後個人情報保護委員会規則で定める。【規則事項】 |

（3）加工の方法が基準に適合するものであること（第3号）

不適正な加工により、加工後の情報が個人の権利利益を侵害するものとならないようにするための審査基準である。なお、加工方法については、3－4－7を参照のこと。

（4）行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること（第4号）

行政機関等匿名加工情報の提供は、新たな産業の創出等に資するという政策目的で行うものであるため、当該目的を実現できない提案を除外するための審査基準である。

（5）提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用期間が行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないものであること（第5号）

不必要な期間が設定されることにより、個人の権利利益を侵害することとならないようにするための審査基準である。

|  |
| --- |
| 個人情報保護委員会規則で定める期間は、現行の行政機関個人情報保護法等に基づく個人情報保護委員会規則において、事業内容、行政機関非識別加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間としており、これを前提に、今後個人情報保護委員会規則で定める。【規則事項】 |

（6）提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに漏えいの 防止その他の適切な管理のために講ずる措置（以下「安全管理の措置」という。）が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること（第6号）

行政機関等匿名加工情報が不適切に扱われることにより、個人の権利利益を侵害することとならないようにするための審査基準である。十分な安全管理の措置を講ずることが期待できない者の提案は、基準に適合しないこととなる。

（7）個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するものであること（第7号）

|  |
| --- |
| 現行の行政機関個人情報保護法等に基づく個人情報保護委員会規則において、行政機関の長が提案に係る行政機関非識別加工情報を作成する場合に当該行政機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることを定めており、これを前提に、今後個人情報保護委員会規則で定める。【規則事項】 |

○　行政機関の長等は、第1項に基づく審査の結果、法第114条第1項各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関する書類を添付し、審査結果を通知する必要がある。

|  |
| --- |
| なお、本通知に係る様式等は、現行の行政機関個人情報保護法等に基づく個人情報保護委員会規則で定めるものを前提に、今後個人情報保護委員会規則で定める。【規則事項】 |

（審査基準に適合しない場合の通知）

○　行政機関の長等は、第1項に基づく審査の結果、法第114条第1項各号に掲げる基準のいずれかに適合しない場合は、当該提案をした者に対して通知を行う必要がある。

|  |
| --- |
| なお、本通知に係る様式等は、現行の行政機関個人情報保護法等に基づく個人情報保護委員会規則で定めるものを前提に、今後個人情報保護委員会規則で定める。【規則事項】 |

（参考）通知の処分性

○　提案に係る審査の結果の通知について、当該審査は、指名競争入札における入札参加資格の認定等に関する審査と同様に、契約という私法上の行為のための準備的行為として、契約相手を決定するための要件該当性を審査するものに過ぎないものであり、行政処分として構成されるものではない。

3－4－6　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結（法第115条）

|  |
| --- |
| （行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結）第115条　前条第2項の規定による通知を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。 |

（契約の締結により行政機関等匿名加工情報を提供することについて）

○　行政機関等匿名加工情報の提供については、契約を締結することにより行う。行政機関の長等から、審査基準に適合する旨の通知を受けた者は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結できる。

（「個人情報保護委員会規則で定めるところにより、行政機関の長等との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる」について）

○　審査基準に適合する旨の通知を受けた者は、契約の申込みを行うこととなる。

|  |
| --- |
| ○　行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類及び契約締結に関する書類については、現行の行政機関個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会規則で定めており、これを前提に、今後個人情報保護委員会規則で定める。【規則事項】 |

3－4－7　行政機関等匿名加工情報の作成等（法第116条）

|  |
| --- |
| （行政機関等匿名加工情報の作成等）第116条　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。2　前項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報の作成の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。 |

○　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる保有個人情報を復元できないようにするために、個人情報保護委員会規則で定める基準に従って、当該保有個人情報を加工しなければならない。

|  |
| --- |
| ○　加工の基準は、個人情報保護委員会規則で定めることとされており、現行の行政機関個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会規則第11条の定めを前提に、今後個人情報保護委員会規則で定める。【規則事項】 |

○　個人情報の取扱いに関して委託が行われることがあり、行政機関等匿名加工情報の作成についても委託が行われることが想定される。

このような委託に際しては、通例、委託先において適正に加工すべき義務を契約に定めることになると考えられるが、行政機関等からその事務及び事業の実施に関して行政機関等匿名加工情報の作成を受託している以上、契約による規律とは別に、法律上行政機関等と同様の規律を確保する必要がある。このため、第1項の適正加工義務について、受託者に準用することとしている。

○　なお、当該受託者は、再々委託を行った場合の受託者等二以上の段階における者も含む（3－1―6「（参考）再委託先等への安全管理措置義務の適用について」を参照のこと。）。

3－4－8　行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載（法第117条）

|  |
| --- |
| （行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）第117条　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第110条の規定により読み替えて適用する第75条第1項の規定の適用については、同項中「並びに第110条各号」とあるのは、「、第110条各号並びに第117条各号」とする。一　行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項二　次条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地三　次条第1項の提案をすることができる期間 |

○　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、本人が自らの個人情報を含む個人情報ファイルから行政機関等匿名加工情報が作成されたことを認識できるようにするとともに、法第118条に基づく提案をしようとする者が、適切に提案をすることができるようにするため、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについて、以下の事項を個人情報ファイル簿に記載することとしている。

（1）「行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項」（第1号）

|  |
| --- |
| ○　個人情報ファイル簿に記載する行政機関等匿名加工情報の概要は、現行の行政機関個人情報保護法に基づく個人情報保護委員会規則では本人の数及び情報の項目とされており、これを前提に、今後個人情報保護委員会規則で定める。【規則事項】 |

（2）「法第118条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地」（第2号）

（3）「法第118条第1項の提案をすることができる期間」（第3号）

3－4－9　作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等（法第118条）

|  |
| --- |
| （作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）第118条　前条の規定により個人情報ファイル簿に同条第1号に掲げる事項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、行政機関の長等に対し、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。2　第112条第2項及び第3項並びに第113条から第115条までの規定は、前項の提案について準用する。この場合において、第112条第2項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第8号までに」と、同項第4号中「前号に掲げるもののほか、提案」とあるのは「提案」と、「の作成に用いる第116条第1項の規定による加工の方法を特定する」とあるのは「を特定する」と、同項第8号中「前各号」とあるのは「第1号及び第4号から前号まで」と、第114条第1項中「次に」とあるのは「第1号及び第4号から第7号までに」と、同項第7号中「前各号」とあるのは「第1号及び前3号」と、同条第2項中「前項各号」とあるのは「前項第1号及び第4号から第7号まで」と、同条第3項中「第1項各号」とあるのは「第1項第1号及び第4号から第7号まで」と読み替えるものとする。 |

○　「3－4－8　行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載」のとおり、作成された行政機関等匿名加工情報は個人情報ファイル簿で公表することとなるため、民間事業者は、法第112条の提案をした者以外の者であっても、他の分野での活用などにより、新たな産業の創出等に資することも考えられることから、公開された情報を見て、既作成の行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案ができる。

○　「当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするとき」とは、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、提案書に記載した利用目的以外の目的での利用や、提案書に記載した期間を超えての利用を希望する場合が考えられる。

○　本条に基づく提案の手続等については、法第112条第2項及び第3項、第113条から第115条の規定を準用することとしている（第2項）。

○　提案に当たって提出する書面については、法第112第2項第2号から第4号の記載（提案対象となる個人情報ファイルの名称、行政機関等匿名加工情報の本人の数、加工の方法を特定するに足りる事項）は不要であり、対象となる行政機関等匿名加工情報を特定するに足りる事項を記載することとなる。また、提案の審査において、法第114条第1項第2号及び第3号の審査基準（本人の数及び加工の方法に関する審査基準）は適用されない。

○　本条に基づき行政機関の長等と契約を締結する場合における手数料については、法第119条が準用される（手数料については、3－4－10を参照のこと。）。

3－4－10　手数料（法第119条）

|  |
| --- |
| （手数料）第119条　第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。2　前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。3　第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。4　前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。5　第115条の規定（前条第2項において準用する場合を含む。第8項及び次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。6　前項の利用料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定める。7　独立行政法人等は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。8　第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。9　前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第3項又は第4項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。10　地方独立行政法人は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。 |

○　行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を提案し、その提案が　審査基準に適合すると認められ、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長等と締結する者は、実費を勘案して、政令若しくは条例で定めるところ又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人の定めるとことにより、手数料（独立行政法人等の場合は利用料）を納めなければならない。

○　行政機関等匿名加工情報を提供するためには、提案に応じて、行政機関等が個別に作業を行う必要が生じるため、本制度を利用しない者との間の負担の公平を図る観点から、適切な額の手数料を納めなければならないこととしている。

（行政機関における手数料について）

○　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関と締結する場合の手数料は実費を勘案して政令で定める額としている。

|  |
| --- |
| ○　具体的には、現行の行政機関個人情報保護法施行令においては、実費の内容として、提案の審査や審査結果の通知、契約の締結、行政機関非識別加工情報の作成に要する費用等、行政機関等非識別加工情報の提供に要する費用が含まれ、以下の合計額を手数料としており、これを前提に、今後政令で定める。【政令事項】 （1）2万1,000円（提案の審査、審査結果の通知、行政機関非識別加工情報の提供に要する事務費用） 　（2）意見書の提出の機会を与える第三者一人につき210円 （3）行政機関非識別加工情報の作成に要する時間一時間までごとに3,950円 （4）行政機関非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額 |

（地方公共団体の機関における手数料について）

○　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する場合の手数料は、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額としている。

|  |
| --- |
| ○　「実費を勘案して政令で定める額」については、行政機関における手数料として政令で定める額も参考に、今後政令で定める。【政令事項】 |

（独立行政法人等における利用料について）

○　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する場合の利用料は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、独立行政法人等が定めることとしている。なお、当該利用料の額を定めた場合には、一般の閲覧に供しなければならない。

○　なお、独立行政法人等個人情報保護法においては、手数料の額を、実費の範囲内において、かつ、行政機関個人情報保護法の下で定められた「手数料」の額を参酌して、独立行政法人等が定めることとしていた。この点、令和3年の個人情報保護法の改正において、独立行政法人等による利用料の設定をさらに柔軟に行える仕組みとすることとし、手数料の名称も、サービス利用者に受益者負担を求める趣旨を示す観点から、利用料とされた。

（地方独立行政法人における手数料について）

○　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する場合の利用料は、実費を勘案し、地方公共団体の機関における行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料の額として条例で定める額を参酌し、地方独立行政法人が定めることとしている。なお、当該手数料の額を定めた場合には、一般の閲覧に供しなければならない。

（作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等への準用）

○　作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等については、3－4－9を参照のこと。

|  |
| --- |
| 〇　第2項の「政令で定める額」について、現行の行政機関個人情報保護法施行令においては、行政機関非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ以下の額としており、これを前提に、今後政令で定める。【政令事項】（1）作成された行政機関非識別加工情報に関する行政機関個人情報保護法第44条の5の提案をした者以外の者による提案の場合は、当初の提案をした者と同じ行政機関非識別加工情報の提供を受けるものであることから、当初の提案者との均衡を図る必要性に鑑み、その手数料の額を参酌し、当初の提案者と同額（2）既に提供を受けた行政機関非識別加工情報の事業の変更に関する提案の場合は、事業の変更に関する提案の受付、提案の審査、契約の締結等に要する事務費用として、12,600円 |

3－4－11　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除（法第120条）

|  |
| --- |
| （行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除）第120条　行政機関の長等は、第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。一　偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。二　第113条各号（第118条第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。三　当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。 |

○　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者は次のいずれかの事由に該当するときは、契約を解除できる。ただし、行政機関の長等は、法定解除事由に該当しない場合であっても、契約で定める解除事由に該当すれば、契約を解除することができる。

（1）偽りその他不正の手段により契約を締結したとき。

偽りその他不正の手段により契約を締結することは、行政機関等匿名　加工情報を提供するために、審査要件や欠格事由を設けている趣旨を没却するものであるから、契約解除事由として定めている。

典型的には、欠格事由に該当する者であるのに、該当するものではないと偽る場合や、提案書記載事項や添付書類に虚偽の記載があったことが明らかになった場合等が想定される。

（2）法第113条各号の欠格事由のいずれかに該当することとなったとき。

欠格事由は、行政機関等匿名加工情報の適正な取扱いができない者等を類型的に定めるものであるが、提案時点においては欠格事由に該当しなかったとしても、その後欠格事由に該当することになれば、行政機関等匿名加工情報の適正な取扱いができない者等であることは変わらないため、契約解除事由として定めている。

（3）契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

契約で定められた事項に重大な違反があった場合について、契約解除　事由として定めている。

重大な違反に当たるかどうかは個別具体的な事情により判断することとなるが、例えば、契約において再提供が禁止されているにもかかわらず無断で第三者に提供した場合等が想定される。

3－4－12　識別行為の禁止等（法第121条第1項）

|  |
| --- |
| （識別行為の禁止等）第121条　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。 |

○　行政機関等匿名加工情報は、一般的な個人情報としての保護に関する規定が適用されないところ、法第69条第2項の適用対象外となり、行政機関等の所掌事務の遂行に必要な範囲内で任意に利用し得ることとなることから、「匿名加工情報」の安全性を担保するために、特定の個人を識別するための行為を禁止することとしている。

○　行政機関等匿名加工情報については、当該行政機関等匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的のために他の情報と照合することが禁止されている。一方、個人情報として利用目的の範囲内で取り扱う場合に照合を禁止するものではない。

○　照合の対象となる「他の情報」に限定はなく、本人を識別する目的を持って行う行為であれば、個人情報及び行政機関等匿名加工情報を含む情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない。

3－4－13　行政機関等匿名加工情報等の安全管理の措置（法第121条2項）

|  |
| --- |
| 2　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報、第109条第4項に規定する削除情報及び第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び次条において「行政機関等匿名加工情報等」という。）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。3　前2項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。 |

○　行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、行政機関等匿名加工情報等（行政機関等匿名加工情報、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）の漏えいを防止するために、規則で定める基準に従い、必要な措置を講じなければならない。

○　また、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合、当該受託者にも安全管理の措置を準用する。

○　なお、当該受託者は、再々委託を行った場合の受託者等二以上の段階における者も含む（3－1―6「（参考）再委託先等への安全管理措置義務の適用について」を参照のこと。）。

|  |
| --- |
| ○　当該措置は、「個人情報保護委員会規則で定める基準に従い」講じられるところ、現行の行政機関個人情報保護法等に基づく個人情報保護委員会規則が定める以下の内容を前提に、今後定める。【規則事項】ア　行政機関非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること イ　行政機関非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って行政機関非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること ウ　行政機関非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による行政機関非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること |

3－4－14　従事者の義務（法第122条）

|  |
| --- |
| （従事者の義務）第122条　行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。 |

○　行政機関等匿名加工情報は、常に個人情報に該当するものではないが、これが漏えいし、悪用されれば、行政機関等による情報の取扱いに対する国民の信頼を損なうおそれがある。

○　そこで、行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者に対して、その業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的で利用することを禁止している。

○　派遣労働者についても従事者の義務と対象としている点については、3－1－7（「行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者」について）を参照のこと。

3－4－15　匿名加工情報の取扱いに係る義務（法第123条）

|  |
| --- |
| （匿名加工情報の取扱いに係る義務）第123条　行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下この条において同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。2　行政機関等は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。3　行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。4　前2項の規定は、行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。 |

○　本条は、行政機関等が民間事業者から匿名加工情報を取得した場合についての匿名加工情報の取扱いに係る義務を定めるものである。

（参考）令和3年の個人情報保護法の改正における行政機関等における個人情報の定義の見直しとの関係について

○　従来の行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法において、行政機関及び独立行政法人等が保有個人情報を加工して作成した「行政機関非識別加工情報」等についての規律は定めているが、行政機関及び独立行政法人等が「非識別加工情報」を民間事業者等から取得した場合については、一般の個人情報と同様に行政機関個人情報保護法第2章の規律が課され得るとの整理の下、特段の規律を置いていなかった。

○　令和3年の個人情報保護法の改正により、行政機関等が取り扱う「匿名加工情報」は、個人情報該当性が認められないこととなり、一般的な個人情報と同様の規律は課されないこととなる。

○　そこで、行政機関等が民間事業者等から匿名加工情報を取得した場合について、従来の個人情報取扱事業者に対するものに準じた規律を課している。

（匿名加工情報の第三者提供に係る義務（第1項）について）

○　行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。以下同じ。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表しなければならない。

|  |
| --- |
| ○　現行の個人情報保護法第37条は、個人情報取扱事業者等における匿名加工情報の第三者提供する場合の公表等義務を定めており、これに基づき、個人情報保護委員会規則において、個人情報取扱事業者等は、匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ、インターネット等を利用し、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目や匿名加工情報の提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を電子メール又は書面等により明示しなければならないこととされている。行政機関等に対する規律については、以上の規定を前提に、今後個人情報保護委員会規則で定める。【規則事項】 |

（識別行為の禁止等（第2項）について）

○　行政機関等が他者の作成した匿名加工情報を取り扱う場合には、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報の本人を識別する目的で、次の行為を行ってはならない。

・受領した匿名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは加工の方法に関する情報を取得すること

・受領した匿名加工情報を、本人を識別するために他の情報（※）と照合すること。

※ 「他の情報」に限定はなく、本人を識別する目的を持って行う行為であれば、個人情報及び行政機関等匿名加工情報を含む情報全般と照合する行為が禁止される。また、具体的にどのような技術又は手法を用いて照合するかは問わない。

（匿名加工情報の漏えい等の防止に係る措置（第3項）について）

○　行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、必要な措置を講じなければならない。

|  |
| --- |
| ○　詳しくは、3－4－13　行政機関等匿名加工情報等の安全管理の措置を参照のこと。【規則事項】 |

（行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託を受けた者に対する準用）

○　行政機関等から匿名加工情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合、当該受託者にも識別行為の禁止及び安全管理の措置に関する規律を準用する。

　　なお、当該受託者は、再々委託を行った場合の受託者等二以上の段階における者も含む（3－1―6「（参考）再委託先等への安全管理措置義務の適用について」を参照のこと。）。

3－5　雑則

3－5－1　権限又は事務の委任（法第126条）

|  |
| --- |
| （権限又は事務の委任）第126条　行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、第2節から前節まで（第74条及び第4節第4款を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。 |

○　本条は、法の効率的な運用を図るため、行政機関の長が、一定の権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができることを定めるものである。

（委任を受ける職員の範囲について）

○　法に基づく権限又は事務は、基本的に、法の実施に最終的な責任を持つ行政機関の長に帰属させている。しかし、事務処理の効率性等の観点から、保有個人情報の所在、案件の重要性、定型性等を勘案し、当該行政機関の職員に委任した方が適切である場合があることから、政令で定めるところにより、行政機関の長の権限又は事務を委任することができることとしたものである。

○　法第5章第2節から第5節までに定める権限又は事務は国民の権利利益と直接に関係するものであることから、行政機関の長から委任を受ける職員の範囲は、委任を受けるにふさわしい組織上及び所掌事務上一定のまとまりを有する部局又は機関の長とすることが適当である。

|  |
| --- |
| ○　具体的には、行政機関個人情報保護法施行令第26条において、内部部局の長、施設等機関の長、特別の機関の長、地方支分部局の長等に委任できることを規定しており、また、行政機関の長は、委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならないこととしているところ、これを前提に、今後政令で定める。【政令事項】 |

○　本条の規定により委任を受けた職員は、受任した権限又は事務を自らの名によって行うことになる。

（委任することができる権限又は事務について）

○　行政機関の長は、法第5章第2節から第5節までに定める権限又は事務について委任することができる。

○　委任することができる権限又は事務は、具体的には、次のものが想定される。

・　安全管理の措置（法第66条第1項）

・　漏えい等の報告等（法第68条第1項及び第2項）

・　保有個人情報の利用目的外利用・提供（法第69条第2項）

・　保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条）

・　外国にある第三者への提供に係る本人の同意取得等（法第71条第1項から第3項）

・　個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第72条）

・　仮名加工情報の取扱いに係る安全管理の措置（法第73条第2項）

・　個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条第1項）

・　開示請求の受付（法第76条、第77条第1項）

・　開示請求書の補正を求めること（法第77条第3項）

・　保有個人情報の開示（法第78条）

・　部分開示（法第79条）

・　裁量的開示（法第80条）

・　保有個人情報の存否を明らかにしない請求拒否（法第81条）

・　保有個人情報の開示決定、開示請求者への通知（法第82条第1項）

・　保有個人情報の開示をしない旨の決定、開示請求者への通知（法第82条第2項）

・　開示決定等の期限の延長、開示請求者への通知（法第83条第2項）

・　大量請求の場合の開示決定等、開示請求者への通知（法第84条）

・　事案の移送に関する他の行政機関の長等との協議、事案の移送、開示請求者への通知（法第85条第1項）

・　移送を受けた場合の開示決定等（法第85条第2項）

・　移送を受けた場合の開示の実施、移送をした場合の開示の実施に　必要な協力（法第85条第3項）

・　第三者に対する意見書提出の機会の付与（法第86条第1項､第2項）

・　反対意見書を提出した第三者に対する開示決定等の通知（法第86条第3項）

・　開示の実施（閲覧又は写しの交付）（法第87条第1項）

・　他の法令による開示の実施との調整（法第88条）

・　手数料の徴収（法第89条第1項）

・　訂正請求の受付（法第90条、第91条第1項）

・　訂正請求書の記載の補正を求めること（法第91条第3項）

・　保有個人情報の訂正（法第92条）

・　保有個人情報の訂正決定、訂正請求者への通知（法第93条第1項）

・　保有個人情報の訂正をしない旨の決定、訂正請求者への通知（法第93条第2項）

・　訂正決定等の期限の延長、訂正請求者への通知（法第94条第2項）

・　特に長期間を要する場合の訂正決定等、訂正請求者への通知（法第95条）

・　事案の移送に関する他の行政機関の長等との協議、事案の移送、訂正請求者への通知（法第96条第1項）

・　移送を受けた場合の訂正決定等（法第96条第2項）

・　移送をした場合の訂正の実施（法第96条第3項）

・　保有個人情報の提供先への通知（法第97条）

・　利用停止請求の受付（法第98条、第99条第1項）

・　利用停止請求書の記載の補正を求めること（法第99条第3項）

・　保有個人情報の利用停止（法第100条）

・　保有個人情報の利用停止決定、利用停止請求者への通知（法第101第1項）

・　保有個人情報の利用停止をしない旨の決定、利用停止請求者への　通知（法第101条第2項）

・　利用停止決定等の期限の延長、利用停止請求者への通知（法第102条第2項）

・　特に長期間を要する場合の利用停止決定等、利用停止請求者への　　通知（法第103条）

・　行政機関等匿名加工情報の作成及び提供等（法第109条）

・　提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載（法第110条）

・　提案の募集（法第111条）

・　提案の受付（法第112条、第118条）

・　提案の審査等（法第114条、第118条）

・　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結（法第115条）

・　行政機関等匿名加工情報の作成等（法第116条）

・　行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載（法第117条）

・　手数料の徴収（法第119条第1項）

・　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除（法第120条）

・　安全管理の措置（法第121条第2項）

3－5－2　開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等（法第127条）

|  |
| --- |
| （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）第127条　行政機関の長等は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第112条第1項若しくは第118条第1項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 |

（保有個人情報の特定に資する情報の提供等について）

○　行政機関の長等に対し、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等をすることができるよう、適切な措置を講ずべきことを規定したものである。

○　「保有個人情報の特定に資する情報」とは、開示請求等をしようとする保有個人情報を具体的に特定するのに役立つ情報を提供することを意味する。

○　開示請求の手続について定めた法第77条では、開示請求者は、行政機関の長等に対し、開示請求書を提出することとされており、当該請求書には必要的記載事項として「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書等の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載することとされている。しかし、国民一般にとって、自己に関する情報が、開示請求をしようとする行政機関等においてどういう形で記録されているかを知ることは容易でないことが想定される。

○　同じく、訂正請求の手続について定めた法第91条及び利用停止請求の手続について定めた法第99条においても、「請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報を特定するに足りる事項」を記載することとされている。訂正請求及び利用停止請求は、開示決定を受けた保有個人情報についてなされるものであるが、請求者が当該個人情報を特定するに足りる事項を失念している場合等も想定される。

〇　また、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をしようとする者が、容易かつ的確に提案をすることができるようにする必要がある。

○　このため、本条は、開示、訂正若しくは利用停止請求者又は行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を行う者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等をすることができるようにするため、行政機関の長等に対し、行政機関等が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるべき旨を定めたものである。

○　具体的には、例えば、保有個人情報の特定に資する情報として最も重要なのは個人情報ファイル簿であり、法第75条第1項でその作成と公表が義務づけられているが、インターネットの利用等により、誰もがアクセス可能な状態にすることが考えられる（行政機関個人情報保護法施行令第10条第5項）。

（「その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置」について）

○　保有個人情報の特定に資する情報の提供以外の、開示請求等をしようとする者の利便を考慮した措置としては、請求窓口の整備、開示請求等に係る手続等の教示、案内窓口の整備等が考えられる。

3－5－3　苦情処理（法第128条）

|  |
| --- |
| （行政機関等における個人情報等の取扱いに関する苦情処理）第128条　行政機関の長等は、行政機関等における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。 |

○　「行政機関等における個人情報［中略］の取扱いに関する苦情」には、個人情報の利用・提供等に関する様々な苦情があり得る。これらについては、訴訟等によるよりも、むしろ苦情処理によって、簡易迅速な解決を図ることが適当なものが少なくないと考えられる。

○　また、行政機関等にとっても、国民から寄せられる様々な苦情について誠実かつ迅速に対応することが、行政機関等における個人情報の取扱いに関する国民からの信頼を確保するために重要である。

○　このような苦情の多くは、各行政機関等における個人情報の日常的な処理・利用との関連において発生するものであることから、まず、当該行政機関の長等の責任において、適切かつ迅速な処理に努めることが適切かつ必要であり、行政機関の長等が苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないことを規定したものである。

4　地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の義務等

4－1　定義

4－1－1　地方公共団体の機関（法第2条第11項第2号）

|  |
| --- |
| 11　この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。一　（略）二　地方公共団体の機関（議会を除く。次章、第三章及び第69条第2項第3号を除き、以下同じ。）三・四　（略） |

（地方公共団体の機関）

○　地方公共団体には、普通地方公共団体のみではなく、一部事務組合や広域連合等の特別地方公共団体も含まれる。

○　地方公共団体の機関には、知事、市区長村長、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、病院事業管理者、公営企業管理者、都道府県警本部長、消防長などのあらゆる機関が含まれる。

（地方議会の取扱い）

○　地方公共団体の議会は、国会や裁判所が行政機関個人情報保護法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外され、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされていないが、個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待される。

○　なお、次の規定においては、「地方公共団体の機関」に地方公共団体の議会が含まれる。

・国及び地方公共団体の責務等を定める規定（法第2章）

・個人情報の保護に関する施策等を定める規定（法第3章）

・行政機関等が利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用等できる事由として地方公共団体の機関に提供する場合について定める規定（法第69条第2項第3号）

4－1－2　地方独立行政法人（法第2条第11項第4号）

|  |
| --- |
| 11　この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。一～三　（略）四　地方独立行政法人（地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものを除く。第16条第2項第4号、第63条、第78条第1項第7号イ及びロ、第89条第7項から第9項まで、第119条第8項から第10項まで並びに第125条第2項において同じ。） |

○　令和3年の個人情報保護法の改正により、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、行政機関等（2－1－10を参照のこと。）に含まれることとして、個人情報の取扱い等に係る法の規定が適用されることとなる。

○　本号により、地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人（2－1－9を参照のこと。）のうち、地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務を主たる目的とするもの又は同条第2号若しくは第3号（チに係る部分に限る。）に掲げる業務を目的とするものは、行政機関等の対象から除外されている（1－2－2－2を参照のこと）。

○　地方独立行政法人法第21条第1号に掲げる業務とは、「試験研究を行うこと及び当該試験研究の成果を活用する事業であって政令で定めるもの又は当該試験研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。」と、同条第2号に掲げる業務とは、「大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと」と、同条第3号チに掲げる業務とは、「主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業」で「病院事業」を経営することとされている。

　（参考）

|  |
| --- |
| ○地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抄）（業務の範囲）第21条　地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。一　試験研究を行うこと及び当該試験研究の成果を活用する事業であって政令で定めるもの又は当該試験研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。二　大学又は大学及び高等専門学校の設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。三　主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。　　イ～ト　（略）　　チ　病院事業リ　（略）○地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）（抄）（試験研究地方独立行政法人による出資の対象となる者が実施する事業の範囲）第3条の3　法第21条第1号に規定する試験研究の成果を活用する事業であって政令で定めるものは、試験研究地方独立行政法人（法第67条の8に規定する試験研究地方独立行政法人をいう。次項において同じ。）の試験研究の成果を実用化するために必要な研究開発その他の事業とする。2　法第21条第1号に規定する試験研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものは、次に掲げる事業とする。一　前項の事業を実施する者に対し当該者の行う事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、試験研究地方独立行政法人における試験研究又は当該試験研究の成果の普及若しくは実用化（次号ロにおいて「試験研究等」という。）の進展に資するもの二　次に掲げる活動その他の活動により試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果の実用化を促進する事業（前号に掲げるものを除く。）イ　当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果の民間事業者への移転ロ　当該試験研究地方独立行政法人が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う試験研究等についての企画及びあっせんハ　当該試験研究地方独立行政法人の試験研究の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該試験研究の成果を実用化するために必要な研究開発 |

4－1－3　条例要配慮個人情報（法第60条第5項）

|  |
| --- |
| 5　この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。 |

○　法では、個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるとの考えの下、地方公共団体についても、国の行政機関と同様の要配慮個人情報の定義が適用され、関係する規律（個人情報ファイル簿の記載事項）が適用される。

○　その上で、例外的に、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものが存在する場合を考慮し、地方公共団体が条例で定めることにより、「条例要配慮個人情報」とすることができることとしており、個人情報ファイル簿の記載事項に関する特則が置かれている（法第75条第1項及び第4項）。

○　地方公共団体によっては、現状、条例により、要配慮個人情報に相当する情報を定義した上で、その取得等に関する固有の規律を整備している例がある。この点、令和3年改正法の趣旨は、社会全体のデジタル化に対応するため法律で全国的な共通ルールを設定し、国のガイドラインや助言により制度の適正な運用を図ることにあるため、法に基づく規律（個人情報ファイルの表記に関するもの）を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する固有のルールを付加することや、当該地方公共団体に関連する民間の個人情報取扱事業者等における取扱を対象に固有の規律を付加する等の対応は、許容されない。

○　なお、令和3年改正法においては、要配慮個人情報に限らない個人情報一般の取扱いについて、例えば、法令に定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限って取得することができることとし（法第61条）、また、不適正な取得を禁止する（法第64条）などしており、要配慮個人情報や条例要配慮個人情報についても、これら個別の規定を適正に運用することで、必要な保護が図られると考えられる。

○　また、条例要配慮個人情報は、当該条例要配慮個人情報を定めた地方公共団体及び当該地方公共団体が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報にのみ適用されるものであり、個人情報取扱事業者、国の行政機関等他の地方公共団体及び他の地方公共団体が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報の取扱いに適用が及ぶものではない。

○　その他条例要配慮個人情報については、4－3－1を参照のこと。

4－2　地方公共団体及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱い

4－2－1　安全管理措置（法第66条）

|  |
| --- |
| 　（安全管理措置）第66条　行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。2　前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。一　行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者　当該委託を受けた業務二　指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）　公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務三　第58条第1項各号に掲げる者　法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの四　第58条第2項各号に掲げる者　同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの五　前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者　当該委託を受けた業務 |

○　安全管理措置については、3－1－6を参照のこと。

（「オンライン結合」制限規定）

○　令和3年の個人情報保護法の改正は、社会全体のデジタル化が進む中、法律で全国的な共通ルールを設定し、国のガイドラインや助言により制度の適正な運用を図ることにより、社会の変化に対応した個人情報の適切な保護とデータ流通の両立を実現することも目的としたものである。

○　オンラインで個人情報を提供するに当たっては、今後、委員会が策定するガイドライン等を参考に、保有個人情報の漏えい等を防ぐための措置を講ずること（法第66条）、漏えい等により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合には保有個人情報の提供を行わないこと（法第69条第２項）、保有個人情報を提供する場合において、当該個人情報の提供を受ける者に対し、必要に応じて、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めること（法第70条）等が求められることとなる。

○　令和3年改正法においては、安全管理措置や第三者提供の制限等に関する規定を設けており、これらの規定を適正に運用することで、オンライン・オフラインを問わず、必要な保護が図られることから、オンライン化や電子化のみに着目した特則を設けることとはしていない。

○　以上より、従来の個人情報保護条例において見られた、いわゆる「オンライン結合」を制限する規定に関しては、前述の規定の運用によりその目的を達成できると考えられるとともに、こうした令和3年改正法の考え方にそぐわないことから、条例においてこのような規定を定めることは、許容されない。

（指定管理者が行う公の施設の管理の業務（第2項第2号）について）

○　地方自治法に規定される指定管理者については、個人情報取扱事業者である場合には、当該事業者に関する民間部門の規律の適用を受けるほか、同法が規定する公の施設の管理の業務については、本号により行政機関の長等に対する安全管理措置義務の規定が準用される。

○　なお、指定管理者が公の施設の管理業務を通じて取得した個人情報についての、第5章第4節の規定に基づく地方公共団体の機関に対する開示等請求及び審査請求並びに第4章第2節の規定に基づく指定管理者への開示等請求及び審査請求の取扱いについては、別途、検討を行う。

（第58条第1項各号に掲げる者が法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの（第2項第3号）について）

|  |
| --- |
| ○　法第58条第1項各号において、別表第2に掲げる法人（1－2－2－1を参照のこと。）並びに地方独立行政法人のうち試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの、大学等の設置及び管理等を目的とするもの及び病院事業の経営を目的とするもの（1－2－2－2を参照のこと。）を規定しており、これらの者が法令に基づき行う業務であって政令で定めるものについては、行政機関等に準ずる安全管理措置の義務が課される。政令で定めるものについては、各法人等の業務の性質等を踏まえ、今後定める。（再掲）【政令事項】 |

（第58条第2項各号に掲げる者が同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの（第2項第4号）について）

|  |
| --- |
| ○　法第58条第2項各号において、地方公共団体の機関が行う病院及び診療所並びに大学の運営の業務（1－2－2－2を参照のこと。）並びに独立行政法人労働者健康安全機構が行う病院の運営の業務（1－2－2－3を参照のこと。）を規定しており、これらの業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるものについては、行政機関等に準ずる安全管理措置の義務が課される。政令で定めるものについては、各法人等の業務の性質等を踏まえ、今後定める。（再掲）【政令事項】 |

（第66条第2項各号に定める業務に対する他の規定の適用について）

○　法第66条第2項各号に定める業務に従事している者等について、業務に関して知り得た個人情報の取扱いに関する義務規定が適用されるとともに（法第67条）、行政機関の職員等と同様の罰則規定の一部が適用される（法第176条及び第180条）ことになるため、その行う業務に従い、それぞれの規律に従った個人情報の取扱いを行うことが必要になる。

4－3　個人情報ファイル

4－3－1　個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条第4項）

|  |
| --- |
| （個人情報ファイル簿の作成及び公表）第75条　行政機関の長等は、政令で定めるところにより、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下この章において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。2・3　（略）4　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての第1項の規定の適用については、同項中「定める事項」とあるのは、「定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨」とする。5　（略） |

○　個人情報ファイルを保有する行政機関の長等は、その保有する個人情報　ファイルに関して一定の事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこととされている（法第75条第1項。3－2－2を参照のこと。）。

○　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が作成する個人情報ファイル簿には、行政機関及び独立行政法人等が作成する場合に記載しなければならない事項に加えて、記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載しなければならない（条例要配慮個人情報については、4－1－3を参照のこと。）。

4－3－2　個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿の作成及び公表（法第75条第5項）

|  |
| --- |
| （個人情報ファイル簿の作成及び公表）第75条　（略）2～4　（略）5　前各項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない。 |

○　法において、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、行政機関及び独立行政法人等と同様に、個人情報ファイル簿の作成及び公表等が義務付けられている（法第75条第1項。3－2－2を参照のこと。）。

○　他方で、令和3年の改正個人情報保護法の施行前においては、多くの地方公共団体において条例により「個人情報取扱事務登録簿」等が作成されている。

○　個人情報取扱事務登録簿等は、国において個人情報ファイル簿が国民の開示請求権を保障（個人情報の保護）する重要な仕組みであることと同様、地方公共団体においては、住民の開示請求権を保障する重要な仕組みとして定着しており、法においても、個人情報ファイル簿とは別に、引き続き個人情報取扱事務登録簿等を作成・公表することを認めている。

4－4　開示、訂正及び利用停止

4－4－1　開示

|  |
| --- |
| （保有個人情報の開示義務）第78条　行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。　一～七　（略）2　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの（」とする。 |

（不開示情報に関する情報公開条例との調整規定について）

○　本条第1項各号において、行政機関情報公開法における不開示情報とほぼ同様のものとして、個人に関する情報（第1号及び第2号）、法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報（第3号）、国の安全等に関する情報（第4号）、公共の安全等に関する情報（第5号）、審議、検討等に関する情報（第6号）、事務又は事業に関する情報（第7号）について不開示情報に該当するものの規定がされている。

○　他方、地方公共団体における情報公開条例は必ずしも行政機関情報公開法と同じ定めとはなっていないことから、本条第2項は、地方公共団体における情報公開条例の規定との整合を図ることを定めている。

○　具体的には、（1）第1項各号に掲げる不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは当該不開示情報には含まないこととするとともに、（2）行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、第1項が定める不開示情報とすることとしている。

|  |
| --- |
| （事案の移送）第85条　行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報が当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等から提供されたものであるとき、その他他の行政機関の長等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。3　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第82条第1項の決定（以下この節において「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。 |

○　法第85条は、他の行政機関の長等への開示請求事案の移送について、その要件及び手続を定めるものである。

○　開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものであるときなどは、当該他の行政機関等の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、行政機関の長等は、当該他の行政機関の長等と協議の上、事案を移送することができることとした。

○　規定上、行政機関の長等の間において移送できることとし、特段の限定もなされていないため、国の行政機関及び独立行政法人等の間における移送のほか、行政機関及び地方公共団体の機関の間や、地方公共団体の機関同士での移送を行いうることとされている。

（移送について）

○　事案の移送については、3－3－1－9を参照のこと。

○　なお、当然のことではあるが、事案が「たらい回し」にされるなどの不適当な移送が行われることにより本人に不当な不利益が生じることがあってはならない。

|  |
| --- |
| （手数料）第89条　行政機関の長に対し開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。2　地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。3　前2項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。4　独立行政法人等に対し開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。5　前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第1項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。6　独立行政法人等は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。7　地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。8　前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第2項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。9　地方独立行政法人は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。 |

○　地方公共団体の機関においては、手数料の額は、実費の範囲内において条例で定めることとされている。

○　また、地方独立行政法人は、実費の範囲内において、かつ、地方公共団体の機関が自らに対する開示請求に係る手数料の額として条例で定める額を参酌して、手数料の額を定めることとされている。

○　手数料の定めについては、3－3－1－13を参照のこと。

4－4－2　訂正

|  |
| --- |
| （訂正請求権）第90条　何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。一　開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報二　開示決定に係る保有個人情報であって、第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの2・3　（略）　 |

○　令和3年の個人情報保護法の改正前においては、一定の地方公共団体において、条例が定める訂正請求の手続において開示請求の実施を前提とせずに訂正請求を認める取扱いが見られるところであるが、法においては、訂正請求の対象となる保有個人情報は、開示決定に基づき開示を受けた個人情報又はそれに相当するものとされており、開示の請求がなされていることを前提としている。

○　訂正請求権については、3－3－2－1を参照のこと。

|  |
| --- |
| （事案の移送）第96条　行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が第85条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長等は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長等において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなす。3　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長等が第93条第1項の決定（以下この項及び次条において「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。 |

○　本条は、他の行政機関の長等への訂正請求事案の移送について、その要件及び手続を定めるものである。

○　訂正請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものであるときなどは、当該他の行政機関等の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、行政機関の長等は、当該他の行政機関の長等と協議の上、事案を移送することができることとした。

○　規定上、行政機関の長等の間において移送できることとし、特段の限定もなされていないため、国の行政機関及び独立行政法人等の間における移送のほか、行政機関及び地方公共団体の機関の間や、地方公共団体の機関同士での移送を行いうることとされている。

（移送について）

○　事案の移送については、3－3－1－9及び3－3－2－6を参照のこと。

○　なお、当然のことではあるが、事案が「たらい回し」にされるなどの不適当な移送が行われることにより本人に不当な不利益が生じることがあってはならない。

4－4－3　利用停止

|  |
| --- |
| （利用停止請求権）第98条　何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。一　第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき　当該保有個人情報の利用の停止又は消去二　第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき　当該保有個人情報の提供の停止2・3　（略） |

|  |
| --- |
| （利用停止請求の手続）第99条　利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を行政機関の長等に提出してしなければならない。一　利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所二　利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項三　利用停止請求の趣旨及び理由2・3　（略） |

○　令和3年の個人情報保護法の改正前においては、一定の地方公共団体において、条例が定める利用停止請求の手続において開示請求の実施を前提とせずに利用停止請求を認める取扱いが見られるところであるが、法においては、利用停止請求に当たっては、開示の請求がなされていることを前提としている。

○　利用停止請求権については、3－3－3－1を参照のこと。

4－4－4　審査請求

|  |
| --- |
| （審査会への諮問）第105条　開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。一　審査請求が不適法であり、却下する場合二　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）三　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合四　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合2　前項の規定により諮問をした行政機関の長等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。一　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び第107条第1項第2号において同じ。）二　開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）三　当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）3　前2項の規定は、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人について準用する。この場合において、第1項中「情報公開・個人情報保護審査会（審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長等が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）」とあるのは、「行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関」と読み替えるものとする。 |

|  |
| --- |
| （地方公共団体の機関等における審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）第106条　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項から第3項まで、第17条、第40条、第42条、第2章第4節及び第50条第2項の規定は、適用しない。2　地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求についての次の表の上欄に掲げる行政不服審査法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。※読替表については省略 |

（特例の趣旨等について）

○　行政不服審査法では審査庁が審理員を指名し、審理手続を進めることとされているが、国においては、保有個人情報の開示決定等に係る審査請求については、有識者である委員への諮問を通じて、当該保有個人情報が開示できるか否かを客観的に決定することとされ、行政機関個人情報保護法において行政不服審査法の特例が設けられていた。

○　同様に、令和3年の個人情報保護法の改正前においては、地方公共団体において、当該審査請求について、当該地方公共団体が条例により設置する審査会等に諮問を行うこととし、行政不服審査法第9条第1項の規定により、同法における審理員指名及び審理員審理の規定を適用しないこととしている例が存在する。この特例により、より専門的、中立的かつ効率的に審査され、また、重複するような手続が省略され、迅速に審理が進められるという利益が審査請求人にもたらされることとされている。

○　令和3年の個人情報保護法の改正により、改正後の法による開示決定等は法律に基づく処分になることから、法改正以降も同様の利益を審査請求人にもたらすために、令和3年改正法において、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は法第105条第3項により準用する同条第1項に基づき第三者機関に当該審査請求について諮問することとされるとともに、第106条において、行政不服審査法第9条第1項から第3項まで、第17条、第40条、第42条、第2章第4節及び第50条第2項の規定の適用を除外し、審理員による審理手続を設けないこととするとともに、審理手続に関連する条項の読み替え規定を設けることとした。

（地方公共団体が条例により設置する審査会等について）

○　法第105条第3項により、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に対して諮問すべきこととされているところ、令和3年の個人情報保護法の改正前に地方公共団体において設置している個人情報保護審査会等を、同各項の機関とすることで、引き続きこれらの審査会等に対して諮問することが可能である。

○　なお、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関は、地方公共団体において、一つの機関しか置けないこととはされていないことから、同各項の機関として設置している行政不服審査会等とは別に、個人情報保護審査会等を同各項の機関として設置し、諮問機関とすることは可能である。

○　また、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に位置づけられた個人情報保護審査会等については、行政不服審査法第81条第3項により、同法第5章第1節第2款（審査会の調査審議の手続）の規定が準用される。そのほか、提出資料の閲覧等に係る手数料（同法第81条第3項）、同法第81条第1項又は第2項の機関の組織及び運営に関し必要な事項を条例で定めることが必要である。

4－4－5　開示請求等の手続並びに審査請求の手続に関する条例の定め

|  |
| --- |
| 第108条　この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。 |

○　保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、法や行政不服審査法の規定に反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

（条例で定めることが想定されるものの例）

・　開示等の請求の処理を迅速かつ適切に行うため、請求書の記載事項に必要な事項を追加する

・　開示等の請求の処理期限を法の規定より短い期間とする

4－5　行政機関等匿名加工情報の提供等

|  |
| --- |
| （提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載）第110条　行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第75条第1項の規定の適用については、同項中「第10号」とあるのは、「第10号並びに第110条各号」とする。一　第112条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨二　第112条第1項の提案を受ける組織の名称及び所在地 |

|  |
| --- |
| （提案の募集）第111条　行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に前条第1号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この節において同じ。）について、次条第1項の提案を募集するものとする。 |

○　令和3年の個人情報保護法の改正により、都道府県及び指定都市の機関及び地方独立行政法人においては、定期的に、行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものとされた（法第111条）。

|  |
| --- |
| 附　則（行政機関等匿名加工情報に関する経過措置）第7条　都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人についての第110条及び第111条の規定の適用については、当分の間、第110条中「行政機関の長等は、」とあるのは「行政機関の長等は、次条の規定による募集をしようとする場合であって、」と、第111条中「ものとする」とあるのは「ことができる」とする。 |

○　ただし、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関並びに地方独立行政法人については、当分の間、行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施は任意とされている（法附則第7条関係）。

○　行政機関等匿名加工情報の提供等については、3－4を参照のこと。

|  |
| --- |
| （手数料）第119条　（略）2　（略）3　第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。4　前条第2項において準用する第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。5～7　（略）8　第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。9　前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第3項又は第4項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。10　地方独立行政法人は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。 |

○　行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を提案し、その提案が　審査基準に適合すると認められ、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長等と締結する者は、手数料（独立行政法人等の場合は利用料）を納めなければならない。

○　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する場合の手数料は、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額としている。

|  |
| --- |
| ○　「実費を勘案して政令で定める額」については、地方公共団体における運用等の状況も踏まえつつ、今後政令で定める。【政令事項】 |

○　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する場合の手数料は、実費を勘案し、地方公共団体の機関における行政機関匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料の額として条例で定める額を参酌し、地方独立行政法人が定めることとしている。なお、当該手数料の額を定めた場合には、一般の閲覧に供しなければならない。

○　行政機関等における手数料の定めについては、3－4－10を参照のこと。

4－6　地方公共団体に置く審議会等への諮問（法第129条）

|  |
| --- |
| （地方公共団体に置く審議会等への諮問）第129条　地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。 |

○　本条は、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができることを定める。

○　この点、令和3年の個人情報保護法の改正前においては、地方公共団体が個人情報を取り扱う際に、地方公共団体に設置する個人情報保護審議会等へ諮問をすることとしている例が存在した。

○　法律による全国的な共通ルールの下で、国のガイドライン等により制度の適正な運用が図られることとなり、また、地方公共団体は、必要に応じて、専門性を有する個人情報保護委員会に助言を求めることも可能となることから、個別の事案について審議会等の意見を聴く必要性は大きく減少するものと考えられる。

○　したがって、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。

○　もっとも、定型的な事例についての事前の運用ルールの検討も含め、審議会等が個人情報保護制度の運用やその在り方についての調査審議を行うことは可能と考えられる。

5　個人情報保護委員会による監視等

5－1　個人情報保護委員会による監視（法第156条、第157条、第158条、第159条及び第160条）

|  |
| --- |
| （資料の提出の要求及び実地調査）第156条　委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等（会計検査院長を除く。以下この款において同じ。）に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求め、又はその職員に実地調査をさせることができる。 |

|  |
| --- |
| （指導及び助言）第157条　委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。 |

|  |
| --- |
| （勧告）第158条　委員会は、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いについて勧告をすることができる。 |

|  |
| --- |
| （勧告に基づいてとった措置についての報告の要求）第159条　委員会は、前条の規定により行政機関の長等に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長等に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めることができる。 |

|  |
| --- |
| （委員会の権限の行使の制限）第160条　第149条第1項の規定の趣旨に照らし、委員会は、行政機関の長等が第57条第1項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとする。 |

○　令和3年の個人情報保護法の改正により、公的部門及び民間部門に係る規律が個人情報保護法に規定され、個人情報保護委員会が一元的に当該規律を解釈運用することとなった。

○　これにより、個人情報保護委員会は、法第5章の規定の円滑な運用を確保するために必要な場合には、行政機関の長等に対して、資料の提出の要求及び実地調査（法第156条）、指導及び助言（法第157条）並びに勧告（法第158条）を行うとともに、勧告に基づいてとった措置についての報告の要求（法第159条）を行うことが可能とされている。

○　なお、報道機関、著述を業として行う者、宗教団体及び政治団体については一定の場合において法第4章の規定の適用が除外されており、個人情報保護委員会は、行政機関の長等がこれらの者に対して個人情報等を提供する行為については、その権限を行使しないものとされている。

5－2　施行の状況の報告（法第165条）

|  |
| --- |
| （施行の状況の公表）第156条　委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。2　委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。 |

○　法の規律等が十分機能しているかどうかは、法の目的に照らして重要な意味があり、行政機関等における法の施行の状況を把握し、必要と認める場合にはその監視措置を適時適切に講ずる必要がある。

○　また、法の施行の状況を広く国民に明らかにして透明性を高め、法及びその運用に関して正確な理解を深めることも重要である。

○　さらに、法の制定当時に予想されていなかった新たな状況、問題が発生することは、変化の多い社会における制度である以上当然のことでもあり、この観点からも法の施行状況を把握する仕組みが重要である。

○　このため、個人情報保護委員会は、各行政機関の長等から、法律の施行の状況についての報告を求めることができることとし、毎年度当該報告を取りまとめ、その概要を公表することとしたものである。

（概要の公表（第2項）について）

○　「その概要を公表する」としているのは、提出された報告を国民に分かり易く整理し、又は解説を加えて公表する趣旨であり、公表の方法としては、例えば、インターネットの利用、印刷物の配布、報道機関発表等が考えられる。

5－3　地方公共団体による必要な情報の提供等の求め（法第166条）

|  |
| --- |
| （地方公共団体による必要な情報の提供等の求め）第166条　地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。2　委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。 |

○　本条は、個人情報保護委員会が、地方公共団体の求めに応じ、必要な情報提供や技術的助言を行うことを法律上の責務として明記している。

5－4　条例の届出（法第167条）

|  |
| --- |
| （条例を定めたときの届出）第167条　地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。2　委員会は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。3　前2項の規定は、第1項の規定による届出に係る事項の変更について準用する。 |

○　地方公共団体の長は、この法律の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない。

○　本条は、条例の届出について規定するものであり、個人情報保護委員会が届出に際し、事前に内容の審査や確認を行うことなどについては規定していない。他方、法は、個人情報保護委員会が、地方公共団体の求めに応じ、必要な情報提供や技術的助言を行うことを法律上の責務として規定（法第166条）しており、条例案の策定過程において、地方公共団体から個人情報保護法の解釈等について、個人情報保護委員会に対して必要な情報の提供を求めることは想定される。

○　地方公共団体における条例については、令和3年改正法の施行後は、地方公共団体における個人情報の取扱いについては基本的には国の共通ルールにより規律されることになるため、既存の規定の大部分は削除されることとなると考えられる。

○　ただし、手続規則や地域の特性に応じて特に必要な場合の独自の保護措置については、法の趣旨・目的に照らし、引き続き条例で定めることが可能な場合もあると考えられる。条例で定められるものとして許容されるもの（許容されないもの）は、以下のとおり。

　（条例に規定されることが想定されるもの）

・　本人開示等請求における手数料（法第89条第2項）

・　行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）

（条例に規定が置かれることが許容されるもの）

・　「条例要配慮個人情報」の内容（法第60条第5項）

・　個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）

・　本人開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）

・　本人開示請求等の手続（法第107条第2項、第108条）

・　個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第129条）

（条例に規定が置かれることが許容されないもの）

・ 個人情報に死者に関する情報を含める規定

・ 令和3年改正法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定

・ オンライン結合制限に関する規定

・ 目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定

・ 開示請求等の手続について令和3年改正法の規定よりも処理期間を延長する規定

・個人情報取扱事業者、個人等による個人情報の取扱等に関する独自の規制

○　なお、個人情報保護委員会は、個人情報保護法の一元的な解釈権限を有することから、条例の規定であってもそれに基づく地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における個人情報等の取扱いについて、法の規定の円滑な運用を確保するために指導・助言等を行うことがあり得る。